

第3編 災害応急対策計画

第1部 非常時活動体制に関する対応計画

第1章 地震発災初期及び警戒対策

第1節 震度5弱以下の地震が発生した場合

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 平常時の部名称

第2 初動対応上の基本指針

- 1 総務部及び市民局においては、地震災害対策関係部及び他部と連携・協力し、できる限り先行的に必要な要員を配置し、応急活動体制における本部及び支部指揮機能を確保する。
- 2 市内各地域に関する情報収集・協力団体への連絡及び初期対応は、支部を中心に行う。
- 3 府・国・防災関係機関・団体等への配備体制通報及び被害発生状況連絡は、最優先で行う。
- 4 住民への避難に関する事項は、別途定める「京丹後市避難情報発令基準」に基づき実施する。
- 5 水防法に基づく「洪水浸水想定区域」及び土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等」への避難に関する事項は、別途定める「京丹後市避難情報発令基準」に基づき実施する。
- 6 被害状況により必要な場合は、より高次の体制へ遅滞なく切り替え適切に対応する。

第3 初動対応のめやす

1 総務部

区分	勤務時間内	勤務時間外
震度4地震発生 津波注意報発表	<ul style="list-style-type: none"> ●総務課→危機管理監 □震度4地震発生報・津波注意報受信連絡、災害警戒本部体制配備発令報告(市長へ) ●総務課→部内・府・国出先機関 <ul style="list-style-type: none"> →各部庶務・連絡担当課 →秘書広報広聴課 →各市民局 →消防本部・関係機関 □震度4地震発生報・津波注意報伝達、所管事項防災情報、災害情報収集・報告指示、要請 □災害警戒本部体制配備指示又は通知 □海岸部地域向け津波避難・警戒指示又は通知 ●総務課→秘書広報広聴課 <ul style="list-style-type: none"> □市民向け広報体制確保(市HP等サイト) □海岸部地域向け津波避難呼び掛け ●総務課→消防本部→団本部 <ul style="list-style-type: none"> □海岸部地域向け津波警戒・監視巡回指示 □連絡体制確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●宿・日直嘱託員→総務課職員 □震度4地震発生報・津波注意報受信連絡 ●総務課職員 <ul style="list-style-type: none"> □直ちに登庁 □勤務時間内に準ずる対応

区分	勤務時間内	勤務時間外
震度5弱地震発生 津波警報・大津波警報発表	<ul style="list-style-type: none"> ●総務課→危機管理監 □震度5弱地震発生報・津波注意報受信連絡、災害警戒本部体制配備発令報告（市長へ） ●総務課→部内・府・国出先機関 <ul style="list-style-type: none"> →各部庶務・連絡担当 →秘書広報広聴課 →各市民局 →消防本部・関係機関 □震度5弱地震発生報・津波警報・大津波警報伝達、災害警戒本部体制配備指示又は通知 □大津波警報発表時は、防災行政無線等あらゆる手段を用いて住民へ遅延無く周知 □所管事項防災情報、災害情報収集・報告指示、要請 □海岸部地域向け津波避難・警戒指示又は通知 ●総務課→秘書広報広聴課 <ul style="list-style-type: none"> □市民向け広報体制確保(市HPサイト) □海岸部地域向け津波避難呼び掛け ●総務課→消防本部→団本部 <ul style="list-style-type: none"> □海岸部地域向け津波警戒・監視巡回指示 □連絡体制確保 ●危機管理監→市長 □被害状況により災害対策本部設置意見具申 	<ul style="list-style-type: none"> ●宿・日直囑託員→総務課職員 □震度5弱地震発生報・津波警報受信連絡 ●総務課職員 <ul style="list-style-type: none"> □直ちに登庁 □勤務時間内に準ずる対応

2 建設部

区分	勤務時間内	勤務時間外
震度5弱地震発生 津波警報・大津波警報発表	<ul style="list-style-type: none"> ●管理課→部内・府・国出先機関 □震度5弱地震発生報・津波警報・大津波警報、災害警戒本部設置連絡 □道路、河川、海岸等所管事項防災情報、災害情報収集 ●部内所管課→関係団体等 <ul style="list-style-type: none"> □道路、河川、海岸等所管事項防災情報、災害情報収集 □連絡体制確保 □応援出動要請 ●管理課→総務課 <ul style="list-style-type: none"> □以上に関する復命報告（第1報） 	<ul style="list-style-type: none"> ●管理課防災担当職員 <ul style="list-style-type: none"> □緊急登庁 □その他勤務時間内に準ずる対応

3 各部

区分	勤務時間内	勤務時間外
震度5弱地震発生 津波警報・大津波警報発表	<ul style="list-style-type: none"> ●庶務担当課→部内・関係機関・団体等 □震度5弱地震発生報・津波警報・大津波警報、災害警戒本部設置連絡 □所管事項防災情報、災害情報収集 ●部内所管課→関係団体等 <ul style="list-style-type: none"> □団体等を通じた所管事項防災情報、災害情報収集 □必要な場合津波避難又は警戒指示 □連絡体制確保 □応援出動要請 ●庶務担当課→総務課 <ul style="list-style-type: none"> □以上に関する復命報告（第1報） 	<ul style="list-style-type: none"> ●各部庶務担当課防災担当職員 <ul style="list-style-type: none"> □緊急登庁 □その他勤務時間内に準ずる対応

4 各市民局

区分	勤務時間内	勤務時間外
震度4 地震発生 津波注意報 発表表	<ul style="list-style-type: none"> ●市民局→局内・各部出先課等 →区長及び協力団体等 □震度4地震発生報・津波注意報、災害警戒本部○○ 支部設置連絡 □所管地区内道路、河川、海岸等防災情報、災 害情報収集指示又は要請 □応急対策用資機材確保指示又は要請 □分団・区長・団体等との連絡体制確保 ●各部出先課等→学校・保育所・団体等 □学校・保育所・団体等を通じた防災情報、災 害情報収集 □必要な場合津波避難又は警戒指示 □必要に応じて応援出動、準備要請 □連絡体制確保 ●市民局→総務課 □以上に関する復命報告（第1報） 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民局防災担当職員 （連絡を受けた場合） □緊急登庁 □その他勤務時間内に準ずる対応
震度5 弱地震 発生 津波警 報・大 津波警 報発表表	<ul style="list-style-type: none"> ●市民局→局内・各部出先機関 →区長及び協力団体等 □震度5弱地震発生報・津波警報・大津波警 報、災害警戒本部○○支部設置連絡 □大津波警報発表時は、防災行政無線等あらゆる 手段を用いて住民へ遅延無く周知 □所管地区内道路、河川、海岸等防災情報、災 害情報収集指示又は要請 □必要な場合津波避難又は警戒指示 □応急対策用資機材確保指示又は要請 □分団・区長・団体等との連絡体制確保 ●各部出先課等→学校・保育所・団体等 □学校・保育所・団体等を通じた防災情報、災 害情報収集 □必要な場合津波避難又は警戒指示 □応援要請 □連絡体制確保 ●市民局→総務課 □以上に関する復命報告（第1報） □必要に応じて支部体制強化のための応援要員 の派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民局防災担当職員 □緊急登庁 □その他勤務時間内に準ずる対応

第2節 震度5強以上の地震が発生した場合

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 平常時の部名称

第2 初動対応上の基本指針

- 1 市長の災害対策本部設置の指示を待つことなく、総務部及び市民局においては、地震災害対策関係部及び他部と連携・協力し、できる限り先行的に必要な要員を配置し、本部及び支部指揮機能の確保・維持に努める。
- 2 市内各地域に関する情報収集・協力団体への連絡及び初期対応は、支部を中心に行う。市各部は、要員について不足することがないように、対象地域在住職員を中心に応援派遣する。
- 3 府・国・防災関係機関・団体等への配備体制通報及び被害発生状況連絡は、最優先で行う。これにより事態のいかなる推移・急変に際しても迅速な応急対策実施を期する。
- 4 震度6弱以上の地震が発生した場合、発災直後においては勤務時間内外を問わず、緊急初動体制により延焼火災、危険物爆発、有毒ガス流出等の二次災害の未然防止、建物倒壊、土砂崩れ等による生き埋め者救出、重傷者の救命医療救護等人的被害の軽減に全力を集中する。
- 5 休日・夜間に震度5強以上の地震が発生した場合は、あらかじめ指名する緊急時指定職員が速やかに峰山本庁舎その他の庁舎にかけつけ、それぞれ本部及び各支部における災害対策本部体制又は緊急初動体制の編成、指揮に着手し、正規の本部指令班及び各部幹部職員又は庶務要員、支部総務班が参集し次第任務を引き継ぐものとする。

第3 初動対応のめやす

1 活動体制

震度		勤務時間内	勤務時間外
□ 5強	→	災害対策本部	緊急時指定職員による災害対策本部 ↓ 災害対策本部
□ 6弱以上	→	緊急初動体制 ↓ 災害対策本部	緊急時指定職員による緊急初動体制 ↓ 災害対策本部

2 緊急初動体制

(1) 消防指揮所の指揮による緊急初動体制

緊急初動体制においては、消防長を長とする消防指揮所の指揮のもと、延焼火災阻止、建物倒壊・土砂崩れ等による生存者救出のための緊急初動活動を行い、消防長が不要と認めた時点又は災害対策本部体制が確立した時点における市長の指示により解除される。

ア 消防指揮所及び消防署隊・消防団隊

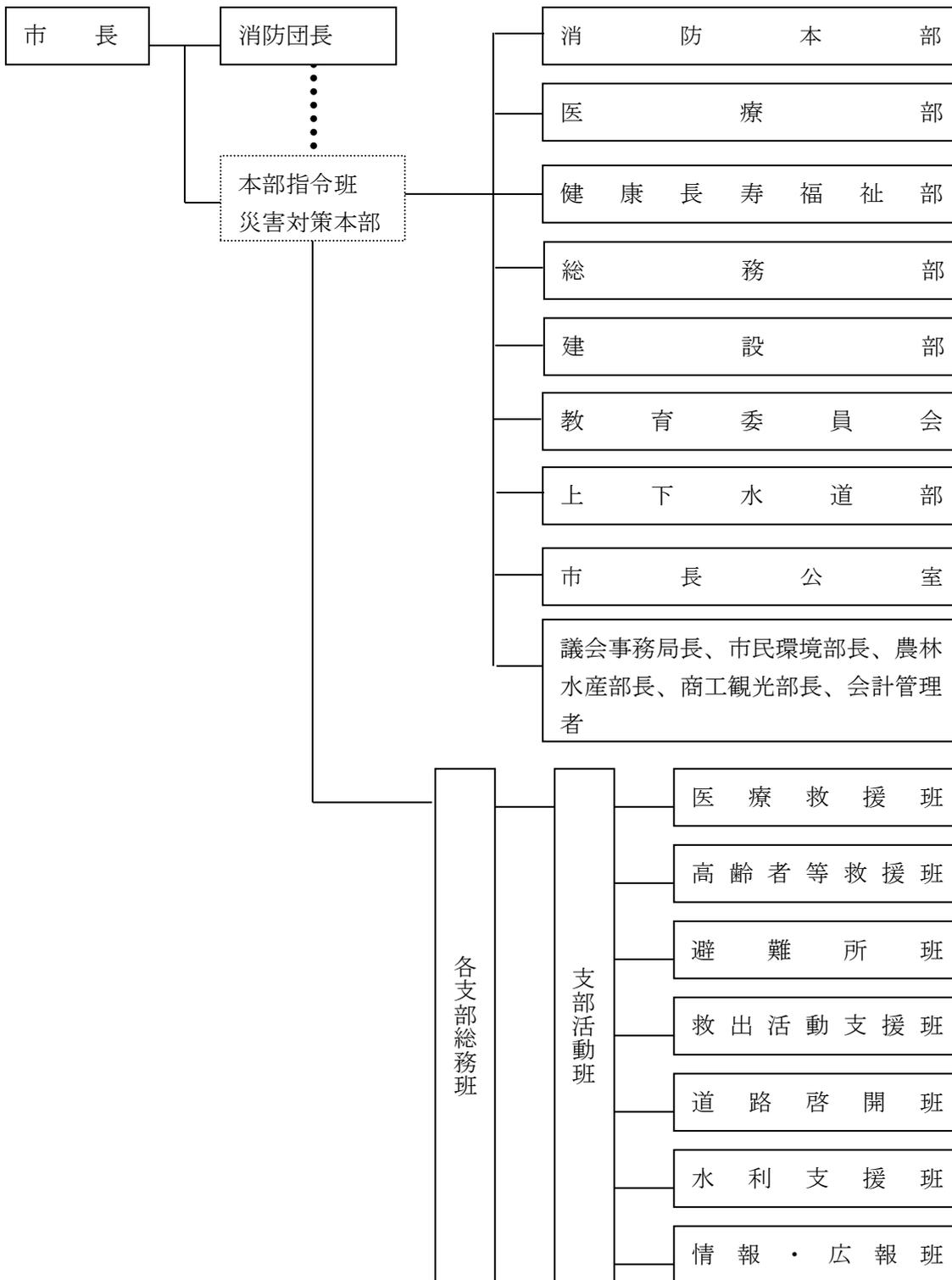
消防指揮所は、消防本部内に設置し、指揮隊、情報隊、総務隊をもって構成する。消防指揮所及び消防署隊・消防団隊に関する必要な措置等については、京丹後市警防活動規程による。

イ 本部指令班及び各支部総務班

本部指令班及び各支部総務班は、勤務時間内については災害対策本部組織上の部の事務分掌に基づく正規担当職員により、また勤務時間外については緊急時指定職員又は先着正規担当職員により編成する。

ウ 本部及び支部各活動班

各活動班は、災害対策本部組織上の部の事務分掌に基づき、勤務時間内については各部の長が部の職員のうちから、勤務時間外については各部緊急時指定職員又は各部先着上位の職員が参集した部の職員により臨時に編成する。



(2) 緊急時指定職員

危機管理監、各部長及び各市民局長は、本部指令班、各部庶務担当要員及び各支部総務班の要員となる職員について、居住地その他の事情により震度5強以上の地震発生後徒歩1時間以内にそれぞれの配備場所に参集することが困難と認められるときは、所属の如何を問わず徒歩1時間以内に参集可能な職員のうちより「緊急時指定職員」として、代替要員を指名しておくことができるものとする。

「緊急時指定職員」に指名された職員は、夜間・休日において、京丹後市域に震度5強以上の地震が発生した場合又はテレビ・ラジオ等で発生したことを知った場合は、自主的に各指定庁舎に参集する。

3 緊急初動体制における活動のめやす

(1) 本部指令班要員

ア 指揮実施上の基本指針

- 延焼火災、危険物爆発、有毒ガス流出等の2次災害（以下「延焼災害等」という。）の未然防止（阻止）を第一に行う。
- 延焼火災等発生を回避できる見込みの場合は、建物等倒壊による生理者の救出、重傷者の救命医療救護等人的被害の軽減に全力を集中する。
- 市の持つ総合的防災力の最大限動員を図る。
- 被災者をはじめとする市民との情報収受ルート、警察署・府・国・自衛隊等防災関係機関、協力団体との連携・協力ルートの網羅的確保を行う。
- 災害対策本部体制の全面的な確立を得るまでの間（発災後6時間をめやすとする。）、もしくは延焼火災等発生を回避できる見込みが立つまでの間については、市の各部・機関は、消防本部に設置される消防指揮所のもと、必要な支援・協力活動を行う。

イ 指揮手順のめやす

時期区分	措置のめやす
発生後～2時間	<input type="checkbox"/> 津波襲来可能性の有無の把握 <input type="checkbox"/> 津波襲来危険がある場合の安全な高台への避難の呼び掛け、徹底 <input type="checkbox"/> 市民通報、119番通報、職員の収集情報等による災害の全体像の把握及び想定 <input type="checkbox"/> 初動方針の決定 <input type="checkbox"/> 警察署、府・国・自衛隊等各機関及び団体への連携・協力の要請 <input type="checkbox"/> 電力会社等ライフライン機関への通報及び協力の要請 <input type="checkbox"/> 危険物爆発、有毒ガス流出等阻止、消火、救助・救急、警戒その他の人的・物的被害軽減のための活動 <input type="checkbox"/> その他基本目標達成のための諸活動
～6時間 (24時間)	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な上記の措置の継続 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制への移行

ウ 発生当日に緊急に取り組むべき措置のめやす

活動目標	必要な資機材等	措置のめやす
市街地火災発生を防ぐ	<input type="checkbox"/> 消火用水 <input type="checkbox"/> 消火薬剤 <input type="checkbox"/> 消防車両 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 消防ポンプ <input type="checkbox"/> 重機類 <input type="checkbox"/> のこぎり <input type="checkbox"/> ハンマーなど	<input type="checkbox"/> 危険物爆発、有毒ガス流出等の阻止 <input type="checkbox"/> ガス漏れの場合の煙草禁止その他出火注意の徹底 <input type="checkbox"/> ガス元栓の閉止、電気ブレーカー閉止の徹底 <input type="checkbox"/> 被害甚大地域における通電再開の一時留保の要請 <input type="checkbox"/> 消防水利確保支援
生理者を救い出す	<input type="checkbox"/> 重機類 <input type="checkbox"/> 照明装置 <input type="checkbox"/> のこぎり <input type="checkbox"/> スコップ <input type="checkbox"/> バールなど	<input type="checkbox"/> 周辺住民相互の協力による救出作業 <input type="checkbox"/> 地元建設業者等への協力依頼（重機類等） <input type="checkbox"/> 警察・自衛隊等への要請

活動目標	必要な資機材等	措置のめやす
重傷者の命を救う	<input type="checkbox"/> 救急車等搬送車両 <input type="checkbox"/> ヘリコプター <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> 医薬品、機材、水等 <input type="checkbox"/> 輸血用製剤・血液	<input type="checkbox"/> 応急的な手当 <input type="checkbox"/> 救護所、高度医療可能病院、人工透析機関等の確保 <input type="checkbox"/> 搬送
緊急避難させる	<input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> 照明装置 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> バス等移動用車両	<input type="checkbox"/> 海岸部からの避難徹底 <input type="checkbox"/> 火災、有毒ガス流出、土砂崩れ危険時の2次避難誘導 <input type="checkbox"/> 2次避難所の確保、指示
要配慮者支援	<input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> リヤカー <input type="checkbox"/> 背負いひもなど	<input type="checkbox"/> 避難誘導途上における高齢者・乳幼児・妊産婦・障がい者・病人への配慮 <input type="checkbox"/> 指定避難所における配慮
立入禁止	<input type="checkbox"/> ロープ、コーン、バリケード <input type="checkbox"/> 警告ランプ、掲示	<input type="checkbox"/> 倒壊危険建物、土砂くずれ危険箇所等の応急措置
知らせる	<input type="checkbox"/> 防災行政無線 <input type="checkbox"/> 広報活動用車両 <input type="checkbox"/> 市HP専用サイト開設 <input type="checkbox"/> 広報紙資料	<input type="checkbox"/> 市民への「市」による広報 <input type="checkbox"/> 市職員への情報提供

(2) 支部総務班要員

ア 指揮実施上の基本指針

- 初期においては、消防署・消防団の要請を最優先する。
- 担当地区内各区の甚大被害の有無、情報未着集落の有無、道路網の被害の有無を重点に災害の全体像の早期把握に努める。
- 担当地区内協力団体・事業所に対し網羅的に応援協力を要請する。
- 初動期（2～3日目まで）における応急対策は、本部からの応援なしに地元の力によるほかないことを誠心誠意説明し、区長を中心に住民総出であたる。
- 市各部・府・国等関係機関が実施する応急対策、復旧対策、救援サービスに関しては、「事前広報」重視の情報提供を密に行う。
- その他「情報の空白時間帯」、「情報の空白地域」を無くすことに重点を置いた情報提供及び情報収集を行う。

イ 指揮手順のめやす

時期区分	措置のめやす
発生後～2時間	<input type="checkbox"/> 津波襲来危険がある場合の安全な高台への避難の呼び掛け、徹底 <input type="checkbox"/> 担当区域内の火災の有無把握 <input type="checkbox"/> その他人的・物的被害軽減のための活動の必要性の有無の把握 <input type="checkbox"/> 緊急輸送道路等道路網の現況把握 <input type="checkbox"/> 上記に関する本部指令班又は消防指揮所、連絡可能な消防署・所に通報 <input type="checkbox"/> 区長、地区内協力業者等と協力し要員・資機材確保 <input type="checkbox"/> 被害甚大地域、生存重症者優先を基本として、初動方針決定

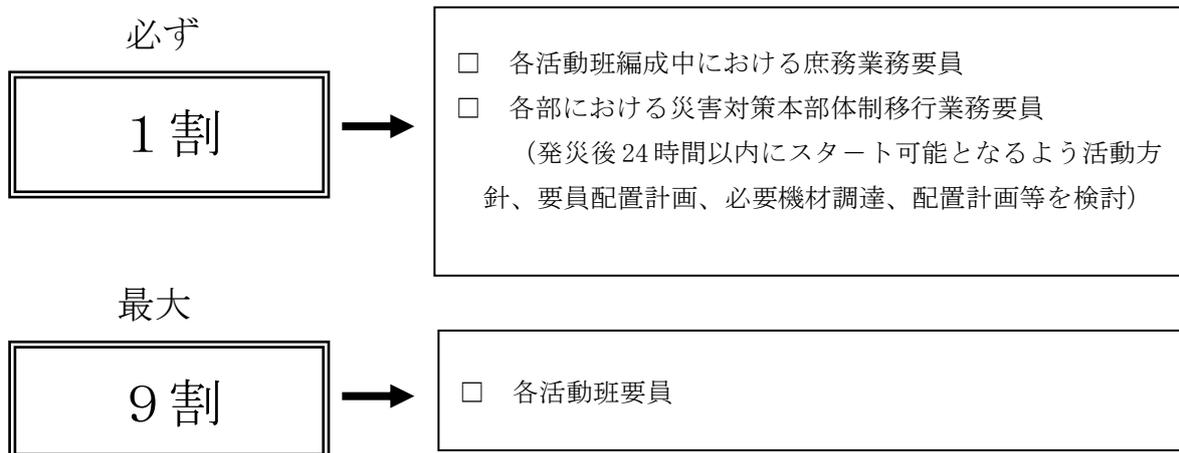
時期区分	措置のめやす
～6時間 (24時間)	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な上記の措置の継続 <input type="checkbox"/> 消防署・消防団の指揮のもと担当地区における初期消火・救出作業協力 <input type="checkbox"/> 担当地区内指定避難所開設状況把握 <input type="checkbox"/> 担当地区内広報活動の実施 <input type="checkbox"/> 1時間ごとの定時報告

ウ 発生当日における任務のめやす

活動目標	必要な資機材等	措置のめやす
直後報告を直ちに行う	<input type="checkbox"/> 無停電電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 電話、FAX <input type="checkbox"/> 自転車、バイク (伝令による場合)	<input type="checkbox"/> 被害の有無も含めて、発生直後の支部設置施設周辺等の状況を取りまとめ <input type="checkbox"/> 着任後1時間以内に本部指令班(本庁舎)へ報告
支部の設置を明らかにする	<input type="checkbox"/> 支部名を示す看板 <input type="checkbox"/> 掲示貼り紙 <input type="checkbox"/> 掲示板	<input type="checkbox"/> 支部名を示す看板を見やすいところに設置 <input type="checkbox"/> 周辺に居住する市民に対し、地区における防災活動拠点としての存在をアピールすること
地区内防災機関と連絡する	<input type="checkbox"/> 警察署又は交番 <input type="checkbox"/> 府出先機関 <input type="checkbox"/> 協力団体 <input type="checkbox"/> 事業所	<input type="checkbox"/> 「支部の設置」、「設置施設周辺の状況」を通報 <input type="checkbox"/> 網羅的に支援・協力を要請
市街地火災発生を防ぐ	<input type="checkbox"/> 消火用水 <input type="checkbox"/> 消火薬剤 <input type="checkbox"/> 消防車両 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 消防ポンプ <input type="checkbox"/> 重機類 <input type="checkbox"/> のこぎり <input type="checkbox"/> ハンマーなど	<input type="checkbox"/> 危険物爆発、有毒ガス流出等の阻止 <input type="checkbox"/> ガス漏れの場合の煙草禁止その他出火注意の徹底 <input type="checkbox"/> ガス元栓の閉止、電気ブレーカー閉止の徹底 <input type="checkbox"/> 被害甚大地域における通電再開の一時留保の要請 (本部指令班を通じて要請) <input type="checkbox"/> 消防水利確保支援
生理者を救い出す	<input type="checkbox"/> 重機類 <input type="checkbox"/> 照明装置 <input type="checkbox"/> のこぎり <input type="checkbox"/> スコップ <input type="checkbox"/> バールなど	<input type="checkbox"/> 周辺住民相互の協力による救出作業 <input type="checkbox"/> 地元建設業者等への協力依頼(重機類等) <input type="checkbox"/> 警察・自衛隊等への要請 (本部指令班を通じて要請)
重傷者の命を救う	<input type="checkbox"/> 救急車等搬送車両 <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> 医薬品、機材、水等 <input type="checkbox"/> 輸血用製剤・血液	<input type="checkbox"/> 応急的な手当 <input type="checkbox"/> 救護所、高度医療可能病院、人工透析機関等への搬送 <input type="checkbox"/> 救護所への医薬品、機材、水、輸血用製剤・血液等の供給協力 (本部指令班を通じて確保の上行う)
緊急避難させる	<input type="checkbox"/> 防災行政無線 <input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> 照明装置 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> バス等移動用車両 <input type="checkbox"/> ヘリコプター <input type="checkbox"/> 船	<input type="checkbox"/> 海岸部からの避難徹底 <input type="checkbox"/> 延焼火災拡大、有毒ガス流出時等の2次避難誘導 <input type="checkbox"/> 建物倒壊、土砂崩れ危険箇所からの避難の指示、誘導 <input type="checkbox"/> 区長との協力による指定避難所の確保、運営、秩序の維持

活動目標	必要な資機材等	措置のめやす
要配慮者救護支援	<input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> リヤカー <input type="checkbox"/> 背負いひもなど <input type="checkbox"/> ミルク、ほ乳びん、水、離乳食等確保	<input type="checkbox"/> 避難誘導途上における高齢者・乳幼児・妊産婦・障がい者・病人への配慮 <input type="checkbox"/> 専用又は優先避難所確保 <input type="checkbox"/> 指定避難所における配慮
危険区域の立入禁止措置	<input type="checkbox"/> ロープ、コーン、バリケード <input type="checkbox"/> 警告ランプ、掲示	<input type="checkbox"/> 倒壊危険建物、土砂くずれ危険箇所等の応急措置
情報収集・広報その他	<input type="checkbox"/> 広報活動用車両 <input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> 自転車、バイク <input type="checkbox"/> ドローン <input type="checkbox"/> 広報紙資料	<input type="checkbox"/> 参集職員から情報聴取 <input type="checkbox"/> 学校、保育所・認定こども園等職員、関係者からの情報収集 <input type="checkbox"/> 区役員等から情報収集 <input type="checkbox"/> 市民等からの通報 <input type="checkbox"/> 市職員への情報提供

エ 各部及び各支部における参集職員振り分けの原則



※ 弥栄病院、久美浜病院、消防本部・署・団は、それぞれの計画による。

(3) 本部各部活動班の編成と任務のめやす

編成対象部局	任務のめやす	
	緊急を要する措置の実施	資機材等の確保
医療部	<input type="checkbox"/> 市外後方支援病院、人工透析機関等確保 <input type="checkbox"/> 重症者救急搬送用車両等確保 <input type="checkbox"/> 市立病院、救護所等への医薬品・医療資機材・上水確保、供給 <input type="checkbox"/> 医療ボランティアの広域的確保	<input type="checkbox"/> 救急車両等搬送車両 <input type="checkbox"/> ヘリコプター <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> 医薬品、機材 <input type="checkbox"/> 輸血用製剤、血液 <input type="checkbox"/> 水など

編成対象部局	任務のめやす	
	緊急を要する措置の実施	資機材等の確保
健康長寿福祉部	<input type="checkbox"/> 高齢者・障がい者・病弱者等要配慮者専用又は優先避難所の確保	<input type="checkbox"/> 関係リスト <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> リヤカー <input type="checkbox"/> 背負いひも <input type="checkbox"/> ベッド <input type="checkbox"/> 車椅子など
市長公室 総務部 教育委員会	<input type="checkbox"/> 延焼火災拡大や有毒ガス流出時等の安全避難ルート準備 <input type="checkbox"/> 要配慮者等避難移動用バス等車両等の確保 <input type="checkbox"/> 鉄道・バスの被害状況、緊急移動手段の確保 <input type="checkbox"/> 府・国関係機関への協力要請（特殊資機材・救出要員確保） <input type="checkbox"/> 警察・自衛隊等への被害甚大支部、地理等に関する情報提供 <input type="checkbox"/> 府・国関係機関への協力要請（特殊資機材・救出要員確保） <input type="checkbox"/> 警察・自衛隊等への被害甚大支部、地理等に関する情報提供	<input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 照明装置 <input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> バス等車両 <input type="checkbox"/> テント類
建設部	<input type="checkbox"/> 市外建設業者等への協力要請（重機类等資機材、要員確保） <input type="checkbox"/> 市内外緊急輸送道路の被害状況の全体像把握 <input type="checkbox"/> 道路啓開・交通規制実施に関する府、国及び警察との連携 <input type="checkbox"/> 指定緊急輸送道路の緊急確保 <input type="checkbox"/> その他消防車両等緊急車両通行のための道路確保	<input type="checkbox"/> 重機類 <input type="checkbox"/> 照明装置 <input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 削岩機 <input type="checkbox"/> エアジャッキ <input type="checkbox"/> スコップ <input type="checkbox"/> チェーンソー <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> 木材、土砂 <input type="checkbox"/> アスファルト混合物 <input type="checkbox"/> 通行止看板 <input type="checkbox"/> 警告ランプ類
上下水道部	<input type="checkbox"/> 水道消火栓確保のために必要な措置 <input type="checkbox"/> 防火水槽・貯水槽への充水 <input type="checkbox"/> 市立病院、社会福祉施設への緊急給水	<input type="checkbox"/> 給水車両 <input type="checkbox"/> 給水用資材等
市長公室	<input type="checkbox"/> 報道関係対応、市HPへの情報	<input type="checkbox"/> 市HP <input type="checkbox"/> メガホン <input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> バイク <input type="checkbox"/> 拡声器付車両

(4) 支部各活動班の編成と任務のめやす

区分	編成対象部局	任務のめやす	
		緊急を要する措置の実施	資機材等の確保
医療救援班	市民局 診療所 健康長寿福祉部 市民環境部 医療部	<input type="checkbox"/> 救護所の開設 <input type="checkbox"/> 負傷者の搬送 <input type="checkbox"/> 区長・協力団体等と協力連携し重症者の救急搬送	<input type="checkbox"/> 搬送車両 <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> 医薬品、機材 <input type="checkbox"/> 水など
高齢者等救援班	市民局 健康長寿福祉部 市民環境部 保育所・認定こども園	<input type="checkbox"/> 高齢者・障がい者・病弱者等要配慮者専用又は優先避難所の確保 <input type="checkbox"/> 要配慮者の安否確認支援 <input type="checkbox"/> 区長・協力団体等と協力連携し高齢者等の避難支援 <input type="checkbox"/> 避難誘導、指定避難所運営用資機材等の確保 <input type="checkbox"/> 要配慮者避難に必要なとなる資機材・要員の確保	<input type="checkbox"/> 関係リスト <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> リヤカー <input type="checkbox"/> ベッド <input type="checkbox"/> 車椅子など
避難所班	市民局 地域公民館 小中学校 給食センター 図書館 教育委員会事務局	<input type="checkbox"/> 指定避難所の開設 <input type="checkbox"/> 避難者リストの作成 <input type="checkbox"/> 安否要確認リストの作成 <input type="checkbox"/> 区長・協力団体等と協力連携し指定避難所運営	<input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> 地区住民名簿 <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> 敷物 <input type="checkbox"/> ダンボール等
救出活動支援班	市民局 建設部 農林水産部 商工観光部	<input type="checkbox"/> 住民と協力し生き埋め者救出作業 <input type="checkbox"/> 建設業者等協力団体から重機類確保 <input type="checkbox"/> 警察・自衛隊等救助隊への困難現場に関する情報提供	<input type="checkbox"/> 重機類 <input type="checkbox"/> 照明装置 <input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 救出用資機材 <input type="checkbox"/> 地図
道路啓開班	市民局 建設部 農林水産部 商工観光部	<input type="checkbox"/> 地区内幹線道路の被害状況の全体像把握 <input type="checkbox"/> 指定緊急輸送道路の緊急確保 <input type="checkbox"/> 交通規制実施に関する警察への協力 <input type="checkbox"/> 危険建物、土砂くずれ危険箇所等への通行禁止他危険回避のための措置 <input type="checkbox"/> 危険建物、土砂くずれ危険箇所等への立入禁止その他人的危険回避のための措置	<input type="checkbox"/> 重機類 <input type="checkbox"/> 照明装置 <input type="checkbox"/> 木材、土砂 <input type="checkbox"/> アスファルト混合物 <input type="checkbox"/> 通行止看板塀 <input type="checkbox"/> 警告ランプ類
水利支援班	市民局 農林水産部 上下水道部	<input type="checkbox"/> 水道消火栓確保のために必要な措置 <input type="checkbox"/> 防火水槽・貯水槽への充水 <input type="checkbox"/> 救護所、診療所、社会福祉施設への緊急給水	<input type="checkbox"/> 給水車両 <input type="checkbox"/> 給水用資機材
情報・広報班	市民局 市長公室 総務部 市民環境部	<input type="checkbox"/> 住民からの情報、要望等の聞き取り <input type="checkbox"/> 住民への広報（出火注意、ガス元栓閉止、電気ブレーカー閉止の徹底） <input type="checkbox"/> 初期消火、救出作業への協力要請 <input type="checkbox"/> 本部各部からの緊急広報情報の提供 <input type="checkbox"/> 出火注意の徹底 <input type="checkbox"/> ガス元栓の閉止、電気ブレーカー閉止の徹底 <input type="checkbox"/> マイカー利用禁止の徹底 <input type="checkbox"/> 初期消火、救出作業への協力要請など	<input type="checkbox"/> メガホン <input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> バイク <input type="checkbox"/> 拡声器付車両

第2章 災害対策本部等運用計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 平常時の部名称

第2 非常時組織等の基本指針

- 1 地震による甚大な被害発生を認めたときは、災害対策基本法をはじめ法の認めるあらゆる権限を行使し事態のいかなる推移にも適切に対処するため、災害対策本部設置を基本とする。
- 2 災害対策本部は、府、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努めるとともに、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。
- 3 災害警戒段階及び災害対策本部設置を要しない場合については、災害警戒本部設置により、情報の一元的処理、各部・各市民局の実施する災害警戒活動、災害応急活動の総合力が発揮されるよう担保する。
- 4 災害警戒本部及び災害対策本部は、部又は班及び支部により構成する。
- 5 各非常時組織の指揮室又は本部長室は峰山庁舎内に、また部は各庁舎内に置く。
- 6 支部は、災害警戒期、発災期の初動対応の拠点として各地区庁舎に置き、市内各地区における情報収集・連絡・応急対策活動を行う。
- 7 支部において、より強力な体制を必要とする場合は、現地災害対策本部を置き対処する。
- 8 本部長室、部及び支部が被災その他の事情により上記によることが困難な場合は、別に示す順位に基づき代替場所となる施設に設置し、その旨を関係機関及び市民に対し明らかにする。
- 9 災害対策本部を設置したときの市一般業務の取扱いは、災害対策本部体制3号配備においては全面的停止、災害対策本部体制2号配備においては受付業務等簡易な業務を除き停止する。

第3 各非常時組織の設置基準、代替設置場所、代行順位

1 設置基準、手順

区分	基準	手順
災害対策本部	<input type="checkbox"/> 市域に震度5強以上の地震が発生したとき (自動設置) <input type="checkbox"/> 市域に震度5弱以上の地震が発生し、かつ4以上の支部管内において、住家の被害が発生もしくは発生することが予想されるとき <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めたとき	<input type="checkbox"/> 市長の指示又は市長に意見具申 <input type="checkbox"/> 総務課より各部等庶務担当課及び市民局への通知、要員招集指示 <input type="checkbox"/> 本部長室設置(峰山庁舎内) ※通信手段確保(電話、LAN、携帯電話) <input type="checkbox"/> 各機関への通知、必要に応じて要員派遣要請
災害警戒本部	<input type="checkbox"/> 市域に震度5弱の地震が発生したとき <input type="checkbox"/> 津波警報、大津波警報が発表されたとき (以上自動設置) <input type="checkbox"/> 市域に震度4の地震が発生したとき <input type="checkbox"/> 津波注意報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 複数の市民局管内において、地震による住家の被害が発生もしくは発生することが予想され、複数の支部設置が必要と認めたとき <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めたとき	<input type="checkbox"/> 市民向け広報(「設置」の旨区長への電話、FAX、ホームページ掲載、巡回広報等による。)

2 本部長室及び支部長室代替設置場所

(1) 本部長室及び峰山支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第1位	京都府丹後文化会館	本部長室及び支部長室を確保し、本部長及び支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第2位	福祉事務所	〃

(2) 大宮支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第1位	アグリセンター大宮	支部長室を確保し、支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第2位	大宮社会体育館	〃

(3) 網野支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第1位	網野南小学校	支部長室を確保し、支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第2位	網野中学校	〃

(4) 丹後支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第1位	丹後小学校	支部長室を確保し、支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第2位	丹後中学校	〃

(5) 弥栄支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第1位	弥栄地域公民館	支部長室を確保し、支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第2位	弥栄中学校	〃

(6) 久美浜支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第1位	久美浜中学校	支部長室を確保し、支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第2位	かぶと山小学校	〃

3 本部長及び各級責任者の代行順位

(1) 災害対策本部

区分	責任者	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位以下
本部長	市長	副市長	危機管理監	教育長	消防長	市長公室長 以下別に定める
副本部長	副市長	危機管理監	市長公室長	総務部長	以下別に定める	
副本部長	危機管理監	市長公室長	総務部長	議会事務局長	以下別に定める	
副本部長(消防)	消防長	消防次長	消防署長	以下別に定める		
副本部長(教育)	教育長	教育次長	教育理事	以下別に定める		
各支部の支部長	市民局長	市民局長補佐	以下別に定める			
各部の部長	庶務担当課長	以下、その他の課長の順で各部ごとに別に定める				
各班の班長	各課各班ごとに別に定める					

(2) 災害警戒本部その他

災害対策本部に準じて、別に定める。

4 本部の標識及び職員の証票

市災害対策本部の標識及び職員の証票は、以下のとおりとする。

※ 資料編3-1-2 市災害対策本部の標識及び職員の証票

第2節 災害警戒本部

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 平常時の部名称

第2 災害警戒本部運営の基本指針

- 1 災害警戒本部設置又は廃止の決定は、市長が行う。市長不在の場合において、災害警戒本部設置基準に該当する事態が生じたときは、この計画に示す代行順位に基づき、副市長以下の職員が設置の決定を代行する。この場合事後速やかに市長に報告する。
- 2 災害警戒本部の設置又は廃止を決定した場合は、防災関係機関・団体に通知するとともに、速やかに市ホームページ、区長・報道機関への連絡その他により公表する。
- 3 災害警戒本部の要員は、実務担当者を主体として、先行的かつ網羅的に配備する。これにより地震、津波等により災害発生のおそれのある地区に関し、的確な減災活動、災害発生の兆しの的確な把握、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の各段階に即した的確な情報伝達、そして住民の円滑な避難の誘導・支援を行う。
- 4 4以上の支部管内において、住宅被害が発生した旨の情報を得たときは、遅滞なく災害対策本部体制に切り替える。
- 5 班及び支部間の連携・調整は危機管理監が行う。

第3 災害警戒本部の各級責任者、構成・事務分掌

1 災害警戒本部長等各級責任者

区分	基本配備体制	平常時職名
本部長	災害対策本部に準じて、別に定める。	
副本部長		
本部員		
各班長	以下の優先順位により決定する。	
総務班長	総務課長	総務課長、政策企画課長、ふるさと応援推進課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長、地域コミュニティ推進課長、財政課長、財産活用課長、入札契約課長、会計課長、監査委員事務局長
衛生班長		市民課長、生活環境課長、税務課長
救護厚生班長		生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長、保険事業課長
農林水産班長		農業振興課長、農林整備課長、海業水産課長、農業委員会事務局長
教育班長		子ども未来課長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、文化財保存活用課長
建設班長		管理課長、都市計画・建築住宅課長、土木課長
上下水道班長		経営企画整備課長、施設管理課長
商工観光班長		観光振興課長、商工振興課長
各病院班長		各管理課長
消防署班長		消防本部各課長、消防署長
消防団班長		消防団長

各支部長	各市民局長	各市民局長
------	-------	-------

※ その他「第4節 支部」に記載

2 災害警戒本部各班の構成・事務分掌

班の名称	本部を構成する班		班員となる課	事務分掌
	基本	1号		
総務班	○	○	議会総務課、秘書広報広聴課、政策企画課、ふるさと応援推進課、人事課、総務課、デジタル戦略課、地域コミュニティ推進課、財政課、財産活用課、入札契約課、会計課、監査委員事務局	<input type="checkbox"/> 災害警戒本部・体制に関する統括 <input type="checkbox"/> 警戒対策要員に関する統括 <input type="checkbox"/> 情報の収集・連絡に関する統括 <input type="checkbox"/> 防災関係機関との連携に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急輸送に関する統括 <input type="checkbox"/> 応急資機材等の確保に関する統括 <input type="checkbox"/> 警戒時における広報に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急避難に関する統括 <input type="checkbox"/> 鉄道、バス等公共交通対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 電気、ガス、電話等公共性を有する施設対策に関する統括
救護厚生班		○	保険事業課、医療政策課、生活福祉課、障害者福祉課、長寿福祉課、健康推進課	<input type="checkbox"/> 要配慮者救援対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 医療、救護対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 指定避難所の開設、運営に関する統括 <input type="checkbox"/> 被災者救援対策に関する統括
衛生班		○	市民課、生活環境課、税務課	<input type="checkbox"/> 環境・衛生対策に関する統括
農林水産班		○	農業振興課、農林整備課、海業水産課、農業委員会事務局	<input type="checkbox"/> ため池、水路等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 山崩れ、地すべり対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 農林作物、農林業生産施設等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 漁港施設等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 水産及び漁業関係対策に関する統括
商工観光班		○	観光振興課、商工振興課	<input type="checkbox"/> 観光客の安全確保対策に関する統括
建設班		○	土木課、管理課、都市計画・建築住宅課	<input type="checkbox"/> 市及び建設協力業者による水防活動に関する統括 <input type="checkbox"/> 浸水、土砂災害・津波災害等の防止に関する統括 <input type="checkbox"/> 道路交通確保対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 河川・海岸・砂防施設等対策に関する統括
上下水道班		○	経営企画整備課、施設管理課	<input type="checkbox"/> 上下水道施設等対策に関する統括
教育班		○	教育総務課、学校教育課、子ども未来課、生涯学習課、文化財保存活用課	<input type="checkbox"/> 学校・社会教育・体育施設等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 指定避難所の開設、運営の協力に関する統括 <input type="checkbox"/> 保育所・認定こども園施設等対策に関する統括
各病院班		○	管理課	<input type="checkbox"/> 入院者、来院者の安全確保 <input type="checkbox"/> 救護班の編成、派遣
消防署班		○	消防本部各課、消防署	<input type="checkbox"/> 消防署による水防活動に関する統括 <input type="checkbox"/> 消火・救急・救助活動等に関する統括 <input type="checkbox"/> 消防署による避難誘導に関する統括
消防団班		○	消防団	<input type="checkbox"/> 消防団による水防活動に関する統括 <input type="checkbox"/> 消防団による消火・救助活動等に関する統括 <input type="checkbox"/> 消防団による避難誘導に関する統括

※ 基本配備体制の職員は総務課のみとする。

※ 各班の事務分掌の詳細は、災害対策本部の規定を準用する。

班の名称	本部を構成する班		事務分掌	班の名称
	基本	1号		
支部	○	○	市民局、消防分団、小・中学校、保育所	□管轄地区における災害警戒活動の実施 ※ 「第4節 支部」に記載

※ 基本配備体制の職員は市民局のみとする。

第3節 災害対策本部

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※災害対策本部設置時の部名称

第2 災害対策本部運営の基本指針

- 1 災害対策本部設置又は廃止の決定は、市長が行う。市長不在の場合において、本部設置基準に該当する災害が発生したときは、この計画に示す代行順位に基づき、副市長以下の職員が設置の決定を代行する。この場合事後速やかに市長に報告する。
- 2 災害対策本部の設置又は廃止を決定した場合は、速やかに市ホームページ、区長・報道機関への連絡その他により公表する。また防災会議構成機関等関係機関・団体に通知し、本部連絡員の派遣を要請する。防災関係機関派遣の本部連絡員はアドバイザーとなるとともに、相互の密接な連携・情報交換に努める。
- 3 本部長は、本部の設置・廃止の決定及び本部として行うべき業務に係る重要方針の決定並びに市の全職員への周知・徹底を迅速かつ適切に行うため、本部員会議、関係部長会議、支部長会議を適宜開催する。
- 4 本部長は、職員の参集状況又は被害状況等に応じて、部・班の統合・追加もしくは分掌の差し替え、追加その他の変更を行う。
- 5 部間の連携・調整は本部長が行う。また各部内の連携・調整は、各部長が行う。
- 6 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対策、被災者救援対策及び災害復旧対策については、実施目標期間を設定し、対策相互の連携と相乗効果を図る。
- 7 本部長は、本部設置期間が10日間以上となる見込みの場合は、職員の体力・気力・知力の回復に留意しつつ、長期化にも持続し得る職員の配備体制をとる。業務量もしくは想定業務量に対して、作業要員が不足する場合は、他の部からの応援、国・府・他自治体からの応援職員の派遣、職員の新規もしくは臨時採用、民間派遣会社の社員派遣、ボランティア等により補充する。
- 8 各会議に関する庶務をはじめとする本部長室の事務局業務は、総務部本部指令班が行う。

第3 各会議の構成、各部等責任者、その他必要な事項

1 各会議の構成

名称	構成
本部員会議	<input type="checkbox"/> 本部長 <input type="checkbox"/> 副本部長 (副市長、教育長、消防長、危機管理監) <input type="checkbox"/> 本部員 <input type="checkbox"/> 本部長がそのつど必要と認めたもの

名称	構成
関係部長会議	<input type="checkbox"/> 本部長 <input type="checkbox"/> 関係副本部長 <input type="checkbox"/> 関係本部員 <input type="checkbox"/> 関係支部長 <input type="checkbox"/> 本部長がそのつど必要と認めたもの
支部長会議	<input type="checkbox"/> 本部長 <input type="checkbox"/> 関係副本部長 <input type="checkbox"/> 関係本部員 <input type="checkbox"/> 支部長 <input type="checkbox"/> 本部長がそのつど必要と認めたもの

2 各部・班責任者

区分	部・班名	責任者となる職名
部長	総務部	総務部長
	救護厚生部	健康長寿福祉部長
	衛生部	市民環境部長
	農林水産部	農林水産部長
	教育部	教育委員会事務局教育次長
	建設部	建設部長
	上下水道部	上下水道部長
	商工観光部	商工観光部長
	弥栄病院部	弥栄病院長
	久美浜病院部	久美浜病院長
	消防署部	消防長
	消防団部	消防団長
	班長	総務部本部指令班
同 本部庶務班		人事課長
同 情報処理班		秘書広報広聴課長
同 資機材調達班		財政課長
救護厚生部生活救援班		生活福祉課長
同 医療救援班		医療政策課長
同 福祉救援班		長寿福祉課長
衛生部防犯対策班		市民課長
同 環境救援班		生活環境課長
農林水産部農林業用施設復旧班		農林整備課長
同 農林業救援班		農業振興課長
同 水産業対策班		海業水産課長
教育部学校救援班		学校教育課長
同 施設救援班		生涯学習課長
建設部施設復旧班		土木課長
同 防災救援班		管理課長
同 住宅救援班		都市計画・建築住宅課長
上下水道部上下水道庶務班		経営企画整備課長

同 上下水道対策班	施設管理課長
商工観光部観光客安全対策班	観光振興課長
同 商工業対策班	商工振興課長
消防署部消防署班	消防本部各課長、消防署長
消防団部各消防分団班	各消防団方面隊長
各支部各班	※ 「第4節 支部」に記載

3 本部長室

本部長室	本部長、副本部長、総務部本部指令班
------	-------------------

4 本部長室業務運営上留意すべき事項

- (1) 本部長指示をはじめ伝達事項は、全て文書によること。
- (2) その場合、日時、発令責任者（部・班）、対象責任者（部・班）を必ず明記すること。
- (3) 未確認情報の取扱いは、その旨を必ず明記するとともに、断片的に伝えられ、無用の混乱を起こす要員とならないよう細心の注意を払うこと。
- (4) 市が本部として行う業務については、全職員がその進捗状況を含め全体像を常に把握し市民に対して説明するための本部要員参考資料にまとめ配布するよう努めること。

5 各部間、各部内連携・調整のめやす

- (1) 発災直後 72 時間については、要員・資機材の投入は、消火・救出・救急救護現場を優先すること。
- (2) その他延焼火災阻止、生埋め者救出、重傷者搬送、危険回避のために行う消防署部の要請は最優先とすること。
- (3) 高齢者、障がい者等要配慮者救援対策は、一般被災者救援対策に優先して実施すること。
- (4) 指定避難所開設期間中における空地の利用については、上記 3 点による場合を除き市街地内外の如何に係らず仮設住宅建設用地を第 1 順位、復旧対策用地を第 2 順位とすること。
- (5) その他本部長がそのつど指定する重点対策項目がある場合は、これを優先する。

第4 本部各部・班の事務分掌、構成のめやす

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
総務部	部長…総務部長 副部長…議会議務局長・市長公室長・会計管理者	総務課長	議会総務課 総務課 市民課 生活福祉課 農業振興課 商工振興課 管理課 教育総務課 消防本部 総務課 消防団 の各1名指名する職員・団員	(本部指令班) 1 災害警戒期、発災直後の初動対応のとりまとめに関すること 2 本部の設置及び閉鎖に関すること 3 本部員会議、関係部長会議、支部長会議及び本部長室に関すること 4 支部及び現地災害対策本部に関すること 5 災害救助法適用及び激甚災害指定の申請に関すること 6 災害救助法に基づく救助に関する各部との連携及び指導に関すること 7 災害救助の資料その他災害救助の実施状況のとりまとめ及び府への報告に関すること 8 府・国・各防災関係機関との連絡調整に関すること 9 自衛隊派遣要請計画及び要請に係る関係機関との連絡調整に関すること 10 り災証明書の発行のとりまとめに関すること（本部閉鎖後は市民局所管） 11 隣接市町との相互協力、他市町村への応援要請に関すること 12 災害応急対策全般の調整に関すること 13 全般的な被害状況、災害応急実施状況のとりまとめ・記録に関すること 14 防災行政無線局の管理運用に関すること 15 活動拠点の配置のとりまとめに関すること 16 電気、ガス、電話施設、その他公共性を有する施設等の応急対策実施状況のとりまとめに関すること 17 高齢者等避難、避難指示、及び緊急安全確保並びに警戒区域設定のとりまとめに関すること 18 市議会への報告及び市議会への提出書類のとりまとめに関すること 19 災害復旧、復興対策のとりまとめに関すること 20 分掌の定めのない事項に関する担当部の決定に関すること
		人事課長	人事課 監査委員事務局	(本部庶務班) 1 災害対策に関する職員の動員計画に関すること 2 災害対策要員の動員計画に関すること 3 配備体制、応急対策その他の本部命令の伝達に関すること 4 各部各班の動員状況及び災害対策従事職員等の給与、食事、仮眠、健康管理その他の後方支援業務に関すること 5 災害派遣職員、自衛隊の受入れに伴う後方支援業務に関すること

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
総務部	部長…総務部長 副部長…議事事務局長・市長公室長・会計管理者	秘書広報 広聴課長	秘書広報広聴課 政策企画課 ふるさと応援推進課 デジタル戦略課	(情報処理班) 1 被害情報及び防災情報の処理に関する事 2 会議記録、庁内各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関する事 3 広報資料の作成等災害広報活動のとりまとめに関する事 4 報道機関への資料提供、広報協力要請等報道機関窓口業務に関する事 5 本部長、副本部長の秘書、特命に関する事 6 防災功労者の褒章に関する事 7 鉄道、バス等公共交通確保対策のとりまとめに関する事
		財政課長	地域コミュニティ推進課 財政課 財産活用課 入札契約課 会計課	(資機材調達班) 1 災害用電話の確保に関する事 2 応急資機材等確保に関する調整、とりまとめに関する事 3 車両の確保、運用、輸送業者等への協力要請、緊急通行車両確認手続等緊急輸送のとりまとめに関する事 4 災害関係費の予算措置及び支出に関する事 5 各部の詰所及び待機場所の設置、調整に関する事 6 見舞金及び義援金の収入に関する事 7 救援物資の受付、保管に関する事
衛生部	部長…市民環境部長	市民課長	市民課	(防犯対策班) 1 被災地内の防犯対策のとりまとめに関する事 2 被災地内の駐車場確保対策のとりまとめに関する事 3 被災地内の交通規制対策のとりまとめに関する事
		生活環境 課長	生活環境課 税務課	(環境救援班) 1 防疫、衛生対策のとりまとめに関する事 2 遺体の捜索、収容、埋火葬のとりまとめに関する事 3 ごみ・し尿収集処理、土砂、がれき処理のとりまとめに関する事 4 災害時における環境保全対策のとりまとめに関する事 5 ペットの保護対策のとりまとめに関する事

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
救護厚生部	部長…健康長寿福祉部長 副部長…医療部長	生活福祉課長	生活福祉課 健康推進課	(生活救援班) 1 指定避難所の開設、運営のとりまとめに関する事 2 被災者向け食料、生活必需品等の調達、給与、貸与のとりまとめに関する事 3 被災者向け保健、こころのケア対策のとりまとめに関する事 4 被災者向け災害応急資金融資のとりまとめに関する事 5 災害時における総合相談窓口の開設、運営のとりまとめに関する事 6 義援金の配分のとりまとめに関する事 7 ボランティアの受入れのとりまとめに関する事 8 その他被災者生活救援対策のとりまとめに関する事
		医療政策課長	医療政策課 大宮診療所 間人診療所 保険事業課	(医療救援班) 1 医療、助産救護対策のとりまとめに関する事 2 医療機関との連絡調整に関する事 3 災害対策用医療薬品及び衛生材料の調達及び配付のとりまとめに関する事 ※診療所は、設置される地区の支部に属し救護活動に従事
		長寿福祉課長	政策企画課 障害者福祉課 長寿福祉課	(福祉救援班) 1 高齢者、障がい者、乳幼児その他要配慮者等の救援に関する統括 2 外国人の救援救護対策のとりまとめに関する事
農林水産部	部長…農林水産部長	農林整備課長	農林整備課	(農林業用施設復旧班) 1 被害のおそれのあるため池・水路等の応急対策のとりまとめに関する事 2 山崩れ、地すべり関係応急対策のとりまとめに関する事 3 農地、農林業用施設の被害調査のとりまとめに関する事
		農業振興課長	農業振興課 農業委員会 事務局	(農林業救援班) 1 農林産物、農林業生産施設の被害調査、応急対策のとりまとめに関する事 2 農林業関係の復興支援対策のとりまとめに関する事 3 農協を通じた食料その他救助救援物資、資機材、農林業生産資材などの確保、調達、配付協力のとりまとめに関する事
		海業水産課長	海業水産課	(水産業対策班) 1 漁港施設及び養殖施設の被害状況調査、応急復旧対策のとりまとめに関する事 2 水産の関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関する事

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
商工観光部	部長・商工観光部長	観光振興課長	観光振興課	(観光客安全対策班) 1 市内滞在中観光客の安全確保のとりまとめに関する事 2 観光施設における応急対策、災害復旧のとりまとめに関する事
		商工振興課長	商工振興課	(商工業対策班) 1 商工業、工業団地の被害調査及び応急対策のとりまとめに関する事 2 中小企業における応急対策、災害復旧のとりまとめに関する事 3 商工業関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関する事
建設部	部長・建設部長	土木課長	土木課 管理課	(施設復旧班) 1 道路・橋梁の応急対策、災害復旧対策のとりまとめに関する事 2 河川・水路・海岸・砂防施設等の応急対策、災害復旧対策のとりまとめに関する事 3 災害応急対策用資機材の調達、配分のとりまとめに関する事
		管理課長	管理課 土木課	(防災救援班) 1 道路・橋梁交通不能等による人的危険回避対策のとりまとめに関する事 2 冠水、浸水、高潮、土砂崩れ等による人的危険回避対策のとりまとめに関する事 3 他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に関する事

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
上下水道部	部長…上下水道部長	経営企画整備課長	経営企画整備課、施設管理課	(上下水道庶務班) 1 上下水道対策班の庶務に関すること 2 他上下水道事業者及び上下水道関係業者団体等との連絡のとりまとめに関すること
		施設管理課長	経営企画整備課、施設管理課	(上下水道対策班) 1 上下水道施設等の被害調査、応急復旧のとりまとめに関すること 2 緊急時活動用水、飲料水の確保のとりまとめに関すること 3 病院等防災拠点施設及び市民への応急給水のとりまとめに関すること 4 下水道施設を活用したし尿処理協力のとりまとめに関すること
教育部	部長…教育委員会事務局教育次長	教育総務課長	学校教育課 教育総務課 子ども未来課	(学校救援班) 1 園児、児童、生徒の避難、救護対策のとりまとめに関すること 2 保育所・認定こども園・学校施設における指定避難所の開設・運営協力のとりまとめに関すること 3 保育所・認定こども園・学校における応急保育・応急教育の実施のとりまとめに関すること 4 保育所・認定こども園・学校施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること
		生涯学習課長	生涯学習課 文化財保存活用課	(施設救援班) 1 社会教育施設、体育施設利用者の避難、安全確保のとりまとめに関すること 2 社会教育施設、体育施設における活動拠点施設の開設・運営協力のとりまとめに関すること 3 社会教育施設、体育施設被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること 4 文化財等の被害調査及び応急対策、復旧のとりまとめに関すること

部名	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
	部長・副部長	班員課名	
弥栄病院部	部長 副部長	※班の編成は、病院の規定による。	<ol style="list-style-type: none"> 1 入院者、来院者の安全確保に関する事 2 災害時地域中核病院としての市立病院の運営に関する事 3 基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域災害拠点病院（府立医科大学附属北部医療センター）との連絡に関する事 4 広域的な救急搬送受入先としての後方支援病院の確保に関する事 5 救護班の編成、派遣に関する事 6 遺体の検案に関する事
久美浜病院部	部長 副部長	※班の編成は、病院の規定による。	<ol style="list-style-type: none"> 1 入院者、来院者の安全確保に関する事 2 災害時地域中核病院としての市立病院の運営に関する事 3 基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域災害拠点病院（府立医科大学附属北部医療センター）との連絡に関する事 4 広域的な救急搬送受入先としての後方支援病院の確保に関する事 5 救護班の編成、派遣に関する事 6 遺体の検案に関する事
消防署部	部長 副部長	消防本部総務課 〃 警防課 〃 予防課 峰山消防署 網野分署 久美浜分署 竹野川分遣所 ※班の編成は、消防本部の計画による。	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火及び救出、救助、救急活動全般に関する事 2 水防活動に関する事 3 市本部との連絡調整に関する事 4 消防団との連絡調整に関する事 5 消防活動状況の把握及び記録に関する事 6 災害情報の収集連絡に関する事 7 被害状況の把握及び記録集計に関する事 8 気象観測に関する事 9 広域消防応援の受入れ及び調整に関する事 10 危険物等の被害調査及び応急対策に関する事 11 避難の安全確保に関する事
消防団部	部長 副部長 副部長 消防副団長	各消防団方面隊長	(各消防分団班) <ol style="list-style-type: none"> 1 初期消火及び出火防止活動に関する事 2 倒壊建物等生理め被災者の救出に関する事 3 市民向け避難情報の伝達、広報の協力に関する事 4 緊急避難時の誘導、安全確保に関する事 5 負傷者の救護に関する事 6 水防活動に関する事 7 災害による行方不明者の救助・捜索活動に関する事 8 火災、水災等の被災状況調査の協力に関する事 9 河川、海岸、ため池、土砂災害危険箇所、危険建物その他危険区域におけるパトロール等応急措置への協力に関する事 10 被災地における防犯対策への協力に関する事

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班員課名		
支部	支部長…各市民局長	峰山支部	市民局	※「第4節 支部」に記載
		大宮支部	地域公民館	
		網野支部	小・中学校	
		丹後支部	給食センター	
		弥栄支部	保育所・認定	
		久美浜支部	こども園 各部派遣職員	

第4節 支部

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 支部運営の基本指針

- 1 支部設置又は廃止の決定は、市長が行う。市長不在の場合は、この計画に示す代行順位に基づき、副市長以下の職員が設置の決定を代行する。この場合事後速やかに市長に報告する。
- 2 支部の設置又は廃止を決定した場合は、区長・管内防災関係機関・協力団体に通知する。
- 3 支部の要員は、先行的かつ網羅的に配備する。
- 4 必要に応じて、ボランティアセンター現地支部等を併設する。

第3 支部の各級責任者、構成・事務分掌

1 支部各級責任者となる職員のめやす

区分	責任者となる職員
支部長	市民局長
副支部長	市民局長補佐
支部総務班長	市民局職員
避難・救援対策班長	市民局職員
土木対策班長	市民局職員

消防班長	方面隊長
------	------

2 支部の構成と事務分掌

構成班	班員となる職員	事務分掌
支部総務班	市民局	<input type="checkbox"/> 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の本部への報告 <input type="checkbox"/> 本部との連絡調整、その他支部における庶務・連絡業務
	総務部派遣職員	
避難・救援対策班	市民局、小・中学校、図書館、給食センター、保育所・認定こども園	<input type="checkbox"/> 住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取り <input type="checkbox"/> 要配慮者等の安全確保対策 <input type="checkbox"/> 指定避難所等の開設準備・初期開設、運営業務 <input type="checkbox"/> 災害時における総合相談窓口の開設・運営

	議会事務局、市長公室、総務部、市民環境部、医療部、健康長寿福祉部、教育委員会事務局、会計課、監査委員事務局の各派遣職員	<input type="checkbox"/> その他救護厚生部、衛生部、教育部の所管する災害警戒、応急対策活動
土木対策班	市民局 農林水産部、商工観光部、建設部、上下水道部、農業委員会事務局の各派遣職員	<input type="checkbox"/> 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集 <input type="checkbox"/> 道路交通に関する応急対策活動 <input type="checkbox"/> 農林業用施設等に関する応急対策活動 <input type="checkbox"/> 上下水道施設に関する応急対策活動 <input type="checkbox"/> 観光施設に関する応急対策活動 <input type="checkbox"/> その他農林水産部、建設部、上下水道部、商工観光部の所管する災害警戒、応急対策活動

※-----以下は、災害対策本部体制配備の場合

消防分団班	消防団員	<input type="checkbox"/> 水防活動 <input type="checkbox"/> 土砂災害・積雪災害等警戒活動 <input type="checkbox"/> 消火・救急・救助活動 <input type="checkbox"/> 緊急避難、誘導 <input type="checkbox"/> その他消防団部の所管する災害警戒及び応急対策活動
-------	------	--

第5節 現地災害対策本部

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 現地災害対策本部を設置するとき

本部長は、以下に示す事例をめやすとして、その必要があるときは、支部設置予定施設その他災害現地の適当な場所に現地災害対策本部をおく。

- 1 橋梁損壊、トンネル支障・道路損壊等により本部との連絡が困難となり、地域における応急対策活動を迅速かつ適切に指揮するために必要と認めるとき
- 2 がけ崩れ、土石流その他土砂災害、雪崩の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難の指示の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うために必要と認めるとき
- 3 被害が局地的である等のため、その地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮するために必要と認めるとき

第3 現地災害対策本部の要員

現地災害対策本部長は、副本部長又は部長の内から本部長がそのつど指名する。また、その他現地本部の要員は、支部及び各部から派遣される複数の職員をもってあてる。

第4 現地本部長への権限の委譲

本部長は、現地災害対策本部長以下の要員を指名するときは、以下に示す権限について、あらかじめ本部長権限の委譲を行う。

- 1 現地災害対策本部所管地域における避難指示又は緊急安全確保の発令
- 2 現地災害対策本部所管地域における警戒区域の設定
- 3 現地災害対策本部所管地域における人的かつ物的応急公用負担
- 4 現地災害対策本部所管地域における府・国等関係機関への協力要請

第5 現地災害対策本部の組織及び事務分担のめやす

現地災害対策本部の組織及び事務分担は、支部の規定を準用する。

第6節 活動拠点の配置計画

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 活動拠点配置の基本指針

- 1 本部長及び支部長は、本部及び支部を設置したときは速やかに市内各施設を有効かつ適切に活用し本部及び支部としての活動拠点を確保する。
- 2 施設利用に関する連絡・調整は、各部間、部内連携・調整のめやすに基づき行う。
- 3 発災直後の緊急を要する初動対応時においては、消防署部の利用を優先する。

第3 活動拠点配置計画

- 1 「本部」としての主な活動拠点

区分		施設の名称	
本部 拠点	本部長室	峰山庁舎	
	各 部	総務部	峰山庁舎
		救護厚生部	福祉事務所
		衛生部	峰山庁舎
		教育部	大宮庁舎
		農林水産部	大宮庁舎
		建設部	網野庁舎
		上下水道部	丹後庁舎
		商工観光部	網野庁舎
		弥栄病院部(災害時地域中核病院)	弥栄病院
		久美浜病院部(災害時地域中核病院)	久美浜病院
		消防署部	消防庁舎
		消防団部	消防庁舎
	災害時総合相談窓口	峰山庁舎	
	議会災害対策本部	峰山庁舎	
医療関係団体医療救護対策本部	峰山庁舎		
ボランティアセンター本部	弥栄庁舎		
そ の 他 拠 点	災害時地域中核病院(救急医療拠点)	弥栄病院、久美浜病院、丹後中央病院、丹後ふるさと病院	
	ごみ焼却施設	峰山クリーンセンター	
	し尿処理施設	網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター	
	ごみ埋め立て施設、ごみ仮置き場用地	市最終処分場施設又はその都度定める適地	
	遺体火葬場	京丹後市火葬場	
遺骨一時保管所	各庁舎		

2 「支部」としての主な活動拠点

区分		施設の名称
峰山地区	支部	峰山庁舎
	ボランティアセンター支部	福祉事務所
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	峰山中学校
	遺体安置所	峰山地域公民館、府立丹後勤労者福祉会館
大宮地区	支部・ボランティアセンター支部	大宮庁舎
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	大宮診療所
		五十河診療所
遺体安置所	大宮織物ホール	
網野地区	支部・ボランティアセンター支部	網野健康福祉センター（ら・ぼーと）
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	網野中学校
	遺体安置所	網野体育センター
丹後地区	支部・ボランティアセンター支部	丹後庁舎
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	間人診療所
		宇川診療所
遺体安置所	丹後社会体育館	
弥栄地区	支部・ボランティアセンター支部	弥栄庁舎
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	野間診療所
	遺体安置所	弥栄社会体育館
久美浜地区	支部・ボランティアセンター支部	久美浜庁舎
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	佐濃診療所
	遺体安置所	久美浜公会堂

注) 峰山、網野、弥栄、久美浜地区は、それぞれ丹後中央病院、丹後ふるさと病院、弥栄病院、久美浜病院にも救護所設置

3 広域的応援受入れのための主な活動拠点

区分		施設の名称	
自衛隊派遣部隊	集結場所	宮津市方面経由	峰山途中ケ丘公園
		兵庫県豊岡市方面経由	久美浜中央運動公園
	炊飯、宿泊・野営場所	上記及び網野グラウンド	
消防広域応援部隊	集結等場所	大宮自然運動公園	
	炊飯、宿泊・野営場所	大宮中学校グラウンド	
国・府・他自治体派遣職員		指定ホテル等	
救援物資地域内輸送拠点	宮津市方面経由	大宮社会体育館	
	兵庫県豊岡市方面経由	久美浜中学校	

第3章 動員計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 災害警戒、応急対策要員確保の基本指針

- 1 配備指示は、連絡に要する時間、参集に要する時間を見込み、できる限り早めに行う。また、「待機指示」、「配備指示」の2段階に分けて行う。
- 2 災害対策本部設置時の配備は、「2号配備」を基本とし、「災害の全体像」が明確に把握された段階で必要に応じて「1号配備」又は「3号配備」に切り替える。
- 3 当該配備指名職員は配備事由に該当する情報を知ったとき自主的に指定場所に参集する。また1段階高次の配備指名職員は「待機指示」を受けたものとして行動する。
- 4 市職員だけでは、迅速かつ適切な災害対応が困難であるときは市の内外を問わず府・国・自衛隊等各機関・団体・事業所その他あらゆる個人に対し応援要請を行う。また、原則として、あらゆる応援申入れを受入れる。
- 5 府・国・自衛隊等各機関・団体への応援要請にあたっては、逐次要請を避け網羅的かつ先行的に行う。特に道路、通信手段が途絶し、本部設置後1～2時間以内に「災害の全体像」の把握が困難な場合はただちに行う。
- 6 自衛隊の応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事に対して要請する。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項
- 7 協力団体・事業所等への警戒対策要員確保の要請は支部管内においては、各支部担当班(課)を通じて行う。

第3 職員の服務その他必要な事項

- 1 勤務時間内における遵守事項
 - (1) 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示内容に注意する。
 - (2) 勤務場所を離れる場合は、所属の長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
 - (3) 待機該当職員は、原則として、すべての行事、会議への出席、出張等を中止する。
 - (4) 自らの言動により住民等に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を行う。
- 2 自主参集(勤務時間外の場合)
 - (1) 災害が発生し「配備事由」に定める事項に該当することを知ったとき、または推定されるときは、自己及び家族の安全を確保した後、自主的に所属の勤務地又はあらかじめ指定された場所に参集する。当該配備より1段階高次の配備指名職員は待機体制にあるものとして行動する。
 - (2) 災害の状況により勤務地への参集が不可能な場合は住所地の支部設置庁舎に参集し、各支部の責任者の指示に基づき災害対策に従事する。病気その他止むを得ない事情によりいずれの施設にも参集不可能な場合は、なんらかの手段によりその旨を所属の長又は最寄施設責任者へ連絡する。
 - (3) 災害のため、緊急に参集する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業等に適する

服・ヘルメット・安全を確保するための装備着用、食料1食分、水筒（ペットボトル入り可）及びラジオとする。

(4)大規模地震災害時の参集に際しては、特に認める者を除き自動車は利用しない。

(5)参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。

第2節 職員の動員・配備

第1 とりまとめ責任担当部（総務部） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 職員の動員・配備手順のめやす

- 1 職員の動員・配備の各部への伝達は、勤務時間内については、緊急時職員参集メール、職員ポータル、庁内一斉放送、庁内電話等とし、勤務時間外については、緊急時職員参集メール、電話等、各部において定める伝達方法による。
- 2 各部の長は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を特に指示した場合を除き 60 分ごとに本部長に報告する。
- 3 各部の長は、各部に所属する班の長及び班の庶務・連絡に要する最小限の要員は必ず確保する。その上で職員の参集状況に応じ、災害応急対策実施上緊急を要する班から優先的に編成する。
- 4 各部の長は、部内各課職員の参集状況、各部・班の編成状況をたえず把握し、必要に応じて、他部への応援配備の指示、本部長に対する他部職員の応援配備要請を迅速に行うよう留意する。

第3 配備事由、配備対象となる職員・消防団員数のめやす

区分	配備事由	配備対象となる職員及び員数
災害警戒本部体制配備	基本配備 □市域に震度4の地震が発生したとき □その他市長が必要と認めたとき	□総務部（複数名） □市長公室（複数名）
	1号配備 □市域に震度5弱の地震が発生したとき □津波注意報が発表されたとき □その他市長が必要と認めたとき	□議会事務局（2～3割） □市長公室（2～3割） □総務部（2～3割） □市民環境部（2～3割） □医療部（2～3割） □健康長寿福祉部（2～3割） □農林水産部（2～3割） □商工観光部（2～3割） □建設部（2～3割） □上下水道部（2～3割） □教育委員会事務局（2～3割） □会計課（2～3割）

2号配備	<input type="checkbox"/> 津波警報が発表されたとき <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めたとき	<input type="checkbox"/> 監査委員事務局（2～3割） <input type="checkbox"/> 農業委員会事務局（2～3割） ※津波注意報または津波警報のみの場合、峰山、大宮、弥栄地区を除く。 <input type="checkbox"/> その他各部において災害警戒対策及び予防的な応急対策のとりまとめを実施するために必要な職員（各部所属職員の1～2割をめやすとする） <input type="checkbox"/> 消防団（必要数） ※津波注意報または津波警報のみの場合は、消防団本部要員及び網野、久美浜、丹後方面隊（5割） ※大津波警報の場合は、網野、丹後、久美浜地区は、災害対策本部1号配備体制と同規模の体制とする。
------	--	--

区分	配備事由	配備対象となる職員及び員数
災害対策本部体制配備	1号配備	<input type="checkbox"/> 市域に震度5弱の地震が発生し、かつ4以上の支部管内において、住家の被害が発生もしくは発生することが予想されるとき <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めたとき
	2号配備	<input type="checkbox"/> 市域に震度5強の地震が発生したとき <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めたとき

区分	配備事由	配備対象となる職員及び員数
3号配備	<input type="checkbox"/> 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めたとき	(全職員・全消防団員)

注) 各配備の要員の動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする。

注) 消防本部・署については、消防本部の定めるところによる。

第3節 市議会及び隣接市町等との相互協力

第1 基本方針

- 1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称
- 2 相互協力の基本指針
 - (1) 被災者救援、都市機能の早期復旧及び2次災害防止並びに災害復興と被災地の回復を適切に行うため、市議会及び隣接市町との相互協力体制を迅速に確立する。
 - (2) 相互の任務と役割分担を明確化し相乗効果の最大化と競合重複の極力排除を図る。
 - (3) 要員・資機材の投入において、競合が生じた場合、発災後72時間については、延焼火災阻止、生埋者救出、重症者搬送、人的危険回避のため必要最小限のものを除き、要員・資機材の投入は、消火・救出・救急救護現場を優先する。
 - (4) 要配慮者向け救援対策は、一般被災者向け救援対策に優先して協力する。
 - (5) 被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

第2 市議会との相互協力

- 1 実施手順のめやす
 - (1) 本部長は、大規模な地震災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合、ただちに市議会議長に対し、市に本部を設置した旨を報告するとともに、市本部と市議会との相互協力体制の確立を図るため、必要な措置を講ずるよう要請する。
 - (2) 議会災害対策本部の設置は、議長が職権により行い、災害により次々と生じる市民の要求にこたえるため、市の組織による効率的、積極的な対応を調整し、条例の制定や規制の緩和措置、緊急対応から復旧、復興に至るまでの政策の方向付けを指示することを基本業務とする。その役割は、そのつど議会災害対策本部が決める。
 - (3) 市は、市議会議長が議会災害対策本部及び市議会議員連絡所（以下「議会本部等」という。）の設置を決めた場合は、総務部内に議会本部等担当専任職員を置き峰山本庁舎内に市議会議員連絡所設置のためのスペースの確保、テレビ・ラジオの設置、電話・FAX・コピー機、災害情報掲示板等の設置その他運営支援業務を行う。また、議会としての災害対策活動のための情報の収集、市本部との連絡業務、災害調査活動の補佐を行う。

なお、本庁舎が被災したため、本部長室が他の代替施設に設置された場合は、市議会議員連絡所を併設するよう努める。
- 2 議会災害対策本部の果たすべき役割のめやす
 - (1) 大規模災害による災害復旧経費等の専決処分等市長と協力して、緊急事態手続きを統括
 - (2) 府・国等に対する特別措置発動の要請
- 3 議会災害対策本部の政策の方向付けを指示すべき役割のめやす
 - (1) 緊急条例による被災者の生活再建支援と安全な指定避難所の提供
 - (2) 被災した沿道建築物の撤去その他切迫した危険の即時除去促進
 - (3) 大量のがれきの撤去とリサイクル計画の実施
 - (4) 再建のための公的手数料や各種規制の免除及び猶予

- (5)新築及び補強建築物における耐震対策等安全性の向上
- (6)再開発地における仮設住宅の建設、歴史的建造物保存その他地域共同体としての復興への取組みの促進
- (7)被災者の要求に応えた、緊急融資プログラムの検討
- (8)税制上の優遇策、その他の支援策による商業・業務の復旧促進
- (9)資金貸付の拡充、雇用の増進のための支援
- (10)被災地における交通混雑を緩和し復興のための交通を確保するための管理の推進
- (11)市民の防災教育啓発のための広範囲にわたる緊急対策の実施

第3 隣接市町等との相互協力

1 相互協力上の基本指針

- (1)市町境界部をはじめとして、延焼火災阻止を最優先で行う。
- (2)延焼火災発生を回避できる見込みの場合は、建物等倒壊、土砂崩れ、雪崩等による生計者の救出、重傷者の救命医療救護、被災者の避難誘導並びにその他の人的危険回避措置を講じ、人的被害の軽減に全力を集中する。
- (3)発災直後における各職員の居住地における救援活動、在住市町本部業務への支援業務を公務とみなすよう事前に計画・協定化する。また、事前に指名する幹部職員等を除く他の職員については、交通事情その他の状況に応じて、そのつど定める期間について、在住市町における業務を所属市町における業務とみなす措置を講ずるよう相互に調整する。
- (4)被災者救援、都市機能の早期復旧、二次災害防止のための活動並びに応急的な救援対策、災害復興のための府・国等に対する特別措置発動要請等について、相互に連携・協力し行う。

2 直後に相互協力すべき事項のめやす

隣接する市町と災害発生直後に相互に協力すべき事項については、例えば、以下のような事項が想定される。

- (1)市町境界部における消火活動及び救助・救出活動
- (2)市町境界部における避難誘導・指定避難所・指定緊急避難場所の相互利用
- (3)指定避難所の開設・運営における担当職員の相互派遣及び協同化
- (4)市町境界部・指定避難所等における災害時広報活動
- (5)病院、産院その他医療施設のあっせん
- (6)火葬、ごみ、がれき、し尿の処理並びに道路確保に関して必要な要員、車両機材、施設の提供
- (7)要配慮者対策を実施するために必要な要員、車両機材、施設の提供
- (8)市町が実施する災害救援対策に関する情報交換
- (9)府・国等に対する特別措置発動の要請

3 協力要請の手続き

協力の要請にあたっては、各市町へとりあえず、府防災行政無線電話、N T T電話・F A X、伝令派遣等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

4 連絡調整ルート確保のめやす

手順項目	あらまし
通信手段の確保	府内市町の場合は、原則として、府防災行政無線電話による。困難な場合及び他県市町の場合は、N T T電話・F A X、伝令派遣など、その状況に即した迅速な方法による。
情報の交換	大規模災害発生時における第一報は、発災後1時間以内に行う。以後当日中は1時間毎に、また2日目以降本部設置期間中は、毎日そのつど定める時刻に定時情報交換を行う。
本部連絡員の交換	境界部において、延焼火災の発生、土砂災害、雪崩災害の発生その他災害発生後の状況により必要と認めたときは、相互に本部連絡員を交換する。
合同現地対策本部の設置	境界部において、延焼火災の発生、土砂災害、雪崩災害の発生その他災害発生後の状況により必要と認めたときは、現地の適当な場所に合同現地対策本部を設置する。

第4節 府・国等防災機関・団体への出勤、応援要請

第1 基本方針

1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

2 応援要請上のめやす

- (1) 府・国・自衛隊等各防災関係機関に対する応援要請は、府地域防災計画及び各応援協定書に定める方法により本部長が行う。通信途絶その他の事情により正規の方法によることが困難なときは、より上位の機関又は非被災地にある各出先機関等（府東京事務所等）に緊急連絡する。
- (2) 応急対策及び災害復興業務に要する中・長期的な応援要員派遣については、適宜各部長に対し必要人員調査を実施し、市全体としての必要数を把握・調整した上で要請する。
- (3) 各支部管内協力団体・事業所等への応援要請は各支部担当班を通じて行う。総合的な調整を必要とする場合は、本部長を通じて各部担当班が行う。

第2 市内民間団体、区及び事業所への協力要請

1 協力を要請する業務

災害時に業種別団体、区、日赤奉仕団等民間団体及び事業所へ協力を要請する業務は、主に以下のとおりとする。

- (1) 災害に関する予警報、その他防災情報の地区内住民への伝達
- (2) 災害時における広報広聴活動
- (3) 災害時における出火の防止及び初期消火
- (4) 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した市民に対する救助・救護活動
- (5) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分及び輸送等の業務
- (6) 被害状況の調査
- (7) 被災地域内の秩序維持
- (8) 道路啓開、公共施設等の応急復旧作業
- (9) 応急仮設住宅の建設等の業務
- (10) 食品、生活必需品、災害対策用資機材等の供給、調達

(11) その他市が行う災害応急対策業務

2 協力要請の方法

各支部長は、以下の事項を明らかにして、電話、口頭その他可能な連絡手段により団体等の責任者に対し協力を要請する。

なお、本部長は、部長又は支部長から要請があった場合、及び全市的な観点から調整が必要と認めた場合は、調整を行うものとする。

(1) 活動の内容

(2) 協力を希望する人員

(3) 供給、調達を要する資機材等の品名、数量

(4) 協力を希望する地域及び期間

(5) その他必要な事項

第3 防災関係機関との相互協力

1 相互協力に関する基本指針

(1) 発災直後 72 時間については、延焼火災阻止、生埋者救出、重症者搬送、人的危険回避のため必要最小限のものを除き、要員・資機材の投入は、消火・救出・救急救護現場を優先する。

(2) その他延焼火災阻止、生埋者救出、重症者搬送、危険回避のために行う消防機関及び警察機関の要請は最優先とする。

(3) 要配慮者救援対策は、一般被災者救援対策に優先して実施すること。

(4) 指定避難所開設期間中における空地の利用については、上記 3 点による場合を除き、市街地内外を問わず、仮設住宅建設用地を第 1 順位、仮設住宅建設関連の復旧対策用地を第 2 順位、その他復旧対策用地を第 3 順位とすること。

(5) その他本部長がそのつど指定する重点対策項目がある場合は、これを優先する。

2 関係機関等連絡協議会の設置

市域内における災害応急対策、災害復旧対策の遂行上その必要があると認めるときは、市及び防災関係機関相互の連絡・調整機関として、関係機関等連絡協議会を設置する。この場合、関係機関等連絡協議会は、原則として峰山本庁舎内で開催する。また、その事務局業務は市総務部本部指令班が行う。

第4 府に対する職員応援又は派遣あっせん要請その他必要な事項

1 府に対する職員応援又は派遣あっせんの要請

府に対する職員応援又は派遣あっせんの要請は、電話、ファクシミリ（地上系、衛星通信系の府防災行政無線含む）により以下の条件を示し府災害対策支部（支部が設置されない場合は丹後広域振興局総務防災課）を通じて行う。通信途絶その他の事情により正規の方法によることが困難なときは、迅速を第 1 として、行う。

(1) 応援派遣（又は派遣あっせん）を求める理由

(2) 応援派遣（又は派遣あっせん）を求める職員の職種別人員

(3) 応援派遣（又は派遣あっせん）を必要とする期間（□月□日～□月□日まで）

(4) 集合の場所（要員移送の方法）

(5) 派遣される職員の給与その他必要な勤務条件

(6)その他職員の応援派遣（又は派遣あっせん）について必要な事項

2 中・長期的な応援要員に関する調査項目のめやす

本部長は、災害応急対策の長期化、作業量の膨大化等により中・長期的な応援要員が必要と判断されるか否かについて、早めに判断するよう努めるとともに、各部長及び支部長に対し随時以下について調査報告を命じる。

(1)派遣を求める期間(以下の3区分によった上で)

ア 災害発生当該年度内の派遣を求めるもの

イ 次年度以降派遣を求めるもののうち、引き続き同一人の継続派遣を求めるもの

ウ 同じく、随時職員の交代が可能であるもの

(2)職種

(3)必要人数

(4)事務内容

3 その他留意事項

他自治体からの派遣職員は、「応援職員」である旨を腕章・プレート等により明示する。また可能な限り後方支援業務に配置する。やむを得ず住民対応を必要とする部署に配置する場合は、市職員のアシスタント業務につける、業務の遂行上必要な背景、経過等に関する事前説明を十分行うなど配慮する。

第5 その他職員の派遣要請、派遣あっせん要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応できないと認めた場合に、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関^{*1}に対して職員派遣を要請する。

また、知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関^{*2}の職員派遣のあっせんに要請する。

要請に際しては、上記第4と同様の必要事項について明らかにして伝達する。

※1：特定公共機関

指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定したもの

※2：特定地方公共機関

指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

第5節 労働者の確保

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

- 1 被災者の避難
- 2 医療及び助産
- 3 被災者の救出
- 4 飲料水の供給
- 5 行方不明者の捜索
- 6 遺体の処理

- 7 救援物資の整理、輸送及び配分
- 8 その他災害応急対策に必要な業務

第3 労働者確保の方法

災害応急対策を実施するにあたり、市本部要員及び市内民間団体、区及び事業所への協力による動員のみでは労力的に不足する場合は、以下の事項を示し府災害対策支部（支部が設置されない場合は丹後広域振興局総務防災課）を通じて人員の確保要請を行う。

- 1 労働者の雇用を要する目的又は作業種目
- 2 労働者の所要人員
- 3 雇用を要する期間
- 4 賃金、従事する地域等労働条件
- 5 労働者の輸送方法、待機場所
- 6 労働者確保を要する業務の所管部（支部）
- 7 その他必要な事項

第4 峰山公共職業安定所との連携

本部長は、府に労働者確保の要請を行った場合は、峰山公共職業安定所と緊密な連携をとり、災害応急対策に必要な労働者の円滑な確保を図る。

第5 費用の負担

労働者確保に要する費用の負担は以下のとおりとする。

- 1 労働者の雇上げに要する費用は、市の負担とする。
- 2 労働者の賃金は、当該地域における通常の実費とする。

第4章 通信情報連絡活動計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 情報の収集・連絡の基本指針

- 1 全市域に関する「甚大な被害の有無の別」「孤立地区の有無」に関する情報の収集・連絡を最優先で行う。特に、緊急輸送道路等幹線道路支障の有無、河川・海岸堤防の被害の有無、市街地火災発生の有無、大規模な土砂災害、雪崩等の発生又は発生危険の有無、市施設・防災関係機関の「甚大な被害の有無の別」について、優先する。
- 2 官民を問わず、市において動員可能な「対策用人員、資機材、施設の現有力」に関する情報の収集・連絡を重点的かつ迅速に行う。
- 3 その他緊急に行うべき対策の優先手順・役割分担等を決定するために必要な事項については、各部・各機関が適切に分担するとともに、情報収集要員を出動させるなどして、災害発生後1～2時間以内に把握するよう努める。
- 4 本部設置期間中については、各部・支部等は「災害情報」、「防災情報」を収集し、本部あて「重要報告」、「定時報告」を行う。また本部はそれを把握し、とりまとめた「災害情報」、「防災情報」を各部・支部等あて「重要連絡」、「定時連絡」を行う。これにより時々刻々と変化する状況に際して、各部・支部、各職員が臨機応変に対処することを期する。
- 5 市各部・各支部及び防災関係機関は、あらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統括させるとともに、発信及び受信の各専用電話を確保し通信従事者を配置するなど、迅速かつ円滑な情報の収集・連絡を行う。
- 6 市施設、支部、災害現場等に出動している各職員との連絡は、庁内電話（専用回線）、携帯電話により行う。

第3 情報項目区分の定義

区分		定義
災害情報	警戒情報	人的・物的被害を発生させるおそれのある状況に関する情報 (その有無に関する内容を含む)
	発生情報	人的・物的被害発生状況に関する情報 (その有無に関する内容を含む)
防災情報	対策情報	人的・物的被害を軽減・防止するためにとられた措置・対策並びにそのために必要な人員、資機材、施設に関する情報 (復旧見込みに関する内容を含む)
	救援情報	災害の発生により緊急に避難誘導すべき状況に関する情報並びに救出・救助活動を必要とする状況に関する情報 (その有無に関する内容を含む)

第2節 情報収集・連絡体制

第1 指定電話・連絡責任者及び各部災害情報調査連絡員の指定、確保

項目	手順のあらまし
連絡責任者の指定	<input type="checkbox"/> 連絡責任者（正・副各1名ずつ）を指定し窓口の統一を図る。 <input type="checkbox"/> 連絡責任者は、各所属及び各部・支部、防災関係機関相互の通信連絡を統括する。
専用電話・専任担当者配置	<input type="checkbox"/> 指定電話の平常業務使用を制限し発信専用電話として確保する。 <input type="checkbox"/> 受信専用電話を確保し専任の電話担当者を配置する。
本部指令班要員及び本部連絡員の確保	<input type="checkbox"/> 各部に対し本部指令班要員を総務部に配置するよう指示する。 <input type="checkbox"/> 防災関係機関に対し本部連絡員を市本部に派遣するよう要請する。 <input type="checkbox"/> 連絡責任者の統括のもと各所属及び各部、防災関係機関との情報収集要員・連絡要員として配置する。
災害情報調査連絡員の確保	<input type="checkbox"/> 各部及び各支部は特命調査事項収集のための要員として災害情報調査連絡員を複数指名する。 <input type="checkbox"/> 支部は、区長に対し区域ごとに情報収集要員・連絡要員を確保するよう要請する。
その他留意事項	<input type="checkbox"/> 本部指令班要員、災害情報調査連絡員及び本部連絡員は携帯無線機、携帯電話等を可能な限り携行する。

第2 総務部情報処理班による参集職員・市民からの情報収集

項目	手順のあらまし
参集職員	<input type="checkbox"/> 居住地区に関する情報の聴取、図上記載 <input type="checkbox"/> 参集途上における情報の聴取、図上記載
市民	<input type="checkbox"/> 市民からの電話等通報の聴取、図上記載 <input type="checkbox"/> 市民への電話・インターネットサーチによる情報の聴取・収集、図上記載

第3 各部・支部・各機関からの第1報の集約

項目	手順のあらまし
各部	<input type="checkbox"/> 所管施設の来所者、入所者、職員等の安否の確認 <input type="checkbox"/> 所管施設の物的被害及び機能被害の有無に関する確認 <input type="checkbox"/> 所管施設の防災対策基幹施設としての利用可能能力の現況の把握
支部	<input type="checkbox"/> 各地区における市民等の生命の安全を脅かす事象の有無の把握 <input type="checkbox"/> 各地区における主要な道路、橋梁等被災の有無の把握（孤立集落の有無を含む） <input type="checkbox"/> 各地区における防災対策、救助救護基幹施設被災の有無の把握
各機関	<input type="checkbox"/> 市域内の所管施設に関する被災の有無及びすでにとられた措置の把握 <input type="checkbox"/> 今後災害に対し取ろうとする措置の把握

第4 有線通信及び府防災行政無線が使えない場合の措置

区分	代替通信・連絡手段のめやす
府・近隣市町・防災関係機関との相互連絡	<input type="checkbox"/> 消防無線 <input type="checkbox"/> 警察無線その他機関による非常通信無線 <input type="checkbox"/> 本部連絡員携帯無線機 <input type="checkbox"/> 伝令の派遣
市各部・支部等間相互連絡	<input type="checkbox"/> 市防災行政用無線 <input type="checkbox"/> 伝令派遣（自転車・オートバイ利用もしくは徒歩による） <input type="checkbox"/> タクシー無線、その他事業者無線、アマチュア無線

第3節 災害情報及び防災情報の収集・連絡

第1 情報項目のめやす

区分	情報項目	担当部	
災害情報	<input type="checkbox"/> 気象庁、府、西日本電信電話株式会社による津波、地震及び気象に関する情報 <input type="checkbox"/> 府河川防災情報システム及び土砂災害警戒情報システムによる雨量に関する情報 <input type="checkbox"/> 府冬期気象情報システムによる積雪深に関する情報 <input type="checkbox"/> 支部による管内浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、積雪状況等に関する情報 <input type="checkbox"/> 市民通報、防災モニタリングによる浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、積雪状況等に関する情報 <input type="checkbox"/> 支部が把握した人的・物的被害を発生させるおそれのある状況に関する情報	総務部	
	<input type="checkbox"/> P T A等連絡網により学校等が把握した学区等内浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、積雪状況等に関する情報	教育部	
	<input type="checkbox"/> 水門、水路、ため池等農業用施設の現況に関する情報 <input type="checkbox"/> 漁業協同組合等から漁業用施設の被害状況等に関する情報	農林水産部	
	<input type="checkbox"/> 丹後土木事務所による市内河川に関する水位情報（福田川水防警報含む） <input type="checkbox"/> 丹後土木事務所への照会による市内各観測所降雨量、水位、積雪深に関する情報 <input type="checkbox"/> 市建設業協会連絡網により業者が把握した市内浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、積雪状況等に関する情報	建設部	
	<input type="checkbox"/> ホテル・スキー場・物産館等観光施設、宿泊施設の現況に関する情報	商工観光部	
	<input type="checkbox"/> 消防署・所による市内各観測所降雨量、水位、積雪深に関する情報 <input type="checkbox"/> 河川巡視による市内河川の現況に関する情報 <input type="checkbox"/> 巡視による土砂崩れ、雪崩等危険箇所の現況に関する情報 <input type="checkbox"/> 危険物取扱施設の現況に関する情報	消防署部	
	<input type="checkbox"/> 各々が把握した人的・物的被害を発生させるおそれのある状況に関する情報	各部	
	<input type="checkbox"/> 支部による人的・物的被害発生情報 <input type="checkbox"/> 市民通報、防災モニタリングによる人的・物的被害発生情報	総務部	
	<input type="checkbox"/> 市建設業協会通報等による建物被害、土砂崩れ、雪崩、堤防損壊・越流等発生情報	建設部	
	<input type="checkbox"/> 巡視、消防119番通報による人的・物的被害発生情報	消防署部	
	<input type="checkbox"/> 各々が把握した人的・物的被害発生情報	各部	
	防災情報	<input type="checkbox"/> 府、国、警察署等防災機関の現況、とられた措置・対策等に関する情報 <input type="checkbox"/> 電話、電力、ガス、鉄道施設の現況、とられた措置・対策等に関する情報 <input type="checkbox"/> 支部が把握した管内防災機関の現況、とられた措置・対策等に関する情報	総務部
		<input type="checkbox"/> 小・中学校・高校の現況、とられた措置・対策等に関する情報	教育部
		<input type="checkbox"/> 丹後土木事務所及び支部からの通報又は照会による道路通行止区間、橋梁通行止等に関する情報	建設部
<input type="checkbox"/> その他各々が所管する防災対策基幹施設の現況、とられた措置・対策等に関する情報		各部	
<input type="checkbox"/> 支部が把握した緊急に避難誘導すべき状況、救出・救助活動を必要とする状況に関する情報 <input type="checkbox"/> 市民通報、防災モニタリングにより把握された緊急に避難誘導すべき状況、救出・救助活動を必要とする状況に関する情報		総務部	
<input type="checkbox"/> 在宅要配慮者の現況に関する情報 <input type="checkbox"/> 福祉関係施設の現況に関する情報		救護厚生部	
<input type="checkbox"/> 災害の発生により緊急に避難誘導すべき状況に関する情報 <input type="checkbox"/> 救出・救助活動を必要とする状況に関する情報		各部	

第2 災害情報及び防災情報の報告・連絡

1 情報の総括責任者

区 別	情報の総括責任者	
	本部職名	平常時職名
総括責任者	総務部長	総務部長
取扱責任者	本部指令班長	総務課長

2 本部における報告・連絡基準のめやす

区分	報告 (支部・各部等配備職員→本部長)	連絡 (本部長→支部・各部等配備職員)
即時	<input type="checkbox"/> 被害の有無、要警戒の有無に関する復命(第1報) <input type="checkbox"/> 緊急避難、救出・救助・救命、通行規制等の緊急措置を要する情報 <input type="checkbox"/> 特命指示事項に関する復命 <input type="checkbox"/> その他緊急を要する情報	<input type="checkbox"/> 本部体制、配備・規模に関する情報(第1報) <input type="checkbox"/> 「全体状況」に関する第1報 <input type="checkbox"/> 緊急避難、救出・救助・救命、通行規制等の緊急措置を要する情報 <input type="checkbox"/> その他緊急を要する情報
重要	<input type="checkbox"/> 地震、増水・高潮による堤防の損壊に関する情報 <input type="checkbox"/> 大規模な土砂崩れ、雪崩発生のおそれのある事象に関する情報 <input type="checkbox"/> 危険物取扱施設の地震、浸水等による二次災害発生のおそれのある事象に関する情報 <input type="checkbox"/> 防災対策基幹施設の甚大な機能支障に関する情報 <input type="checkbox"/> その他重要と判断した情報	<input type="checkbox"/> 本部体制、配備・規模の変更に関する情報(第2報以降) <input type="checkbox"/> 「全体状況」に関する第2報以降(上記情報と同時に) <input type="checkbox"/> 地震、増水・高潮による堤防の損壊に関する情報 <input type="checkbox"/> 大規模な土砂崩れ発生のおそれのある事象に関する情報 <input type="checkbox"/> 危険物取扱施設の地震、浸水等による二次災害発生のおそれのある事象に関する情報 <input type="checkbox"/> 防災対策基幹施設の甚大な機能支障に関する情報 <input type="checkbox"/> その他重要と判断した情報
定時	<input type="checkbox"/> 1時間ごとの「警戒情報」 <input type="checkbox"/> 1時間ごとの「発生情報」 <input type="checkbox"/> 1時間ごとの「対策情報」 <input type="checkbox"/> 1時間ごとの「救援情報」	<input type="checkbox"/> 1時間ごとの本部体制、配備・規模に関する情報 <input type="checkbox"/> 1時間ごとの「警戒情報」に関する総括 <input type="checkbox"/> 1時間ごとの「対策情報」に関する総括
形式	<input type="checkbox"/> 発信者(部・支部・班) <input type="checkbox"/> 情報項目種別 <input type="checkbox"/> 発生・現在日時 <input type="checkbox"/> 内容 <input type="checkbox"/> 情報源(確認・未確認の別)	<input type="checkbox"/> 京丹後市本部・発信者氏名(部・班) <input type="checkbox"/> 情報項目種別 <input type="checkbox"/> 発生・現在日時 <input type="checkbox"/> 内容 <input type="checkbox"/> 情報源(確認・未確認の別) <input type="checkbox"/> 取扱い上の留意事項

3 情報とりまとめ上のめやす

- (1) 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
 - 全ての情報は図上に整理する。
 - これにより「被害の全体像」の視覚化を図る。
 - また部・支部・班全職員レベルに至るまでの「情報の共有化」を図る。
- (2) 未確認情報の一覧の評価
 - 至急確認すべきもの
 - 至急訂正情報の伝達を行うべきもの
(例えば、「悪質なデマ・ウワサ」に類する情報)
 - 応急対策要員の派遣を行うべきもの
(例えば、確認の手順をふむ「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」)
- (3) 情報の空白地区の把握
(大規模な地震発生時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある。)
- (4) 被害軽微もしくは無被害である地区の把握
- (5) 応急対策実施上利用可能な施設・人員・資機材の把握

第3 府(本部)への報告

1 報告すべき事項

報告の区分	報告の時期	留意事項
災害概況報告 (第一報)	本部設置後 30 分以内を目途に災害概況を報告	<input type="checkbox"/> 人的被害及び住家被害を重点にする。 <input type="checkbox"/> 被害状況が十分把握できない場合であっても第一報は迅速性を第一に報告する。 <input type="checkbox"/> 部分情報、未確認情報も可 <input type="checkbox"/> 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、府警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。
被害状況報告 (定時報)	発生後毎日定時に報告	<input type="checkbox"/> 災害概況速報として報告した情報をふくめ、確認された事項を報告する。 <input type="checkbox"/> 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告する。 <input type="checkbox"/> 被害の状況が十分把握できない場合であっても毎日定時に迅速な被害状況報告に努める。
被害確定報告 (詳細)	被害確定後 15 日以内	<input type="checkbox"/> 災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し報告する。 <input type="checkbox"/> 被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにする。
被害詳細報告	—	<input type="checkbox"/> 保健環境、商工、土木及び教育関係の被害を詳細に調査し報告 <input type="checkbox"/> 別に指示するところに従い報告する。
被害写真報告	—	<input type="checkbox"/> 被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

2 報告担当者

被害状況及び措置状況一般	法令の定めによる所要の報告
本部指令班長 → 下記のとおり	各担当部長 → 府支部各担当班

3 報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行う。なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、府の様式により報告したものと見なす。また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意する。

区分	留意事項
電話による場合	□「災害時優先電話」を利用する。場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。
防災行政無線による場合	□次の通信優先順位による。 (1)緊急要請 (2)災害対策本部指令及び指示 (3)応急対策報告 (4)被害状況報告 (5)その他災害に関する連絡 □その他無線の取扱いについては、府が別に定める取扱要綱による。
通信途絶時における措置	□いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派し連絡の確保に努める。

4 事態が切迫している場合の措置

□事態が切迫し応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合は、府本部あて直接連絡する

□府に報告することができない場合には、国（総務省消防庁）に対して直接報告する。報告後速やかにその内容について連絡する

[通常時 : 応急対策室 TEL03-5253-7527 FAX03-5253-7537

京都府衛星通信系防災情報システム 048-500-90-49033]

[夜間・休日時 : 宿直室 TEL03-5253-7777 FAX03-5253-7553

京都府衛星通信系防災情報システム 048-500-90-49036]

□災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合には、その旨を府その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する

□地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに府及び国（消防庁）へ同時に報告する。

□震度5弱以上を観測した場合、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、被害の有無に関わらず、直ちに、原則として覚知後30分以内に府及び国（消防庁）へ同時に報告する。（直接即報基準）

□報告は以下に掲げる事項が発生次第、その都度報告する。

(1)被害の概要

(2)市災害対策本部設置の状況

(3)避難指示及び緊急安全確保の状況

(4)消防機関の活動状況（消防職団員別とし、使用資機材と主な活動内容）

(5)応援要請状況

(6)要員及び職員派遣状況

(7)応急措置の概要

(8) 救助活動の状況

(9) 要望事項

(10) その他の状況

(11) 震度6弱以上を観測した場合は119番通報の概数（火災・災害等即報要領）

□自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない場合は、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に努め、被害の詳細が把握できない段階であっても、迅速性を第一に当該情報を報告する。

第5章 災害広報広聴計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部（総務部） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 災害広報広聴に関する基本指針

1 警戒段階

(1) 「事前広報」重視の「攻めの広報」を行う。

警戒段階において、いかなる事態の推移、急変にも適切に対応できる配備体制の強化は容易ならざる課題であり、時に後手に回ることがありうるのは避けがたい。「自らの身の安全は自ら守る。自分たちの地域は自分たちで守る」ことを期して、警戒時に把握された情報は早めに提供するとともに、起こりうる事態をできる限り多様に想定し、事態の推移を先取りした「事前広報」を重視した「攻めの広報」を行うよう努める。

(2) 「プラス情報は慎重に！ マイナス情報は大胆に」公表する。

「警戒情報」は真偽の確認や公表に伴う混乱の懸念等価値評価に時間をかけたりすると「警戒情報」としての価値が消滅してしまう。「自らの身の安全は自ら守る。自分たちの地域は自分たちで守る」ことを期して、特に「警戒情報」の溜め置きはせず迅速に公表するよう努める。

(3) 災害警戒本部設置後速やかに市のホームページに専用サイトを開設する。

2 発生後

(1) 広報広聴活動は、「総合力」で、「総合的」な広報広聴活動を行う。

市は、大規模な地震発生に際しては防災関係機関、報道機関その他の事業所・団体及び市民との連携・協力により、災害時広報体制を速やかに確立し、被災地の市民、来訪者だけでなく被害を免れた地域の市民、来訪者や全国各地の人々を含めた総合的な広報広聴活動を行う。

(2) 「情報の空白時間帯」と「情報の空白地域」を無くすことに重点を置く。

初期においては、「市内外各地域における被害の有無に関する情報提供による間接的安否情報（これにより家族・知人の安否を推定することができる）」「市・府・国・関係機関・協力団体等が行う救援救護活動の実施状況」「要配慮者救援への協力要請」及び「出火注意・初期消火活動への協力要請」に関する情報を絶え間なく供給し、「情報の空白時間帯」と「情報の空白地域」を無くすことに重点を置いた広報活動を行う。

(3) 「広報京丹後被災者支援情報」毎日発行体制を確立する。

市のホームページ専用サイト開設を継続するとともに、災害発生後2日目を目途として、「広報京丹後被災者支援情報」第1号を発行し、以後指定避難所開設期間中毎日発行体制を確立するよう努める。

(4) 「事前広報」重視の広報活動を行う。

各部・関係機関が行う応急対策、復旧対策、被災者向け救援サービスに関しては、その準備措置期間の初期において、対策・サービスの概要、協力要請事項、申込書配布・受付・サービスの実施等のスケジュールを先行的に広報するよう努めるなど「事前広報」重視の広報活動を行う。

(5) 本部及び支部に総合的な相談窓口を設置し、被災者の要望の把握に努める。

速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。

(6) 被災者等の権利利益を配慮した広聴活動を行う。

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮し、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第2節 災害広報広聴体制

第1 総務部の役割

項目	手順その他必要事項
事前広報重視の広報活動用資料の作成	<input type="checkbox"/> 災害時広報活動計画の作成 <input type="checkbox"/> 各部への資料の提供要請、収集及びとりまとめ <input type="checkbox"/> 本部としての広報活動用資料作成
庁内LAN等による広報体制の確立	<input type="checkbox"/> システムの点検・ネットワーク体制確保 <input type="checkbox"/> 自家発電電源の確保等停電時のための措置 <input type="checkbox"/> オペレータ要員確保（入力作業要員等関係団体等への応援協力要請） <input type="checkbox"/> 電話FAX、LAN、伝令等による各部及び支部・指定避難所への配布
市ホームページ災害専用情報サイトの開設	<input type="checkbox"/> 市ホームページ管理者への広報体制確保指示 <input type="checkbox"/> 災害専用情報サイト専任広報担当職員の配置
「広報京丹後被災者支援情報」発行体制の確立	<input type="checkbox"/> 編集体制の確立（民間業者への要員派遣応援要請を含む） <input type="checkbox"/> 印刷体制の確立（コピー機、インク・紙の確保、印刷業者の確保等） <input type="checkbox"/> 災害発生2日目以降毎日発行
要配慮者向け広報体制の確立	<input type="checkbox"/> 市社会福祉協議会との連携（手話・点字ボランティアの確保） <input type="checkbox"/> 市内国際交流グループ等との連携（通訳・翻訳ボランティアの確保） <input type="checkbox"/> 要配慮者向け広報資料の作成
報道機関専任担当配置及び報道機関対応	<input type="checkbox"/> 各報道機関に対し専任担当職員配置、共同記者会見所・臨時記者詰所の開設の通知並びに報道協力の要請 <input type="checkbox"/> 共同記者会見所・臨時記者詰所における報道資料提供 <input type="checkbox"/> その他報道機関対応
総合相談窓口の開設	<input type="checkbox"/> 峰山庁舎本部における総合相談窓口の開設、運営 <input type="checkbox"/> 市民要望等のとりまとめ、所管各部への照会・連絡 <input type="checkbox"/> 各支部における総合相談窓口の開設、運営に関する総合調整

第2 支部の役割

項目	手順その他必要事項
広報活動用資料を使った広報活動	<input type="checkbox"/> 支部避難・救援対策班が担当地域内において広報活動実施 <input type="checkbox"/> 支部としての広報活動用資料作成 <input type="checkbox"/> 指定避難所に対し広報活動用資料配付（掲示、館内放送、口頭伝達等）
「広報京丹後被災者支援情報」の配布	<input type="checkbox"/> 支部避難・救援対策班が担当地域内において掲示・配布 <input type="checkbox"/> 指定避難所担当者が指定避難所内において掲示・配布
総合相談窓口の開設	<input type="checkbox"/> 支部における総合相談窓口の開設、運営 <input type="checkbox"/> 市民要望等のとりまとめ、総務部を通じた各部への照会・連絡

第3 各部の役割

各部は、担当する対策項目に関して、市民からの問い合わせに対して担当部以外の市職員が相当程度対応できることを目標として、可能な限り詳細な資料を作成し提供する。

また、消防署部は、あわせて警戒防御に関する報道機関向け発表を行う。

第3節 市による災害広報活動要領

第1 津波等災害警戒段階にある他の地域も含めた全市域向け

おもな広報事項	広報手段
<input type="checkbox"/> 災害警戒本部の設置、支部の設置（地区名・場所） <input type="checkbox"/> 道路、橋梁通行止区間に関する情報 <input type="checkbox"/> 緊急対策車両の通行確保のためのマイカー利用自粛呼びかけ <input type="checkbox"/> 引き続き市広報、テレビ・ラジオへの留意の呼びかけ ※津波注意報、津波警報発令対象地域の市民に対しては、安全な高台への避難、津波注意報・津波警報解除まで少なくとも6時間は要する可能性があること、解除まで避難を継続し海岸部へ近づかないこと、海面異常等津波発生の前兆と思われる現象への注意・監視警戒・通報を呼びかける。	<input type="checkbox"/> 市ホームページ、CATV（データ放送）、市公式Facebook、市公式LINE <input type="checkbox"/> 防災行政無線放送指示 <input type="checkbox"/> 有線放送等依頼 <input type="checkbox"/> 電話FAX、LAN（当該施設へ）

第2 災害発生後にとるべき主な措置

1 発災直後から3日目程度まで（地震災害発生地域向けの場合発生中）

おもな広報事項	広報手段
<input type="checkbox"/> 必要な区域、施設に対する高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令 <input type="checkbox"/> 要配慮者救援及び人命救助の協力呼びかけ <input type="checkbox"/> 出火防止及び初期消火の呼びかけ	<input type="checkbox"/> 市ホームページ、CATV（データ放送）、市公式Facebook、市公式LINE <input type="checkbox"/> 防災行政無線放送指示 <input type="checkbox"/> 有線放送等依頼 <input type="checkbox"/> 電話FAX、LAN（当該施設へ）

おもな広報事項	広報手段
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 道路、橋梁通行止区間に関する情報 <input type="checkbox"/> 緊急車両通行確保のためのマイカー利用禁止措置への協力要請 <input type="checkbox"/> 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本部、支部の設置（現地本部の設置） <input type="checkbox"/> 指定避難所、救護所の設置 <input type="checkbox"/> 本部、支部における災害時総合相談窓口の設置 <input type="checkbox"/> 府・国・自衛隊・関係機関の応援支援活動状況 <input type="checkbox"/> 協力団体・広域的支援団体の活動状況 <input type="checkbox"/> 救援対策及び応急復旧対策実施に関するめやす <input type="checkbox"/> 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ <input type="checkbox"/> 安心情報に関すること <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「……………地区は被害なし」 <input type="checkbox"/> 「……………小学校児童は全員無事に……………へ避難」 <input type="checkbox"/> その他被害のない事実又は被害軽微な事実を内容とする情報 <input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル（171）利用の呼びかけ <input type="checkbox"/> 余震被害、土砂災害、雪崩被害、道路被害、延焼火災その他二次災害防止のために必要な範囲における市内被害状況の概要 <input type="checkbox"/> 大規模地震災害発災2日目以降毎日（その他の場合必要に応じて「随時」）「広報京丹後被災者支援情報」発行体制をとること及びそれ以外の出所不明の情報に左右されないよう注意すべきことの呼びかけ 	<p>（上記に加え）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 支部との連携による巡回広報・掲示 <input type="checkbox"/> 隣接市町への広報依頼 <input type="checkbox"/> テレビ・ラジオ及び新聞への広報協力依頼

2 被害の状況が静穏化した段階～本部閉鎖まで

おもな広報事項	広報手段
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 救援対策及び応急復旧対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 支部、本部災害時総合相談窓口における業務内容 <input type="checkbox"/> 救護所における医療サービス、保健サービス、こころのケア対策等業務内容に関すること <input type="checkbox"/> 要配慮者専用避難所における業務内容及びその他要配慮者優先ルールへの理解協力の要請 <input type="checkbox"/> 応急給水の実施状況（給水拠点の位置、給水実施予定等） <input type="checkbox"/> 応急給食・その他の救援活動の実施状況 <input type="checkbox"/> 被災建物の応急修理、仮設住宅等の提供その他災害時住宅対策に関すること <input type="checkbox"/> 災害応急資金融資その他生活再建促進のための支援措置に関すること <input type="checkbox"/> 義援金の配分計画に関すること <input type="checkbox"/> 災証明書発行申し込みの受付に関すること <input type="checkbox"/> 生活関連情報 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 水道の復旧状況（見込み）、水質についての注意等 <input type="checkbox"/> 電気、電話、下水道、ガス施設の復旧状況（見込み） <input type="checkbox"/> 農協、スーパー等における食料品、生活必需品の供給状況 <input type="checkbox"/> ごみ・し尿・がれきの収集計画及び分別の徹底等協力要請 <input type="checkbox"/> 食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項 <input type="checkbox"/> 無料公衆電話の設置場所、台数等状況 <input type="checkbox"/> 道路交通の規制状況及び復旧状況（見込み） <input type="checkbox"/> 京都丹後鉄道、路線バス等公共交通機関の復旧、運行状況 <input type="checkbox"/> 代替公共交通手段の提供に関する情報（必要な場合） <input type="checkbox"/> 病院等医療機関の再開状況 <input type="checkbox"/> 安心情報に関すること <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「……………地区は被害なし」 <input type="checkbox"/> 「……………小学校児童は全員無事に……………へ避難」 <input type="checkbox"/> その他被害のない事実又は被害軽微な事実を内容とする情報 <input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル（171）利用の呼びかけ <input type="checkbox"/> 余震被害、土砂災害、雪崩被害、道路被害、延焼火災その他二次災害防止のために必要な範囲における市内被害状況の概要 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 道路、橋梁通行止区間及び迂回路に関する情報 <input type="checkbox"/> 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ <input type="checkbox"/> 大規模災害発災2日目以降毎日（その他の場合必要に応じて「随時」）「広報京丹後被災者支援情報」発行体制をとること及びそれ以外の出所不明の情報に左右されないよう注意すべきことの呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 市ホームページ、CATV（データ放送）、市公式Facebook、市公式LINE <input type="checkbox"/> 防災行政無線放送指示 <input type="checkbox"/> 有線放送等依頼 <input type="checkbox"/> 電話FAX、LAN（当該施設へ） <input type="checkbox"/> 支部との連携による掲示・ちらし配布 <input type="checkbox"/> 広報京丹後被災者支援情報 <input type="checkbox"/> 総合相談窓口における各部・各支部対応 <input type="checkbox"/> テレビ・ラジオ及び新聞への広報協力依頼

第4節 防災関係機関との相互協力

災害の広報にあたっては、府を通じて防災関係機関の情報の収集に努めるとともに、必要があるときは、直接本部長より他の防災関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、Lアラート（災害情報共有システム）を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

第5節 報道機関への発表・協力の要請

第1 市の発表

区分		あらまし
担当	記者会見	発表は原則として、本部長が共同会見方式で行う。
	庶務	総務部（情報処理班）
手順その他		<input type="checkbox"/> 専任の報道機関対応担当職員を複数名指名する。 （繁忙時においても他の業務要員は対応しない） <input type="checkbox"/> 特設の臨時記者詰め所及び共同記者会見所の開設 <input type="checkbox"/> 広報資料掲示板を設置し随時資料を更新・掲示する。 （本部要員及び各報道機関が同じ情報を得られるよう努める） <input type="checkbox"/> 情報の照会に対しては把握している限りで回答し、未確認情報については率直にその旨伝える。また不明な詳細事項に関する照会に対しては個別に調査せず、後刻一括発表する旨を伝え、質問項目を記録する。 （報道対応に追われ、本部としての応急対策、災害復旧対策の実施がおろそかにならないよう留意する） <input type="checkbox"/> 配付資料は、必ず「〇月〇日〇時現在」とする。 <input type="checkbox"/> 記者発表資料は、同時に同じものを府支部に報告・送付する。

第2 消防部の発表

消防署部の行う警戒防御に関する発表は、市消防本部の定めるところにより行う。

第3 ラジオ、テレビ局に対する応援広報の要請

ラジオ、テレビ局に対する応援広報の要請は府地域防災計画の定めるところにより行う。

第6章 災害救助法の適用要請

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称
(救護厚生部)

第2 災害救助法の適用要請に関する基本指針

- 1 大規模地震が発生し、明らかに被害の程度が一定の基準を越えると推定される場合は、被害の「大」であることをもって、躊躇なく災害救助法の適用を知事に要請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。災害救助法の適用を受けるための基準は、別に示すとおり全・半壊住宅数によることとなっている。しかし、被害が甚大であればあるほど被害状況に関する報告は滞りがちであり、全半壊住宅の「数」の把握に時間をとり救助の要請が遅れるようなことがあってはならない。
- 2 市庁舎自体が壊滅的な被害を受けるなどのため、市長がその職権を行使できない状態にある場合は、速やかに知事にその旨を通報し、知事による職権の行使を求める。
- 3 各部は、その所掌する救助活動の実施状況について、初期活動から救助活動が完了するまでの間毎日記録、整理し、総務部（本部指令班）を通じて、市長（本部長）に報告する。
- 4 災害救助法適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき市長（本部長）が災害救助法に準じて、応急措置を実施する。

第2節 災害救助法の適用要請要領

第1 災害救助法の適用手続き

1 災害救助法の適用要請

災害に際し、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長、副本部長（副市長もしくはその他の副本部長）又は先着上位責任者は、直ちにその旨を丹後広域振興局を通じて知事に報告し救助法適用を要請する。

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は救助法の規定による救助に着手しその状況を直ちに知事に報告しその後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。京丹後市に適用される具体的な基準は、次のいずれかの場合である。

区分	人口 令和2年 国勢調査	1号適用 (市内の住家 減失世帯数)	2号適用 (府内の住家 減失世帯数 2000世帯 以上の時)	3号適用 (府知事が必要と認めたとき)	4号適用
京丹後市	50,860 人	80世帯以上	40世帯以上	※ ¹ ※ ²	※ ³

※¹ 府下の被害世帯数が9,000世帯以上あり、かつ京丹後市内の被害世帯数が多数であるとき

※² 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が減失したとき

※³ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

第3 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、対策本部の所管区域が告示された場合、府が救助の実施主体となって、当該所管区域内の市町村に救助を実施する。

第4 救助法による救助の実施

1 応急救助の実施

救助法に基づく救助の実施は知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が救助を実施する。この場合において、市長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、次に掲げる救助については、市長は知事が実施する救助に協力する。

- (1) 応急仮設住宅の供与

2 情報提供及び救助実施状況の報告

救助法に基づく「情報提供」には、災害発生の時間的経過に伴い「発生情報」、「中間情報」、「決定情報」の3段階があり、そのつど知事に情報提供する必要がある。

また、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に記録し、整理し知事に提出する必要がある。

3 救助の程度、方法及び期間

救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。救助の程度、方法及び期間については、厚生労働省事務次官通知に基づき知事が定めることとなっている。

※ 資料編 6-8-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第7章 輸送計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 緊急輸送の基本指針

- 1 各部・各市民局所管車両は、原則として該当各部・各支部の活動に使用する。ただし、非常災害時の輸送対象優先順位に基づき、総務部又は支部総務班が総合的に調整できる。また防災関係機関から要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。これにより車両不足による対応の遅れ・遊休車両の発生の未然防止を期する。
- 2 民間輸送業者の車両は、広域的な調達時には総務部が、また地区内調達時には支部総務班が一括確保する。また、市保有車両及び協力車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。
- 3 緊急輸送を円滑に行うため、救援物資地域内輸送拠点を確保する。また、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターの派遣の要請を行うほか、車両による輸送が困難な場合、または緊急を要する場合は、ボート等車両以外の輸送手段を確保し行う。これにより事態のいかなる推移・急変に際しても必要かつ十分な輸送実施を期する。
- 4 各部及び各支部は物資・資機材、要員の調達にあたっては、可能な限り当該業者・団体に調達から供給までの全業務を委託し、市による輸送業務の軽減に努める。
- 5 特に大規模災害の場合は、物流システムのノウハウを有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
 - (1) 効率のよい物流体制の実現のために発災直後から物流専門家が現場で調整を行うことが有効である。
 - (2) 物資集積所から指定避難所への配送は、地域に詳しい宅配事業者によることを検討する。

第3 輸送対象優先順位

第1順位	<input type="checkbox"/> 緊急救命医療を要する重症者の搬送 <input type="checkbox"/> 緊急避難を要する被災者の避難支援（搬送）
第2順位	<input type="checkbox"/> 人的被害軽減のために緊急を要する対策実施に必要な要員派遣、資機材の輸送 <input type="checkbox"/> 物的被害軽減のために緊急を要する対策実施に必要な専門家・資機材の搬送
第3順位	<input type="checkbox"/> 対策実施上の拠点となる施設の応急復旧のために必要な要員派遣、資機材の輸送 <input type="checkbox"/> 救援物資の輸送

第2節 輸送業務実施体制及び要領

第1 車両等調達・調整運用手順

区分		手順のめやす
市有車両	その時点で未使用の車両	<input type="checkbox"/> 各部・支部に対し所管車両のうち未使用車両リストの提出指示 <input type="checkbox"/> 配車可能車両リストの作成、総務部への提出 <input type="checkbox"/> 総務部(又は支部総務班)による配車指示
	使用中の車両	<input type="checkbox"/> 各部・支部に対し所管車両の使用内容の報告指示 <input type="checkbox"/> 各部・各市民局所管車両使用状況一覧の作成、総務部への提出 <input type="checkbox"/> 総務部(又は支部総務班)による転用配車指示

区分		手順のめやす
調 達 車 両 等	車両 (特にトラック、4輪駆動車、バス)	<input type="checkbox"/> 協力業者・団体等への調達準備要請 <input type="checkbox"/> 事前リストに基づく協力業者・団体等からの調達 <input type="checkbox"/> 配車可能車両リストの作成、総務部への提出 <input type="checkbox"/> 総務部(又は支部総務班)による配車指示 <input type="checkbox"/> 調達不能の場合は、府へ調達・あっ旋を要請
	ボート類	<input type="checkbox"/> 協力業者・団体等への調達準備要請 <input type="checkbox"/> 総務部(又は支部総務班)による調達協力要請(供給先の指定)
	ヘリコプター	<input type="checkbox"/> 各部・支部に対しヘリコプター要請の有無の報告指示 <input type="checkbox"/> 総務部(又は支部総務班)による調達協力要請(出動先の指定)

第2 広域避難等における人員輸送

市は、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者を避難させる必要が生じた場合は、人員輸送を実施する。なお、市内で車両等の確保が困難な場合は、府及び隣接市町村に協力を要請する。

第3 緊急通行車両の確認

1 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

緊急通行車両の範囲
(1) 警報の発表及び伝達並びに避難指示又は緊急安全確保に関するもの (2) 消防、水防その他の応急措置に関するもの (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの (4) 災害時の応急教育に関するもの (5) 施設及び設備の応急・復旧に関するもの (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの (7) 犯罪の予防、交通規制、その他の災害地における秩序維持に関するもの (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

2 確認手続等

市において使用する車両の確認手続に関しては、総務部が京丹後警察署に対し所定の書類をもって要請する。なお、緊急やむを得ない場合においては、口頭による申請により交付を受け、事後に必要な書類を提出する。

第4 車両以外の輸送手段

道路・橋梁等の損壊等により車両による輸送が困難な場合、もしくは、著しく緊急性を要する場合等には、総務部は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、以下のとおり車両以外の輸送手段を確保し行う。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1 航空機(ヘリコプター)による輸送 | ※府(災害対策課)→京都市・警察本部・自衛隊 |
| 2 鉄道による輸送 | ※京都丹後鉄道 |
| 3 船による輸送 | ※漁協、府(災害対策課)→海上保安庁 |

第3節 救援物資地域内輸送拠点・臨時ヘリポートの確保

第1 救援物資地域内輸送拠点の確保

総務部は、大規模な地震災害発生によりその必要があると認めるときは、広域的な救援物資地域内輸送拠点として次の施設の確保を大宮支部及び久美浜支部に対し指示する。各支部は、施設管理者にその旨を指示するとともに、商工会等関係団体に対し、開設・管理協力のためのボランティア要員の提供・呼びかけ協力等を要請する。ボランティアを活用するなどして仕分け作業を行うとともに、薬剤師を配置して医薬品の仕分けを円滑に進める。

- 1 宮津市方面経由 : 大宮社会体育館
- 2 兵庫県豊岡市方面経由 : 久美浜中学校

第2 臨時ヘリポートの開設

1 開設のめやす

道路・橋梁の損壊、交通渋滞の発生等によりヘリコプターによる輸送が必要と認める場合、臨時ヘリポート開設予定地及び物資投下可能地点について、被害状況等の把握並びに開設・運営のために必要な措置を講ずる。

2 開設の方法及び府への通知

臨時ヘリポート予定地について、被害状況を把握し開設に必要な措置を完了したときは、ただちに府（丹後広域振興局、災害対策課）にそれぞれ開設の有無を報告する。

なお、臨時ヘリポート開設の方法は、府地域防災計画の定めるところによる。

※ 資料編 5-3 ヘリポート開設候補施設等一覧表

第8章 応急資機材等の確保計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 応急資機材等調達の基本指針

- 1 各部・各支部が必要とする応急資機材等は、原則として各部・各支部が調達する。ただし、非常災害時の供給対象優先順位に基づき、総務部が総合的に調整できる。また防災関係機関から要請があったときは、可能な限り協力する。これにより資機材不足による対応の遅れ・不要不急資機材調達の未然防止を期する。
- 2 一括調達することが望ましい品目は、広域的な調達時には総務部が、また地区内調達時には支部総務班が一括確保する。これにより全体調達量及び調達業務の最適化を期する。
- 3 各支部において不足する応急資機材等の調達・供給は、総務部が行う。
- 4 業者委託して大きな支障がない調達物資・機材等については、可能な限り当該業務に精通する各業者に調達から供給までの全業務を委託し、一元的に行うことで、調達業務そのものの円滑化と市本部としての業務量の軽減化を図る。

第3 供給対象優先順位

第1順位	<input type="checkbox"/> 被災者の救出、緊急避難のための資機材 <input type="checkbox"/> 医療・助産活動における資機材
第2順位	<input type="checkbox"/> 要配慮者救援対策実施に必要な資機材 <input type="checkbox"/> 物的被害軽減のために緊急を要する対策実施に必要な資機材
第3順位	<input type="checkbox"/> 対策実施上の重要な拠点となる公共公益施設の応急復旧のために必要な資機材 <input type="checkbox"/> その他公共公益施設の応急復旧のために必要な資機材

第2節 応急資機材等確保体制及び要領

第1 一括調達・総合調整手順

区分		手順のめやす
要調整 想定品目	重機類、発電機、排水ポンプ、土のう、バリケード等	<input type="checkbox"/> 各部・支部に対し要調整品目リストの提出指示 <input type="checkbox"/> 要調整品目リストの作成、総務部(又は支部総務班)への提出 <input type="checkbox"/> 総務部(又は支部総務班)による調整指示
	通信手段(電話、携帯電話等)	<input type="checkbox"/> 各部・支部に対し電話、携帯電話使用状況報告の指示 <input type="checkbox"/> 各部・市民局所管電話等使用状況一覧の作成、総務部への提出 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、NTT等より携帯電話調達 <input type="checkbox"/> 総務部(又は支部総務班)による調整指示
一括調達品目	燃料(車両用、暖房用)	<input type="checkbox"/> 協力業者・団体等へ供給体制準備要請及び協議 <input type="checkbox"/> 協議結果に基づく燃料供給拠点配置計画の作成 <input type="checkbox"/> 各部・支部に対し燃料(車両用)供給拠点の指定等指示 <input type="checkbox"/> 協力業者・団体等へ燃料(暖房用)供給先の指定等要請
	テント、防水シート、作業用装備品類(長靴、雨合羽、防塵マスク、防塵めがね等)、事務用品等	<input type="checkbox"/> 協力業者・団体等へ調達準備要請 <input type="checkbox"/> 各部・支部に対し必要品目・数量リストの提出指示 <input type="checkbox"/> 協力業者・団体等へ調達協力要請(供給先の指定等)
	事務用品・本部要員用食糧等	<input type="checkbox"/> 協力業者・団体等への調達準備要請 <input type="checkbox"/> 各部に対し必要品目・数量リスト、必要員数の提出指示 <input type="checkbox"/> 総務部(又は支部総務班)による調達協力要請(供給先の指定)

第2 調達業務の業者委託

1 調達業務の業者委託に関する基本指針

(1)大規模な地震が発生し、明らかに被害の程度が一定の基準を越えると推定される場合は、行政サービス業務の遂行上大きな支障がない限り業者委託する。

(2)業者の選定にあたっては、調達品目に関するノウハウ・設備・機材及び要員を有するとともに、全国的な事業所ネットワークを有する業者もしくは同等の機能を発揮することが期待できる業者を総務課があらかじめ把握しておく。

2 調達品目の例示

行政サービス業務の遂行上の大きな支障の有無を判断するために、現行制度下において、業者委託になりむと思われる品目を以下に例示する。

- (1) 救護所において必要な医薬品・医療資機材
- (2) 各対策活動拠点において必要な車両用燃料、応急修理部品等
- (3) 指定避難所における炊出しに必要な食材・燃料等

第9章 災害義援金品受付計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (救護厚生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 災害義援金品受付の基本指針

- 1 被災者救援、都市機能の早期復旧及び2次災害防止並びに災害復興と被災地の回復を適切に行うため、災害義援金・義援品（物資）の受入れ体制を迅速に確立する。
- 2 原則として、一般個人を対象とした義援品の募集は行わない。

第3 役割分担

主な任務	担当部（班）
義援金の募集、受付、保管	総務部（資機材調達班）
義援金の配分	救護厚生部（生活救援班）
義援品（救援物資）の受付、保管	総務部（資機材調達班）

第2節 義援金の受付・保管

第1 受付

市に届けられる義援金は、直接市に寄せられるもののほか、府災害対策本部、日赤京都府支部、京都府共同募金会等関係機関・団体を経由して市に寄託されるが、義援金の受入れは、市に直接寄託された分の受付もふくめ、総務部（資機材調達班）が担当する。

なお、義援金の受付に際しては、受付記録を作成し以下に定める保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

第2 保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の普通口座（当該災害に関する義援金受付専用口座）をつくり、市指定金融機関に保管する。管理に際しては、受け払い簿を作成しなければならない。

なお、府に義援金募集・配分委員会（以下「委員会」という。）が設置された場合は、委員会に逐次受付状況を報告するとともに送金する。ただし、寄託者が配分先や用途を指定した場合は、市の責任において処理する。

第3 配分

※ 第4部第4章第5節「義援金配分計画」による。

第3節 義援品の受付

原則として、一般個人を対象とした義援品の募集は行わない。

ただし、府において仕分けされた義援品、メーカー等業者・団体から寄せられた災害救援物資については、総務部（資機材調達班）が受付、保管業務を行う。

第1 義援品募集の際の広報内容

- 1 原則として、一般個人を対象とした義援品の募集は行わない。
- 2 必要とする物資
- 3 不要である物資
- 4 当面必要でない物資
- 5 義援物資送付の際の留意事項
 - (1) 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量が分かるように表示すること。
 - (2) 複数の品目を混載しないこと。

第2 保管

- 1 宮津市方面経由 : 大宮社会体育館
- 2 兵庫県豊岡市方面経由 : 久美浜中学校

第10章 自衛隊災害派遣受入計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 自衛隊災害派遣受入の基本指針

- 1 市長は、自衛隊の災害派遣を必要とする事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。また、市長が知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、市長は、その旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- 2 通信の途絶等により知事への依頼ができない場合は、直接陸上自衛隊第7普通科連隊長に通知する。
- 3 市長は、災害が発生し市に災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合は、航空自衛隊第35警戒隊に対し災害警戒本部又は災害対策本部の設置、市の被害の状況等に関する情報を連絡する。

第3 災害派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊が実施する救援活動の具体的な内容は、以下のとおりである。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示又は緊急安全確保が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて上級司令部に上申要請して行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第2節 自衛隊災害派遣受入実施要領

第1 派遣要請依頼

1 本部長（市長）は、災害派遣を必要とする事態が発生し、自衛隊の災害派遣要請を要する場合は、丹後広域振興局を通じて知事に対し、次に掲げる事項を把握できた範囲で明らかにし、電話又は口頭をもって依頼する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

(1) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) その他参考となるべき事項

2 通信の途絶等その他の事由により丹後広域振興局又は府災害対策課を通じた知事への派遣要請依頼ができない場合は、その旨及び市に係る災害の状況を以下に示す指定部隊等の長に通知する。この場合、事後速やかにその旨を丹後広域振興局を通じて知事に通知する。

指定部隊等の長の名称	所在地	電話番号等	
		昼間	夜間
陸上自衛隊 第7普通科連隊長	福知山市天田無番地	電話 0773-22-4141 内線 299 府防災行政無線 29-4169（第3科）	電話 0773-22-4141 内線 299 府防災行政無線 29-4168
海上自衛隊 舞鶴地方隊	舞鶴市字余部下1190番地	電話 0773-62-2250 内線 2548 Fax 内線 2800 府防災行政無線 30-4169（作戦室）	電話 0773-62-2250 内線 2222 又は 2223 緊急 0773-62-2255 緊急 Fax 0773-64-3609 府防災行政無線 30-4169

第2 災害派遣部隊の受入手順

本部長（市長）は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり部隊の受入れ措置を行う。

区分	活動内容
準備	<input type="checkbox"/> 応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に協議できるよう作業計画をたてる。この場合他の機関と重複競合しないよう重点的・効率的な作業分担を行うよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 必要な資機材等の確保・調達を行う。 <input type="checkbox"/> 派遣部隊の集結場所兼宿泊・野営場所となる峰山途中ヶ丘公園及び久美浜中央運動公園、宿泊・野営場所となる網野グラウンドの確保を行う。 <input type="checkbox"/> 本部内待機所、車両、機材等の保管場所の確保その他受入のために必要な措置及び準備を行う。
受入	<input type="checkbox"/> 派遣部隊集結場所へは職員を派遣し部隊を目的地に誘導する。 <input type="checkbox"/> 作業実施期間中は、現場に連絡員を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上作業の推進を図る。
府への報告	<input type="checkbox"/> 総務部は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について丹後広域振興局を通じて知事に報告する。

第3 災害派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は知事が本部長（市長）及び派遣部隊の長と協議して行う。本部長（市長）は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話をもって連絡しその後文書を提出する。

第11章 ボランティア受入計画

第1節 計画の方針

- 第1 とりまとめ責任担当部 専門ボランティア（総務部） ※ 災害対策本部
一般ボランティア（救護厚生部） 設置時の部名称

第2 災害時ボランティア受入の基本指針

- 1 寄せられるボランティア申し出はすべて受け入れることを基本とし、必要な体制を確立する。
- 2 ボランティアの「自発性」原則、「サービスの公平さより供給スピード最優先」原則を尊重し、一般ボランティア受入の中心的な業務の担い手は、市社会福祉協議会等民間団体もしくは応援にかけつけたボランティア自身とする。
- 3 救護厚生部は、専任の連絡担当員を定め、一般ボランティアの受入に当たって必要となる拠点設置スペース、設備、資機材等の提供その他のバックアップに最善を尽くす。
- 4 府・国等を通じての専門ボランティア派遣、又はあらかじめ協定する団体・事業所から出動する専門ボランティアの受入については、各担当部が行う。

第2節 専門ボランティアの受入

以下の分野に関しては、各部が府及び登録又は協定団体を通じて、専門ボランティアの受入、調整を行う。

- 1 発生初期における消火活動支援（コンクリートミキサー車による水利補給等）
- 2 土砂崩れ等による生き埋め者の救出活動支援（重機類等による）
- 3 負傷者の応急手当及び救護所等における医療救護活動支援（医師、看護師による）
- 4 災害時における広報広聴活動支援（広報資料編集、外国語通訳、手話通訳等による）
- 5 災害時における情報収集活動支援（アマチュア無線、タクシー無線、ドローン等による）
- 6 指定避難所等における健康管理活動支援（保健師、看護師等による）
- 7 災害相談窓口での活動支援（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
- 8 福祉避難所における要配慮者支援（介護職、手話通訳、点字通訳等による）
- 9 その他各部が行う災害応急対策業務への協力

第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネート

第1 市における一般ボランティア受入体制確立の手順

項目	手順その他必要事項
市社会福祉協議会への協力要請	<input type="checkbox"/> 一般ボランティア受入体制確立の要請 <input type="checkbox"/> 市内被害状況に関する情報（地区別）提供 <input type="checkbox"/> 市本部・支部体制の現況に関する情報の提供
支部及び関係各部への指示	<input type="checkbox"/> 各支部へ一般ボランティア受入に関する支援体制確保の指示 <input type="checkbox"/> 総務部へ一般ボランティア受入に関する広報活動実施指示 <input type="checkbox"/> 総務部、教育部へ場所・資機材・設備等の提供支援指示 <input type="checkbox"/> 関係各部へその他の協力支援指示
報道機関対応	<input type="checkbox"/> テレビ・ラジオ等への一般ボランティア受入に関する情報資料提供 <input type="checkbox"/> 周辺市町報道機関各支局への一般ボランティア受入に関する情報資料提供
ボランティア支援チームの編成	<input type="checkbox"/> 市社会福祉協議会との連絡調整 <input type="checkbox"/> 市各部・支部、防災関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 市内外からの問い合わせ対応
一般ボランティアに対する支援	<input type="checkbox"/> 被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所、食事の確保等について配慮する。

第2 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、市から一般ボランティア受入体制確立の要請があったときは、弥栄庁舎内に提供されたスペース、資機材、設備等を活用し京丹後市ボランティアセンター本部を設置するとともに、市内外からのボランティア団体等の協力を得て、一般ボランティアの受入に関する総合調整業務を行う。また、社会福祉協議会各支所に対し、各庁舎内に提供されたスペース、資機材、設備等を活用し京丹後市ボランティアセンター地区支部を設置するとともに、地区内における一般ボランティアの受入に関する調整業務を行うよう連絡する。

なお、府が市内又は周辺市に京都府災害ボランティアセンター現地本部を設置したときは、これと密接な連携のもと活動する。

第12章 災害支援（応援）計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部（総務部） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 災害支援の基本指針

他市町村で大規模な災害により、甚大な人的・物的被害が発生した場合、協定に基づくほか、国や都道府県、他市町村からの要請に基づき、可能な限り支援を行う。

第2節 災害支援の内容

第1 発災時の情報収集

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、府等と連携して、災害状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を入手する。

第2 災害支援の実施

1 救援物資の送付

被災市町村の支援ニーズ及び現地の状況に応じて、本市の備蓄又は流通からの調達により確保し送付する。

2 職員の応援

被災市町村の支援ニーズに応じて、応援部隊を編成し派遣する。

3 地方自治法第252条の17に基づく職員派遣

地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を求められた場合は、可能な限り被災市町村の意向を踏まえ、内容を決定する。

第13章 応援協力要請（受援）計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部（総務部） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 応援協力要請の基本指針

本市で大規模な災害により、甚大な人的・物的被害が発生し、本市の有する災害対応能力を超え、マンパワーをはじめとした様々な対応に不足が生じる場合、府や他の市町村、協定先等に対して応援要請を行う。

特に、大規模災害時においては、被害状況の把握に時間を要することが考えられることから、発災直後から防災関係機関等と連絡を取り合うなど、応援要請の機を失わないよう留意する。

第2節 応援協力要請の内容

第1 応援要請発動のめやす

- 1 災害対策本部において、その時点又は以降に応急対策の実施が困難を判断される場合
- 2 各部において、その時点又は以降に、協定の対象となる業務の実施が困難又は応援を受けることが災害対応により有効に機能すると判断される場合
- 3 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合
- 4 その他本部長が応援要請の必要があると認める場合

第2 応援の要請

応援の要請は協定等に定められた方法で行うことを原則とするが、そのいとまがないなどやむを得ない場合には、電話等の手段により行うものとする。

第3 受入に向け必要な業務

1 先遣隊の受入

応援要請先から先遣隊が災害対策本部に到着した際には、災害状況など今後の活動に必要な情報共有を行う。

また、先遣隊の活動スペースを災害対策本部近傍に確保するとともに、活動が円滑に進むよう配慮する。

2 応援部隊の活動調整

災害対策本部は、応援部隊に対し希望する受援内容を伝えるなど、活動調整を行う。

調整結果は関係部署と共有し、以降の調整方法等について協議を行う。また、必要に応じて、更に詳細な内容に関する打合せを関係部署との間で実施する。

3 応援部隊の待機場所等の確保

災害対策本部は、関係部署と調整を行い、応援部隊の待機場所やミーティングスペースを確保する。また、必要に応じて、駐車場、宿所、食料、飲料水等を関係部署を調整の上準備する。

4 関係機関相互の連携

活動が長期間に及ぶことを想定し、共に災害対応を行う観点から、応援部隊の代表者を災害対策本部会議に参加させ、本市の災害対策本部の方針等を確認してもらうとともに、応援部隊からのアドバイスも得るように努める。

第4 国による応援制度

1 応急対策職員派遣制度

市は、災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。

2 内閣府調査チーム

府及び市町村は、大規模な被害が想定される場合に、被害状況を迅速に把握し、被災自治体を支援できるよう直ちに派遣される内閣府調査チームに支援を要請する。

第5 府による応援指示等

- 1 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第72条に基づき被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。
- 2 知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3第2項に基づきその区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求める。

第6 広域的応援体制

市は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

第7 府の市町村等への支援

1 府職員の派遣についての協力

府は被災市町村等から職員派遣の要請又はあつ旋の要求があったときは、地域や災害の特性を考慮し、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

さらに、被災市町村の被災状況に応じて、府内市町村の理解と協力を得て、必要な災害応急対応業務について応援体制として支援チームを確保する。

2 京都府職員災害応援隊の派遣

(1) 概要

大規模な災害等の発生時に、府内市町村等が行う災害応急・復旧活動の支援を円滑に進めるために、府は、府職員の迅速な応援派遣を行うとともに、現地の状況に応じた的確な初動活動を行う要員を確保するため、あらかじめ応援出動可能な府職員を登録し、必要な訓練・研修を施した上であらかじめ京都府職員災害応援隊を組織する。

(2) 応援の実施

府内市町村等からの要請があった場合又は特に必要と認めた場合に知事が派遣決定し、概ね1週間以内の期間で、府内市町村等の行う被災者の救出、障害物の除去、屋根のシート張りその他必要な災害応急・復旧応援活動及び現地における情報収集活動を行う。

第8 近畿地方整備局の応援

1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害が発生した場合」という。）、近畿地方整備局は「災害時等の応援に関する申し合わせ（平成24年5月23日締結）」に基づき、市に対し応援を行う。

2 計画の内容

(1) 応援の内容

- ア 被害情報の収集・提供（リエゾン[情報連絡員]含む）
- イ 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
- ウ 災害に係る専門家の派遣
- エ 近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け

- オ 近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
 - カ 通行規制等の措置
 - キ その他必要な事項
- (2) リエゾン派遣受け入れ
 - (3) 緊急災害対策派遣隊の派遣・受け入れ

第2部 二次災害防止及び人的危険回避に関する対応計画

第1章 消防活動計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (消防署部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震発生時の消防活動の基本指針

- 1 市街地大火が発生した場合、もしくは地震発生直後においては、消防団部以外の各部、各支部・各機関は、消防署部の要請を最優先し市長(本部長)の指揮のもと大火阻止を第一に対処する。また、市長(本部長)は、火災・災害等即報要領に基づき迅速な報告を府災害対策課、消防保安課を通じて知事に行う。
- 2 道路・橋梁の交通支障・損壊等により消防力の二次運用が困難な場合、消防職員の参集数が火災発生状況に対して劣勢である場合、又は増強部隊の出動を要する炎上火災件数が2つ以上ある場合、その他市の有する消防力によっては延焼火災阻止が困難であると判断される場合は、近隣消防機関の応援出動要請、その他消防広域応援出動の要請を迅速に行う。また、府知事への緊急消防援助隊派遣要請依頼、受入等万全を期する。
- 3 鎮火困難な場合は、破壊消防を含むあらゆる手段を講じて、市街地大火阻止を第一に対処する。
- 4 地震発生後相当時間内に関しては、各部、各支部・各機関は、その全組織機能を駆使して、避難の安全確保と、市街地・住宅密集地を中心として、倒壊建物、土砂崩れ等において生き埋めになった市民等の救出活動支援を行う。
- 5 その他の場合における消防署、消防団の出動は、災害対策本部が設置された場合において、市長(本部長)の指揮命令により行動する。この場合、消防団は、消防庁舎内に消防団本部を、また各支部に各消防団方面隊長を長とする消防団支部を設置し行動する。

第3 火災・災害等即報要領により調査報告を要する規模(抜粋)

1 一般基準

- (1) 死者3人以上生じたもの
- (2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- (3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

2 個別基準

(次の火災及び事故については、一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む)について報告する)

●建物火災

- (1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (2) 国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- (3) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (4) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- (5) 損害額1億円以上と推定される火災

●林野火災

- (1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

(2) 空中消火を要請したもの又は実施したもの

(3) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

● 交通機関の火災 ※ 第1報を覚知後30分以内で可能な限り早く消防庁に対しても報告

(船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの)

(1) 航空機火災(火災発生のおそれのあるものを含む)

(2) タンカー火災の他社会的影響度高い船舶火災

(3) トンネル内車両火災

(4) 列車火災

● その他

以上に掲げるもののほか、消火活動を著しく妨げる毒性のガスの放出を伴う火災など特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

3 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる社会的影響が高いと認められる場合には報告する

第2節 組織

第1 警防指揮本部及び消防団本部・消防分団支部

市に災害警戒本部、災害対策本部が設置された場合、又は消防長が特に必要と認めた場合は、消防本部に警防指揮本部を設置する。また、消防庁舎内に消防団本部、各支部に地区消防団支部を設置する。

第2 動員体制

市に災害警戒本部、災害対策本部が設置された場合、又は消防長が特に必要と認めた場合は、京丹後市警防活動規程による非常招集を実施する。また消防団については、消防団消防計画及び第1部第3章第2節「職員の動員・配備」による。

第3節 初期活動

消防本部に警防指揮本部が設置された場合、ただちに次の初動措置を行う。

- 車両・機材等の安全確保
- 有線電話の通話統制
- 全無線局の開局及び点検
- 被害状況の把握
- 重要防御地域の状況把握
- 消防車・救急車・広報車等の出動準備

第4節 消火活動

消火活動は、以下の原則に基づき行う。

- 火災発生件数が少なく消防力が優勢で初期において鎮圧できると判断される場合は、積極的な防御活動を展開して一挙に鎮圧する。

- 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先し消防活動を行う。
- 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断された場合は、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川耐火造建築物、空地等を活用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。
- 延焼火災が拡大した場合は、人命の安全を優先し、指定緊急避難場所・避難路確保の消防活動を行う。
- 事業所等の火災に対して、市街地に延焼の拡大のおそれがある場合に限り局部的に防御し、一般市街地の火災防御活動を優先する。ただし、不特定多数を収容する対象物から出火した場合は人命の救助を目的とした消防活動を行う。

第5節 消防団の活動

消防本部に警防指揮本部が設置された場合、消防団の活動は次のとおり行う。
なお、その他必要な事項については、京丹後市警防規程及び消防団消防計画による。

第1 出火の防止

火災が発生するおそれがある場合は、付近の住民に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。

第2 情報の収集

各消防団支部長は、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無等地区内の情報収集にあたり、収集した情報を消防団本部に報告する。消防団本部は、直ちに警防指揮本部に連絡する。

また、その他必要な情報の収集・報告を随時行うとともに、団員に対し警防指揮本部あるいは消防団本部からの指示命令の伝達を行う。

第3 火災警報の伝達及び周知

火災警報の発令を受けたとき、各消防団支部長は、消防団施設にこれを標示した旗等を掲げるとともに、消防車両による巡回、各戸訪問等により住民に周知するよう各分団長に指示する。

第4 消火活動

各消防団支部長は、地区内で出火があった場合は、各消防分団を指揮し住民と協力して初期消火に全力をあげる。初期消火に失敗した場合は、住民の安全及び避難路の確保を優先した消火活動を行う。

第5 救助・救急

各消防団支部長は、各消防分団を指揮し要救助者の救助救出と負傷者に対する応急救護及び安全な場所への搬送を行う。

第6 避難誘導

避難指示が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

第6節 応援協定等に基づく応援要請並びに緊急消防援助隊の受入

火災が拡大・延焼し、運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、府広域消防相互応援協定その他に基づき他消防機関の応援消防隊の派遣を要請する。この場合の応援消防隊の受入れについては、おおむね以下のとおりとする。なお、緊急消防援助隊の受入に伴う応援調整本部の設置等必要な事項については、京都府受援計画により行う。

第1 応援消防隊集結場所への要員の配置

大宮自然運動公園に消防署員又は消防団員を連絡要員として配置し、応援隊の投入重点地区の指定その他必要な連絡業務を行わせる。

第2 消防水利に関する資料の配布

派遣された他市町村の応援消防隊に対しては、消火栓・防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配布する。

第3 添乗署員等の配備

派遣された他市町村の応援消防隊の現地への出動にあたっては、消防署員もしくは消防団員を添乗させる。

第7節 惨事ストレス対策

市は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2章 水防活動計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震発生後における水防活動の基本指針

- 1 地震発生直後の延焼火災の危険が回避された場合は、速やかに河川・海岸管理施設・ため池・治山施設等について被害状況を調査し、緊急避難を要するなど切迫度に応じて必要最小限度の応急措置を講ずる。
- 2 倒壊建物、土砂崩れ、雪崩等からの救出活動が概ね終了すると想定される地震発生後4日目頃開始をめやすとして、被災した河川・海岸管理施設・ため池・治山施設等について応急復旧措置を講ずる。
- 3 河川・海岸・ため池等護岸・堤防の復旧工事が完了するまでの間に関しては、各部・各機関はその分掌するところはもとより直接分掌しない業務に関しても、その全組織機能を駆使して、危険区域における市民の安全確保、その他水防活動における応援協力活動を積極的かつ迅速に行う。
- 4 洪水、台風等による風水害発生が懸念されるとき、これを警戒・防御し被害軽減のために行う水防活動は、別に定める京丹後市水防計画に基づき、消防署及び消防団各水防隊により対処する。

第2節 震度5強以上の地震発生直後の緊急対応措置のめやす

第1 樋門・ため池及び河川・海岸管理施設の応急措置

地震、洪水、高潮等により海岸、竹野川等河川及び内排水路の堤防、護岸、水門その他の河川・海岸管理施設並びに樋門・ため池等農業用施設が被害を受けた場合には、以下のとおり、各施設を所管する機関と協力して、応急・復旧に努めるとともに排水に全力をつくす。

応急復旧対策のあらまし	
1	水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに府に報告するとともに、河道閉塞箇所におけるガレキ等の除去、堤防・ため池崩壊法面のクラック等に雨水の浸透による増大を防ぐためのビニールシート張等必要な措置を実施する。
2	水門等に被害を生じた場合は、必要に応じて、土のう、矢板等により応急的な締切りを行うとともに、速やかに府に報告し、移動排水ポンプ車の派遣を求め、これにより内水による被害拡大防止のための体制を確保する。
3	施設の応急復旧については、大規模なものを除き府の指導のもとにこれを実施する。

第2 河川堤防及びため池の監視

施設	手順その他必要な事項
河川・海岸堤防	<input type="checkbox"/> 地震発生による被災のため、そのつど必要と認める河川・海岸堤防に監視員及び連絡員の配置を行うとともに、降雨量及び河川の増水状況により、消防車両などでパトロールを行う。 <input type="checkbox"/> 監視員及び各地区消防団の巡視員は、随時自己の担当区域の堤防を監視又は巡視中に水防上危険であると認められる箇所があるときは、その状況を各担当方面隊長を經由し支部長又は消防団部長を通じて、本部長に報告する。
樋管・ため池等農業用施設	<input type="checkbox"/> 水防上注意を要する樋管・ため池等並びに地震発生による被災のため、そのつど必要と認める樋管・ため池等に、監視員及び連絡員の配置を行う。監視員、連絡員は、樋管・ため池等の警戒にあたりその状況を支部長及び樋管・ため池等管理者に報告する。 <input type="checkbox"/> 樋管・ため池等管理者は、本部長と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を丹後広域振興局に報告する。

第3節 役割分担、連携等のめやす

第1 消防署部、消防団部の活動

消防署部、消防団部の活動については、京丹後市水防計画、消防本部警防規程による。

第2 市各部及び支部の活動

名称	役割のあらまし
総務部	<input type="checkbox"/> 災害の全体像を把握するための特命調査活動 <input type="checkbox"/> 避難指示等本部長指示の伝達 <input type="checkbox"/> 現場活動用資機材調達に関する協力のとりまとめ <input type="checkbox"/> 水防活動に関する全市民向け広報活動の実施 <input type="checkbox"/> 消防署部、消防団部以外の各部、各支部の水防活動のとりまとめ <input type="checkbox"/> 府・国との連絡調整
建設部	<input type="checkbox"/> 河川・海岸管理施設情報の収集及び応急措置の実施 <input type="checkbox"/> 土砂崩れ、雪崩等による生埋者の早期救出 <input type="checkbox"/> 宅地造成地等開発行為箇所等の巡視及び被害状況の調査 <input type="checkbox"/> 被害宅地、宅地危険箇所等の応急措置の実施 <input type="checkbox"/> 道路の通行止め及び危険の掲示工作等の措置 <input type="checkbox"/> 危険区域住民収容のための応急仮設住宅等の確保及び提供 <input type="checkbox"/> 現場活動用資機材の調達・輸送、自動車の借上、作業員の招集等市建設業協会・建設業者その他協力団体との連絡
農林水産部	<input type="checkbox"/> 樋門・ため池・山崖情報及び雪崩情報の収集及び応急措置の実施 <input type="checkbox"/> 土砂崩れ、雪崩等による生埋者の早期救出 <input type="checkbox"/> 現場活動用資機材の調達・輸送、自動車の借上、作業員の招集等農協その他協力団体との連絡
その他各部	<input type="checkbox"/> 所管施設、所管事務分掌に基づく水防活動協力
支部	<input type="checkbox"/> 危険地域住民の避難誘導、要配慮者の緊急避難支援、指定避難所開設、運営 <input type="checkbox"/> その他被災者救援対策 <input type="checkbox"/> 周辺地域住民向け広報活動の実施 <input type="checkbox"/> 重機類等現場活動用資機材調達に関する協力 <input type="checkbox"/> その他管内事業者・協力団体との連絡調整

第3 各機関の活動

名称	役割のあらまし
府	<input type="checkbox"/> 河川、海岸施設・道路・砂防施設等所管施設に関する被害状況の調査及び応急措置の実施 <input type="checkbox"/> 近畿地方整備局・第八管区海上保安本部・自衛隊等関係機関に対する被害状況の報告及び災害復旧に係る技術的指導のための専門家の派遣・現地駐在等応援の要請 <input type="checkbox"/> ヘリコプターによる被害状況調査依頼 <input type="checkbox"/> 危険区域における警察署及び関係機関合同パトロールの実施 <input type="checkbox"/> 被災施設の応急復旧の実施及び本格復旧方法の検討 <input type="checkbox"/> 燃料・現場活動用資機材その他物資の調達に関する支援 <input type="checkbox"/> 降雨期、融雪期における二次災害防止体制の強化に関する総合調整 <input type="checkbox"/> その他市が行う水防活動に関する支援
国	<input type="checkbox"/> 専門家派遣のためのとりまとめ <input type="checkbox"/> 災害復旧に係る技術的指導 <input type="checkbox"/> 改良復旧事業に係る事前調査の実施 <input type="checkbox"/> 降雨期、融雪期における二次災害防止体制の強化に関する支援 <input type="checkbox"/> その他府・市が行う水防活動に関する支援

名称	役割のあらまし
警察署	<input type="checkbox"/> 災害時交通規制の実施 <input type="checkbox"/> 倒壊建物、土砂災害、雪崩発生地域における、生埋者の早期救出 <input type="checkbox"/> 危険地域住民の安全な避難の誘導 <input type="checkbox"/> その他市が行う水防活動に関する支援

第4 自衛消防隊、区長及び市民の活動

自衛消防隊、各業種別団体、事業所、区長及び市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し、自らの居住地域において、水害が予想される場合は、高潮、洪水等による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するための水防活動に進んで協力する。

特に、市や消防署・消防団等の水防関係者から水防活動のため必要な建設用機械・資機材の提供要請があった場合は、積極的に提供するよう努める。

第4節 その他

第1 水防活動の組織

本編第1部第2章による。

第2 重要水防区域

一般計画編第2部第2章第3節「重要水防区域」による。

第3 水位、雨量等観測通報

一般計画編第2部第2章第4節「水位、雨量等観測通報」による。

第4 水防及び出動作業

京丹後市水防計画による。

第5 水防用資材の位置及び輸送等

一般計画編第2部第2章第6節「水防用資材の位置及び輸送等」による。

第6 公用負担

一般計画編第2部第2章第7節「公用負担」による。

第3章 危険建物等・土砂災害・積雪災害による人的危険回避対策

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (建設部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震発生後における人的危険回避のための基本指針

- 1 危険建物等・土砂災害による人的危険を回避するため、各支部指定観測地点の降雨量（府・国等の助言を得てその都度決める。当座は、通常警戒時の50%として、時間雨量20mm以上又は24時間雨量65mm以上をめやすとする）を基準として、できる限り先行的に危険建物等及び土砂災害への注意の喚起、巡視、警戒を行い、高齢者等避難、避難指示等の発令を行う。
- 2 特に避難路となる道路支障の発生その他により孤立危険のある地区については、大雨警報が発令された時点で「高齢者等避難」を当該地区の区長及び消防団員に伝達し、市指定避難所への避難を促す。
- 3 震度5強以上の地震発生後においては、土石流危険渓流及び特に危険な箇所や崩壊・倒壊時の支障が大である箇所に警戒員の配置、ワイヤーセンサー・変位計・傾斜計その他のセンサー類の設置等を行い、状況の変化に迅速に対処する体制をとる。また幹線道路沿道の危険建物等については、所有者の責任もしくは市の責任において必要な範囲における取り壊しを行う。
- 4 強風が予想される場合については、危険建物等からのガラス・看板類の落下物に注意するよう、必要な広報活動を行う。
- 5 雪崩等降・積雪による人的危険を回避するため、各支部指定観測地点の警戒積雪深（府・国等の助言を得てその都度決める。当座は、60cm～130cmをめやすとする）を基準として、できる限り先行的に積雪災害への注意の喚起、巡視、警戒を行い、高齢者等避難、避難指示等の発令を行う。
- 6 警戒活動及び避難誘導支援は、各支部が区等住民の協力を得て行う。
- 7 対策の実施にあたっては、府・国の技術的指導及び応援出動実施要請とともに、市内外の関係機関・団体・事業所・専門ボランティアの全面的協力体制を確保する。また、情報連絡上のミスによる逃げ遅れのないよう、各部、消防本部、各機関・団体等相互との密な情報連携を漏れなく行う。

第2節 危険建物等・土砂災害対策

第1 とるべき措置のめやす

1 危険箇所に関する情報収集

区分	対象となる地域・箇所等
土砂災害	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所 <input type="checkbox"/> 山地災害危険地区 <input type="checkbox"/> その他必要と認める地域・箇所等
危険建物 ブロック塀 その他	<input type="checkbox"/> 幹線道路、小・中学校通学路沿道のもの <input type="checkbox"/> 駅周辺地区 <input type="checkbox"/> その他必要と認めるもの

2 立入禁止措置等当面の安全対策の実施

初期情報収集活動により把握された危険箇所について、その必要があると認めるときは、関係各部と連携し、下記のとおり立入禁止措置等当面の安全対策を実施する。

なお、実施した措置については、速やかに本部長に報告する。

区分	対象となる地域・箇所等
土砂災害	<input type="checkbox"/> 土砂災害危険箇所の通行、立入禁止措置 <input type="checkbox"/> 必要と認める場合のシート保護 (落石防止対策もしくは降雨対策として行う)
危険建物	<input type="checkbox"/> 立入禁止区域の設定 (ガラス落下危険範囲はおおむね建物の高さ相当とする) <input type="checkbox"/> 沿道通行禁止措置の実施 <input type="checkbox"/> 幹線道路沿道などその必要があると認める場合の取り壊し (所有者の了解が得られた場合、市が行う)
ブロック塀 その他	<input type="checkbox"/> 倒壊もしくは落下危険がある旨の標識設置 <input type="checkbox"/> 通学路沿道などその必要があると認める場合の取り壊し (所有者の了解が得られた場合、市が行う)

3 安全点検調査体制の確立等

(1) 危険建物

項目	措置のめやす
要員の確保	<input type="checkbox"/> 部の職員により安全点検調査班(一部被災宅地危険度判定班を兼ねる)を編成する。 <input type="checkbox"/> 市建設業協会その他業種別民間団体もしくは事業所に必要な協力を要請する。
府・国への 応援の要請	<input type="checkbox"/> 府・国に対し専門家及び被災建築物応急危険度判定士等の派遣支援を要請する。
被災建築物 応急危険度 判定の実施	<input type="checkbox"/> 応急危険度の判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の調査票等の定められた基準により行う。 <input type="checkbox"/> 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。 <input type="checkbox"/> 判定は、原則として、「目視」により行う。 <input type="checkbox"/> 建築物の判定は、外観調査による実施を原則とする。 <input type="checkbox"/> 積雪期においては、1階部分が周囲の積雪により外見上軽度な被害に見える場合があるため、特にこの点について注意を喚起する。
被災宅地危 険度判定の 実施	<input type="checkbox"/> 被災宅地の危険度の判定は、被災宅地危険度判定連絡協議会の調査票等の定められた基準により行う。 <input type="checkbox"/> 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。 <input type="checkbox"/> 判定及び調査方法は、原則として、「目視」及び「簡易な計測」により行う。
第二次安全 対策の実施	<input type="checkbox"/> 主な措置は、建築物・宅地所有者に対する危険防止のための応急的補強措置・シート保護、立入り禁止措置、建築物の被災度区分判定の実施促進、融雪期直前の再度対策実施の促進とする。 <input type="checkbox"/> 判定結果の通知を受けた建築物・宅地所有者が自己の責任において、建築構造等技術者へ依頼して行うよう促進する。 <input type="checkbox"/> 幹線道路沿道などその必要があると認める場合の危険建物に対しては、立入り禁止区域の設定、取り壊し措置、倒壊防止のための建物補強等を行う。

(2) 土砂災害危険箇所

項目	措置のめやす
要員の確保	<input type="checkbox"/> 部の職員により安全点検調査班(一部被災建築物危険度判定班を兼ねる)を編成する。

項目	措置のめやす
	<input type="checkbox"/> 市建設業協会その他業種別民間団体もしくは事業所に必要な協力を要請する。
府・国への 応援の要請	<input type="checkbox"/> 府・国に対し専門家及び被災宅地危険度判定士等の派遣支援を要請する。
緊急安全点 検調査の実 施	<input type="checkbox"/> 緊急安全点検調査は、「継続的な監視が必要な箇所」（Aランク）の状況を短期間に把握することを目的として行う。 <input type="checkbox"/> 土砂災害危険箇所の目視調査、ヘリコプターによる空中探査等による。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得るなど、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。
第二次安全 対策の実施	<input type="checkbox"/> 安全点検調査の結果に基づきその必要があると認めるとき関係各部・機関・協力団体等と連携・協力し行う。 <input type="checkbox"/> 土砂災害危険に対して、斜面崩壊により発生した土砂の除去（二次的崩壊の原因となる恐れがあるもの）、崩壊面の補強等を行う。 <input type="checkbox"/> 全体的に立入禁止区域の拡大、定期的パトロールの実施、センサー類の設置等を行う。

4 巡視及び警戒

(1) 巡視により収集すべき情報項目

- 土砂災害危険箇所等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を含む。以下、同じ）及びその付近の地表及び湧水の状況
（落石・湧水の濁りの有無、湧水量の増加など）
- 土砂災害危険箇所等及びその付近の亀裂の有無
- 土砂災害危険箇所等及びその付近の竹木等の傾きや倒れの状況
- 土砂災害危険箇所等及びその付近の建築物等の損壊等の状況
- 土砂災害危険箇所等及びその付近の住民及び滞在者の数
- 危険建物及びその付近の住民及び滞在者の数
- その他住民の生命の安全を損ねる可能性のある危険箇所に関する上記に準じた事項

(2) 警戒に関する手順その他必要な事項

- 警戒体制をとるべき時期
 - 震度4以上の余震が発生した場合
 - 危険区域内の状況等に異常が生じた場合で、本部長又は支部長が必要と認めたとき
 - 地震発生後の調査結果をふまえた府・国等による専門的技術的指導によりそのつど定める基準雨量と地域の特性等を考慮して、本部長又は支部長が必要と認めたとき
- 警戒員の配置
 - 危険が予想される箇所に警戒員を配置し、巡視、警戒にあたる
- その他
 - 警戒体制をとったのち必要と認める場合は、各雨量観測所における雨量計により10分～30分の間隔で雨量測定を行う。また必要に応じて、変位計、傾斜計その他必要なセンサー類の設置を行う

5 危険箇所における緊急避難

危険箇所における避難指示又は緊急安全確保の発令、避難の誘導及び指定避難所の開設・運営に関しては、第6章「緊急避難に関する計画」及び第4部第3章「避難所開設・運営計画」に基づき行う。

第2 区長及び住民等の活動

団体、事業所、区長及び住民は、常に気象状況、崩壊の前兆となる事象等に注意し、自らの居住地域において、土砂災害等が予想される場合は、自主的に避難する。また、区や消防署・消防団等から必要な活動協力、建設用機械・資機材の提供、指定避難所としてのスペース提供等の要請があった場合は、積極的に協力・提供する。

※ 資料編 1－3 土砂災害危険箇所等一覧表

第3節 降・積雪対策

第1 とるべき措置のめやす

1 情報の収集・受付・連絡

- (1) 気象情報、雨量情報、降・積雪情報
- (2) 住民、各機関からの前兆現象情報、小規模被害発生情報、小規模雪崩等発生情報

2 警戒対策の実施

- (1) 住民等からの各種情報の各機関への連絡
- (2) パトロール活動、雪崩危険箇所標識設置、う回路利用広報活動等の実施
- (3) 雪おろし、雪庇落とし等建物・施設等管理者への安全措置要請
- (4) 雪おろし、雪庇落とし等要支援世帯の確認
- (5) 要配慮者世帯の雪おろし、雪庇落とし等支援体制の確保
- (6) 危険区域住民向け高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保発令の連絡（防災行政無線、関係区長への電話、有線放送、巡回広報等による。）
- (7) 緊急避難体制準備又は避難誘導実施指示
- (8) 配備体制の移行・強化要請を伴う「重要情報」の評価
- (9) 必要に応じて配備体制移行・強化準備

3 その他必要な事項

その他の事項については、土砂災害対策に準じて行う。

第2 区長及び住民等の活動

団体、事業所、区長及び住民は、常に気象状況、崩壊の前兆となる事象等に注意し、自らの居住地域において、雪崩が予想される場合は、自主的に避難する。また、区や消防署・消防団等から必要な活動協力、建設用機械・資機材の提供、指定避難所としてのスペース提供等の要請があった場合は、積極的に協力・提供する。

※ 資料編 4－4 各支部指定観測地点の警戒積雪深一覧

第4章 危険物等応急対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (消防署部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震時における危険物・有毒物等施設対策の基本指針

- 1 各施設責任者は、地震、浸水、土砂災害等発生により必要と認めるときは、あらかじめ定める計画に基づき必要な安全措置、危険防除措置を行う。また危険物・有毒物等の漏えい、流出、発火等の災害が発生した場合は、ただちに市支部（市民局）、消防本部（署）・警察署等関係機関に緊急通報するとともに、必要な応急措置、付近住民及び一般従業員の安全を守るための緊急避難の警告等、人的被害の防止と周辺地区に対する被害の拡大阻止を第一に対処する。
- 2 各施設責任者から通報を受けた場合、もしくは危険物・有毒物等取扱施設における災害発生を知った場合は、所管する府各部・関係機関・関連団体等による災害防除のための専門家その他要員の派遣を要請する。また、市及び消防本部の有する消防力によっては災害防御が困難であると判断される場合は、近隣消防機関・自衛隊等への応援出動の要請、その他消防広域応援出動の要請等あらゆる方法を迅速に講じて、人的被害の防止と周辺地区に対する被害の拡大阻止を第一に対処する。
- 3 災害時、危険物・有毒物等施設において大規模な災害が発生した場合、もしくは発生するものと判断される場合においては、消防署部以外の各部・各機関は、消防署部の要請を最優先し、消防本部（署）の指揮のもと人的被害の防止と周辺地区に対する被害の拡大阻止を第一に対処する。

第2節 計画の内容

第1 施設責任者のとるべき安全措置、危険防除措置

区分	安全措置、危険防除措置
石油類等危険物	<input type="checkbox"/> 危険物の流出あるいは、爆発等の恐れのある作業及び移送の停止 <input type="checkbox"/> 施設の応急点検と出火等の防止 <input type="checkbox"/> 危険物の移送運搬の中止並びに車両の転倒防止と出火漏洩の防止 <input type="checkbox"/> 初期消火要領の徹底並びに、混触発火等による火災の防止、及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止 <input type="checkbox"/> 石油類の流出又は火災の発生の場合は、発火源の除去、油類の流出及び拡散防止策、自衛消防隊による応急措置、立入禁止区域の設定及び交通整理を講ずるとともに、市支部（市民局）、消防本部（署）・警察署、港湾施設管理者等関係機関へただちに通報する。 <input type="checkbox"/> 充填容器等が危険な状態になったときは、ただちに安全な場所に移動する。 <input type="checkbox"/> 緊急対応措置を講ずることができないとき、又は必要と認めるときは従業者及び付近の住民に避難するよう警告する。 <input type="checkbox"/> 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の石油類等の保有量と保有位置等について報告する。

区分	安全措置、危険防除措置
火薬類	<p><input type="checkbox"/>保安係員等による施設の損傷状況の目視による確認</p> <p><input type="checkbox"/>異常無しの場合、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。</p> <p><input type="checkbox"/>火災発生等異常有りの場合は、保管又は貯蔵中の火薬類を安全な位置に移す余裕のある場合は、速やかに移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。</p> <p><input type="checkbox"/>道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。</p> <p><input type="checkbox"/>搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては入口等を目張等で完全に密閉し、爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。</p> <p><input type="checkbox"/>その他法令に定める安全措置を講ずるとともに、市支部（市民局）、消防本部（署）・警察署等へただちに通報する。</p> <p><input type="checkbox"/>消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の火薬類の保有量と保有位置等について報告する。</p>
高圧ガス	<p><input type="checkbox"/>保安係員等による施設の損傷状況の目視及びガス検知器等による異常の有無の確認</p> <p><input type="checkbox"/>異常無しの場合、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。</p> <p><input type="checkbox"/>爆発又はガス漏洩発生の場合は、高圧ガス運転設備の緊急停止、注水、消火活動、引火性物質又は発火性物質の移動、立入禁止区域の設定及び交通整理、これらの作業に必要な作業員以外の従業員の退避等の安全措置を講ずるとともに、市支部（市民局）、消防本部（署）・警察署、府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所等関係機関へただちに通報する。</p> <p><input type="checkbox"/>貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったとき、又は必要と認めたときはただちに充填容器等は安全な場所に移動する。</p> <p><input type="checkbox"/>上記の措置を講ずることができないとき、又は必要と認めたときは従業者及び付近の住民に避難するよう警告する。</p> <p><input type="checkbox"/>消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の高圧ガスの保有量と保有位置等について報告する。</p>
毒物・劇物	<p><input type="checkbox"/>保安係員等による施設の損傷状況の目視及びガス検知器等による確認</p> <p><input type="checkbox"/>異常無しの場合、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。</p> <p><input type="checkbox"/>異常有りの場合、発火源除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏出防止及び除毒等安全措置を講ずるとともに、市支部（市民局）、消防本部（署）・警察署、丹後保健所等関係機関へただちに通報する。</p> <p><input type="checkbox"/>飲料水汚染の可能性がある場合は、その旨直ちに市（上下水道部）へその旨通報する。</p> <p><input type="checkbox"/>上記の措置を講ずることができないとき、又は必要と認めたときは従業者及び付近の住民に避難するよう警告する。</p> <p><input type="checkbox"/>消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量と保有位置等について報告する。</p>
放射性物質	<p><input type="checkbox"/>保安係員等による施設の損傷状況の目視及び放射線検知器等による確認</p> <p><input type="checkbox"/>異常無しの場合、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。</p> <p><input type="checkbox"/>異常有りの場合、放射線同位元素の安全な場所への搬出並びに放射線障害発生の防止措置及び汚染区域・危険区域の設定・立入禁止制限、放射線量の測定、被曝者等の救出・救護を行うとともに、その旨を市支部（市民局）、消防本部（署）・警察署等へただちに通報する。</p> <p><input type="checkbox"/>必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。</p>

第2 消防署部及び消防団部の活動

消防署部及び消防団部の活動については、京丹後市警防規程に基づき、消防本部・署の指揮により行う。

第3 市各部及び支部の活動

名称	役割のあらまし
総務部	<input type="checkbox"/> 避難指示等本部長指示の伝達 <input type="checkbox"/> 危険物・有毒物等対策活動に関する全市民向け広報活動の実施 <input type="checkbox"/> 消防署部、消防団部以外の各部の危険物・有毒物等対策活動協力のとりまとめ <input type="checkbox"/> 府・国との連絡調整
弥栄病院部 久美浜病院部	<input type="checkbox"/> 重症者等に対する救急医療活動の実施
衛生部	<input type="checkbox"/> 除毒、防除等環境保全対策に関する府（丹後保健所）・国等との連絡調整 <input type="checkbox"/> 除毒、防除等作業の市内関係事業所への協力要請
その他各部	<input type="checkbox"/> 所管施設、所管事務分掌に基づく危険物・有毒物等対策活動協力
支部	<input type="checkbox"/> 危険地域住民の避難誘導、要配慮者の緊急避難支援、指定避難所開設、運営 <input type="checkbox"/> その他被災者救援対策 <input type="checkbox"/> 周辺地域住民向け広報活動の実施 <input type="checkbox"/> 重機類等現場活動用資機材調達に関する協力 <input type="checkbox"/> その他管内事業者・協力団体との連絡調整

第4 各機関の活動

名称	役割のあらまし
府	<input type="checkbox"/> 各危険物・有毒物等所管省庁・関連団体等へ応援出動の要請 <input type="checkbox"/> 自衛隊に対する危険物・有毒物等対策活動支援の要請 <input type="checkbox"/> 全国的広域消防応援体制の要請及び受入れに関する支援 <input type="checkbox"/> 燃料・現場活動用資機材その他物資の調達に関する支援 <input type="checkbox"/> その他市が行う危険物・有毒物等対策活動に関する支援
国	<input type="checkbox"/> 所管する危険物・有毒物等取扱施設に関する危険防除等応急措置の実施 <input type="checkbox"/> 各関連団体等への応援出動の指示 <input type="checkbox"/> 自衛隊による危険物・有毒物等対策活動支援の調整 <input type="checkbox"/> 全国的広域消防応援体制のとりまとめ <input type="checkbox"/> その他市が行う危険物・有毒物等活動に関する支援
ライフライン 機関	<input type="checkbox"/> 危険地域における電気の供給停止、簡易ガス・LPガスの安全措置、その他二次災害防止のために必要な措置 <input type="checkbox"/> 電話による非常通信機能の確保 <input type="checkbox"/> その他市が行う危険物・有毒物等対策活動に関する支援
警察署	<input type="checkbox"/> 交通規制の実施 <input type="checkbox"/> 必要に応じて立入禁止区域の設定、監視等の実施 <input type="checkbox"/> 危険地域住民の避難誘導 <input type="checkbox"/> その他市が行う危険物・有毒物等対策活動に関する支援

第5章 救出救護計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (消防署部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 基本指針

- 1 建物倒壊、土砂崩れ、雪崩や屋内外落下物等により多数救助・救急事案が発生した場合は、消防署部救助隊・救急隊、消防団と区長・建設業者、住民等の連携により早期救出活動・重症患者の早期救命搬送を行う。
- 2 各部・各支部、関係機関はその全組織機能を駆使して、自衛隊、警察署及び消防署部救助・救急隊、消防団と連携し救命処置を必要とする者を最優先した救出、救助・救急搬送体制を確立し、発生後 72 時間以内の全事案対応完了に努める。
- 3 事態把握後市のもてる能力では対応困難と判断した場合は、可能な限り速やかに自衛隊の災害派遣出動及び広域的な消防応援、救助・救急用資機材調達支援を要請し救助・救急活動に必要な要員、資機材、重機類等の大量かつ迅速な補充体制を確立する。

第2節 計画の内容

第1 緊急調達資機材等のめやす

区分	緊急調達資機材等の一例
救助関係	消防用ホース、投光器、発電機、捜索用探知機、救助犬、特殊カメラ、削岩機、ブルドーザー・クレーン車等、重機類、エンジンカッター、ジャッキ、チェーンソー、スコップ、ハンマー、パール、のこぎり、防塵メガネ、防塵マスク
救急関係	集団救急用資機材、浄水装置、医療ガス、毛布、担架、防水シート
その他	自転車、オートバイ、スクーター、携帯無線機、簡易トイレ、テント、貯水タンク、車両応急修理用部品

第2 消防署部及び消防団部の活動

消防署部及び消防団部の活動については、京丹後市警防規程に基づき、消防本部・署の指揮により行う。

第3 市各部及び支部の活動

名称	役割のあらまし
総務部	<input type="checkbox"/> 現場活動用資機材調達に関する民間への協力 <input type="checkbox"/> 被災者救出活動に関する全市民向け広報活動の実施 <input type="checkbox"/> 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う <input type="checkbox"/> 消防署部、消防団部以外の各部の被災者救出活動協力のとりまとめ <input type="checkbox"/> 関係機関の部隊の展開、宿営等の活動拠点の確保 <input type="checkbox"/> 職員等の惨事ストレス対策の実施に努める <input type="checkbox"/> 関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行う <input type="checkbox"/> 府・国との連絡調整
弥栄病院部 久美浜病院部	<input type="checkbox"/> 重症者等に対する救急医療活動の実施
救護厚生部	<input type="checkbox"/> 地域災害拠点病院等第2次搬送先収容医療機関の確保 <input type="checkbox"/> 丹後保健所との連絡調整
その他各部	<input type="checkbox"/> 所管施設、所管事務分掌に基づく被災者救出活動協力

名称	役割のあらまし
支部	<input type="checkbox"/> 負傷者の指定避難所、救護所指定施設への一時収容 <input type="checkbox"/> その他被災者救援対策 <input type="checkbox"/> 周辺地域住民向け広報活動の実施 <input type="checkbox"/> 重機類等現場活動用資機材調達に関する協力 <input type="checkbox"/> その他管内事業者・協力団体との連絡調整

第4 各機関の活動

名称	役割のあらまし
府	<input type="checkbox"/> 重症者救急搬送用ヘリコプターの動員 <input type="checkbox"/> 自衛隊に対する救出活動支援の要請 <input type="checkbox"/> 全国的広域消防応援体制の要請及び受入れに関する支援 <input type="checkbox"/> 燃料・現場活動用資機材その他物資の調達に関する支援 <input type="checkbox"/> 発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておく <input type="checkbox"/> 要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める <input type="checkbox"/> その他市が行う被災者救出活動に関する支援
国	<input type="checkbox"/> 広域航空消防応援（ヘリコプターの動員）のとりまとめ <input type="checkbox"/> 自衛隊による救助・救急活動支援の調整 <input type="checkbox"/> 全国的広域消防応援体制のとりまとめ <input type="checkbox"/> その他市が行う被災者救出活動に関する支援
ライフライン 機関	<input type="checkbox"/> 被害甚大地域における電気の供給停止、簡易ガス、LPガスの安全措置、その他二次災害防止のために必要な措置 <input type="checkbox"/> 電話による非常通信機能の確保 <input type="checkbox"/> その他市が行う被災者救出活動に関する支援
警察署	<input type="checkbox"/> 災害時交通規制の実施 <input type="checkbox"/> 必要に応じ立入禁止区域の設定、監視等の実施 <input type="checkbox"/> 救助隊による生理者の早期救出 <input type="checkbox"/> 救出者の救出時における状況記録作成、死傷者の身元確認、行方不明者の捜索に関する聞き取り、事故原因の調査等の実施 <input type="checkbox"/> その他市が行う被災者救出活動に関する支援

第5 区長及び住民等の活動

団体、事業所、区長及び住民は、自らの居住地域において、消防署、消防団その他各機関の行う救助・救急活動に協力し人的被害の軽減に努める。また、必要な建設用機械・資機材の提供要請があった場合は、積極的に提供するよう努める。

第6章 緊急避難に関する計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 緊急避難の基本指針

- 1 災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。住民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、住民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市から避難指示が発令された場合、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。そのため、市は、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に高齢者等避難を発令し、周知を徹底することとする。
- 2 危険地区における住民等の緊急避難誘導は、関係支部、消防署・団が警察署、自警団、自衛消防隊、区長等と協力・連携し行う。
- 3 市（本部・支部）は住民及び事業所等施設管理者が自ら適切に避難の有無を判断できるよう、市が把握した延焼火災、危険物・有毒物等取扱施設事故の発生情報、土砂災害・倒壊建物、雪崩、高潮、津波、洪水、浸水等災害危険情報については、漏れなく公開する。また警戒を要する時期においては、「京丹後市避難情報発令基準」に基づき、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」など多段階的に、関係住民及び事業所等施設管理者向けの情報発信を行い、情報の不足・周知徹底不十分による逃げ遅れのないよう努める。

第3 避難に関する情報等の区分のめやす

区分	連絡又は発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	<input type="checkbox"/> 災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況 ※ 津波については、適用しない。	<input type="checkbox"/> 高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保（注1）） <input type="checkbox"/> 上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難
避難指示	<input type="checkbox"/> 災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況	<input type="checkbox"/> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
緊急安全確保（注2）	<input type="checkbox"/> 居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況	<input type="checkbox"/> 立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 <input type="checkbox"/> ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

注1 立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での待機をすること。

注2 必ず発令されるとは限らない。

第2節 避難の指示及び警戒区域の設定

第1 避難の指示

1 実施責任者

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
市長	<input type="checkbox"/> 市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき、避難のための立退きの指示を行う。	災害対策基本法第60条第1項
府知事	<input type="checkbox"/> 災害の発生により市がその全部又は、大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	<input type="checkbox"/> 市長から要求があったとき <input type="checkbox"/> 市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき（この場合警察官は直ちにその旨市長に通知する）。	災害対策基本法第61条第1項
	<input type="checkbox"/> 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがあり、指示が急を要するとき	警察官職務執行法第4条第1項
海上保安官	<input type="checkbox"/> 市長から要求があったとき <input type="checkbox"/> 市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき（この場合海上保安官は直ちにその旨市長に通知する）。	災害対策基本法第61条第1項
自衛官	<input type="checkbox"/> 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないときに限る。	自衛隊法第94条第1項
府知事又はその命を受けた職員	<input type="checkbox"/> 災害が発生し著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条

2 指示の内容

避難の指示は、次のことを明らかにして行う。

- 避難対象地域（地区名、施設名等）
- 適切な避難行動のあり方（立退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保）
- 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- 避難経路
- 避難指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- 避難行動時の最少限の携帯品、要配慮者の優先避難・避難支援・介助協力の呼びかけ等
- その他必要な事項

第2 警戒区域の設定

1 実施責任者

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
市長	<input type="checkbox"/> 災害による市民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法第63条第1項
	<input type="checkbox"/> 危険が切迫して、市長が発令するいとまがないときで危険を防止するため特に必要があると認めるときは、総務部長、建設部長、その他の部長及び市民局長が実施する。（この場合事後ただちにその旨を市長に報告する）。	
警察官、海上保安官	<input type="checkbox"/> 市長又はその職権を代理する職員から要請があったとき <input type="checkbox"/> 市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき（この場合直ちにその旨市長に通知する）。	災害対策基本法第63条第2項
自衛官	<input type="checkbox"/> 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつこの職権を行う者が現場にいないときに限る（この場合直ちにその旨市長に通知する）。	災害対策基本法第63条第3項
消防長又は消防署長（委任を受けて職権を行う消防職員、消防団員を含む。）	<input type="checkbox"/> ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生する恐れが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与える恐れがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、火気の使用禁止、関係者以外の退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限する。	消防法第23条の2第1項
警察署長	<input type="checkbox"/> 消防長又は消防署長（委任を受けて職権を行う消防職員、消防団員を含む）が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（この場合直ちにその旨消防長又は消防署長に通知する）。	消防法第23条の2第2項
消防職員、消防団員	<input type="checkbox"/> 水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限する。	水防法第21条第1項
警察官	<input type="checkbox"/> 消防職員又は消防団員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限することができる。	水防法第21条第2項

2 警戒区域の設定が必要とされる地域のめやす

- 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」
- 土砂災害危険地域
 - 土石流危険箇所
 - がけ崩れ危険箇所
 - 山崩れ危険箇所
 - 地すべり危険箇所
 - 雪崩危険箇所
 - 山地災害危険地区
 - その他必要と認める箇所

●水防法に基づく「洪水浸水想定区域」

- 洪水浸水想定区域指定箇所
- 家屋倒壊等氾濫想定区域指定箇所
- その他必要と認める箇所

●ため池決壊浸水想定区域

●津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波災害警戒区域」

●倒壊危険のある大規模建物周辺地域

●施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域

●施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域

●放射線使用施設等の被害・事故等により被曝の危険が及ぶと予想される地域

●その他住民の生命を守るため必要と認められる地域

第3節 緊急避難実施要領

第1 市各部及び支部の役割

名称	役割のあらまし
総務部	<input type="checkbox"/> 危険区域・安全区域に関する情報の提供 <input type="checkbox"/> 避難施設・指定避難所等安全確保のための施設もしくは情報の提供 <input type="checkbox"/> 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令 <input type="checkbox"/> 避難誘導員の配置等避難路・指定緊急避難場所の安全確保 <input type="checkbox"/> 緊急避難に関する全市民向け広報活動の実施 <input type="checkbox"/> 消防署部、消防団部以外の各部の緊急避難活動協力のとりまとめ <input type="checkbox"/> 府・国との連絡調整
建設部	<input type="checkbox"/> 避難路確保のために必要な場合の府丹後土木事務所、国との連絡調整 <input type="checkbox"/> 府建設業協会等関係団体との連絡調整
その他各部	<input type="checkbox"/> 所管施設、所管事務分掌に基づく被災者救出活動協力
支部	<input type="checkbox"/> 避難誘導員の配置等避難路・指定緊急避難場所の安全確保 <input type="checkbox"/> 危険区域・安全区域に関する情報の住民への周知徹底 <input type="checkbox"/> 避難施設・指定避難所等安全確保のための施設開設、運営 <input type="checkbox"/> 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の住民への周知徹底 <input type="checkbox"/> その他地域住民向け広報活動の実施 <input type="checkbox"/> 管内事業者・協力団体との連絡調整

第2 各機関の役割

名称区分	役割のあらまし
府・国等防災関係機関	<input type="checkbox"/> 市がその機能を発揮できない場合の権限代行 <input type="checkbox"/> 所管施設等に関する避難措置 <input type="checkbox"/> 市の行う措置に関する協力
警察署	<input type="checkbox"/> 緊急必要な場合の避難指示 <input type="checkbox"/> 必要な場合の避難誘導 <input type="checkbox"/> 避難路・避難施設における秩序の安定 <input type="checkbox"/> その他市の行う措置に関する協力
危険物・有毒物等取扱施設	<input type="checkbox"/> 管理施設等に関する緊急避難措置 <input type="checkbox"/> その他市・府・国・警察署等防災関係機関の行う措置に関する協力

名称区分	役割のあらまし
事業所等	<input type="checkbox"/> 自ら必要と判断した場合の従業員、施設利用者等の安全確保のための緊急避難の実施 <input type="checkbox"/> 緊急に必要な場合の指定避難所としての施設の提供 <input type="checkbox"/> その他市等防災関係機関の行う措置に関する協力

第3 区長及び住民等の果たすべき役割

団体、事業所、区長及び住民は、自らの居住地域において、自ら必要と判断した場合の安全確保のための緊急避難の実施、必要な場合の避難誘導、要配慮者の避難支援に関する協力、その他市等防災関係機関の行う措置に関して協力し人的被害の軽減に努める。また、必要な建設用機械・資機材の提供要請があった場合は、積極的に提供するよう努める。

第4 緊急避難実施手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
危険区域・安全区域の想定	<input type="checkbox"/> 災害の規模・態様、道路、橋梁の状況等により危険区域を評価する。 <input type="checkbox"/> 消防隊の運用等を加味して安全区域を想定する。 <input type="checkbox"/> 災害危険箇所に関する調査その他資料を活用する。
関係地域内住民等への避難指示及び緊急安全確保の伝達	<input type="checkbox"/> 防災行政無線一斉放送、有線放送依頼、拡声器付広報車、サイレン、職員・消防団員による巡回等により関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し伝達する。 <input type="checkbox"/> 避難措置解除の連絡は避難指示等の伝達に準じて行う。
関係機関への通報	<input type="checkbox"/> 避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し連絡し協力を要請する。 <input type="checkbox"/> 警察署、その他の府関係機関に連絡し協力を要請する。 <input type="checkbox"/> 地域住民が避難のため隣接市町内の施設をやむを得ず利用する場合は想定される。また避難の誘導上経路により協力を求めなければならない場合もあるので隣接市町に対しても連絡する。
避難路・避難場所の安全確保	<input type="checkbox"/> 避難指示及び緊急安全確保の発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの間、避難道路の安全確保に努める <input type="checkbox"/> 避難場所周辺への延焼防止及び飛び火等による避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。 <input type="checkbox"/> 警察署は、避難指示又は緊急安全確保が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置するなど、被害の規模や態様により、必要な部隊を派遣し、避難路の安全を確保する。
避難の誘導	<input type="checkbox"/> あらかじめ指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員を派遣する。 <input type="checkbox"/> 派遣された職員は、本部長からの指示・情報等の収受にあたりとともに、警察官、消防団員、区長等の協力により市民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。 <input type="checkbox"/> 学校、保育所、認定こども園、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等について、災害の規模、態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。 <input type="checkbox"/> 交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

項目	手順その他必要な事項
避難誘導時の留意事項	<input type="checkbox"/> 避難の誘導は、避難行動要支援者及び病傷人等避難することが困難な者を優先する。また、できる限り早めに事前避難させる。 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。 <input type="checkbox"/> 避難に先立ち、必ず火気、危険物等の始末を完全にすること。特に会社、工場にあっては油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずる <input type="checkbox"/> 携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最少限度のものとする。 <input type="checkbox"/> 自動車による避難、家財の持出し等は危険なので中止させる。 <input type="checkbox"/> 交差点やトンネル・橋梁・ガード等の混雑予想地点においては要配慮者を含む避難グループであることを示す旗その他の目印を掲げるとともに、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。
避難の完了報告	<input type="checkbox"/> 避難誘導員は、安全な地域・施設への避難を完了させたのち、完了報告を市本部あて速やかに行う。
府への報告その他	<input type="checkbox"/> 避難の措置及びその解除について、次の事項を明らかにして、速やかに丹後広域振興局を通じて、府（災害対策課）に報告する。 <input type="checkbox"/> 発令者 <input type="checkbox"/> 発令の理由 <input type="checkbox"/> 発令日時 <input type="checkbox"/> 避難の対象区域 <input type="checkbox"/> 指定緊急避難場所、指定避難所 <input type="checkbox"/> 避難の措置及びその解除について、以上の事項を記録する。

第5 防災事務に従事する者(市職員、消防団員等)の安全確保

項目	手順その他必要な事項
津波到達時間	<input type="checkbox"/> 襲来する津波高に不確実性がある中で、津波到達時間は比較的正確であることを考慮し、到達予定時間までには避難を完了させる。 <input type="checkbox"/> 予想津波到達時間も考慮した水門等の閉鎖
防災対応や避難誘導に係る行動ルール	<input type="checkbox"/> 避難指示等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、予め定めた津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールに基づく。（東日本大震災では、水門閉鎖中や、避難したがる人の説得中に防災事務従事者が被害にあった事例がある）
要配慮者の避難の支援	<input type="checkbox"/> 高齢者や障がい者など要配慮者の避難は、事前に取り決めた支援方策に基づき迅速に行う。（特に要配慮者支援プラン（避難行動要支援者登録制度）作成を希望しない、又は支援プラン未作成の要配慮者）

第6 指定避難所の開設・運営

指定避難所の開設等、及び避難者の健康対策については、第4部第3章「避難所開設・運営計画」参照

※ 資料編6-2 指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

第3部 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画

第1章 道路交通対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (建設部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震災害時における道路交通対策に関する基本指針

- 1 府指定1次緊急輸送道路(国道178号一部区間、312号市内全区間、482号一部区間)及び府指定2次緊急輸送道路(国道178号一部区間、482号一部区間、主要地方道香美久美浜線、網野峰山線、網野岩滝線、一般府道久美浜気比線、明田京丹後大宮停車場線、浜詰網野線、久美浜停車場線)に関して、最優先で交通支障箇所の有無を把握する。
- 2 所管の如何によらず道路の優先順位により各道路管理者が協力・連携して、被災した道路の啓開確保を行う。
- 3 その他緊急活動車両の交通確保を第一とし、信号機、標識の復旧措置、通行規制実施等を行う。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～3日目)	<input type="checkbox"/> 市中心地域を含む被災地域全域における交通支障箇所の有無把握 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、一般車両の通行規制の要請(→警察署) <input type="checkbox"/> 緊急輸送道路指定路線のうち主要幹線道路の応急復旧・通行の確保 <input type="checkbox"/> その他緊急自動車の通行確保のために必要な措置
指定避難所開設期間 (4日目～28日目)	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な場合における上記の措置項目 <input type="checkbox"/> 広域的応援受け入れのための搬入・搬出ルート及び迂回ルートの設定 <input type="checkbox"/> 信号・標識等の応急復旧並びに案内板等の設置 <input type="checkbox"/> 著しい被害を受けた区間を除く緊急輸送道路指定路線の応急復旧完了
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な場合における上記の措置項目

第4 市各部及び支部の活動

名称	役割のあらまし
建設部	<input type="checkbox"/> 交通支障箇所に関する情報のとりまとめ <input type="checkbox"/> 道路交通対策に関する総合調整 <input type="checkbox"/> 府・国等道路管理者、協力団体との連絡調整
総務部	<input type="checkbox"/> 応急復旧用資機材調達に関する協力 <input type="checkbox"/> 道路交通対策に関する全市民向け広報活動の実施 <input type="checkbox"/> 消防署部、消防団部以外の各部の道路交通対策に関する活動協力のとりまとめ
その他各部	<input type="checkbox"/> 交通支障箇所に関する情報の収集協力 <input type="checkbox"/> その他所管施設、所管事務分掌に基づく道路交通対策活動協力

名称	役割のあらまし
支部	<input type="checkbox"/> 管内道路の交通支障箇所の把握、建設部への連絡 <input type="checkbox"/> 管内建設土木業者等への道路交通確保のための協力要請 <input type="checkbox"/> 管内道路・橋梁等の応急復旧 <input type="checkbox"/> その他管内事業者・協力団体との連絡調整

第5 警察署の役割

名称	役割のあらまし
警察署	<input type="checkbox"/> 交通支障箇所発見の場合の各道路管理者への通報 <input type="checkbox"/> 必要な場合の災害時交通規制の実施 <input type="checkbox"/> その他市が行う道路交通対策に関する協力

第2節 交通支障箇所の把握

建設部及び支部は、災害発生によりその必要があると認めた場合は、緊急輸送道路指定路線を中心として、交通支障箇所の有無を最優先で把握するため、調査班を出勤させる。調査班は、調査の結果交通支障箇所を発見した場合は、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無その他被災の状況等を本部長に報告する。建設部は、府丹後土木事務所に対し同様の情報を通報する。

第3節 道路・橋梁等の応急措置

第1 道路の確保順位

- 1 市は、建設業協会等建設土木関係業者、関係機関と連携・協力し、指定路線のうち第1順位の路線から順次確保する。
- 2 建設業協会は、市からの依頼がなくとも大規模地震災害発生により交通支障が予想されるときは、区間ごとに定めた複数の会員（施工業者）に道路支障箇所の有無の把握、道路の確保のための作業を開始するよう指示する。ただし、この場合事後速やかに市本部に連絡する。
- 3 第1順位の路線は、原則として災害発生後3日目までの通行確保を目標とする。
- 4 指定路線は、原則として災害発生後28日目までに応急復旧完了を目標とする。

第2 緊急輸送道路確保作業のめやす

- 1 応急復旧目標
原則として、2車線の車両用走行帯を確保する。
- 2 応急復旧方法のあらまし
 - 倒壊した電柱、街路樹、落下物等は、人力・重機械等により道路端に移動し堆積する。
 - 鉄骨性構造物は、切断し道路端等へ移動し堆積する。
 - 路上駐車及び放置自動車の撤去は、小型車等は人力又はレッカー車等で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。
 - 路面の陥没及び亀裂は、土砂充填、アスファルトパッチング等を施し自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。
 - 橋梁取付部の段差は、土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な擦り付け工事等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧を施す。
 - がけ崩れにより生じた崩壊土は、重機械（ブルドーザー等）により除去を行う。また不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで崩落を防止する。または、路側に崩土防止柵を設置する。

- 落下した橋梁もしくはその危険があると認める橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関との連絡の上通行止めもしくは交通規制の標示等必要な措置を講ずる。
- 橋梁の応急復旧は、落橋部分に木角材、H型鋼をかけ渡し敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。

第3 警察署の任務

- 緊急輸送道路に指定される道路に関し、交通の障害となっている路上駐車車両、倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、その状況（重機の必要の有無その他）を各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力する
 - 緊急輸送道路に指定される道路に関し、歩行者や自転車等の通行が応急復旧工事の支障にならないよう、警備業者・地区交通安全協会等の協力を得て、整理する。
- ※ 資料編 5-4-1 緊急交通路指定予定路線一覧表（府地域防災計画所収のうち市域分）
- ※ 資料編 5-4-2 緊急輸送道路一覧表（府及び市指定）

第2章 交通規制に関する計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震災害時における交通規制に関する基本指針

- 1 消防、警察、自衛隊等の緊急出動車両（道路交通法施行令第13条で定める緊急自動車）の通行を最優先とする交通規制区域指定を災害発生と同時に実施する。
- 2 市民に対しマイカー利用自粛、多人数相乗利用を要請するとともに、臨時バスの運行等を行う。
- 3 必要に応じて、道路交通対策関係機関等連絡協議会を設置し、警察署と市その他の道路管理者、関係防災機関並びにバス・タクシー等公共交通事業者等が連携し総合的に道路交通対策を行う。

第2節 交通規制対策

第1 実施責任者

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
公安委員会	□災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。	災害対策基本法第76条
警察官	□道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合、必要な限度において歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 □通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行のため、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる。	道路交通法第6条 災害対策基本法第76条の3
災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員	□自衛官又は消防吏員は、自衛隊車両（緊急通行車両）又は消防車及び救急車（規制除外車両）の円滑な通行のため、警察官がその場にいない場合に限り、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる（この場合、管轄警察署長に直ちにその旨通知する）。	
道路管理者	□災害による道路の破損、欠壊その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限する。 この場合、あらかじめ制限の対象区間、期間及びその理由を所轄警察署長に通知する。	道路法第46条

第2 対策のめやす

1 交通量の多い場合

- 規制区域内においては、ロープ、パイプ、柵等の資機材を活用する。
- 運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないよう広報する。
- 道路の中央に放置された車両については、手段をつくして道路の左側に寄せる。
- 混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地、その他車両の収容可能な場所があるときは、

道路上の車両を出来るだけそこへ収容して、車道を空けるように努める。

- 交通規制及び交通整理に当たっては、現場の運転者等の協力を求めるなど適切な措置をとる。
- 規制区域内の住民に対しては、絶対に家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。
- 被災者と緊急通行車両等が混雑した場合においては、被災者を優先して誘導するよう措置する。
- 避難誘導に際しては、主要交差点、車両と被災者の境界部に特に配慮して避難誘導を確保するとともに、被災者の混乱による事故防止に努める。

2 交通量の少ない場合

規制の方法は、「交通量の多い場合」に準じて行うが、これ以外に特に以下の事項に留意する。

- 警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。
- 情報板等の資機材を活用し、必要な広報を積極的に行う。
- 自動車を用いて避難することが予想されるが、重症者が病院への搬送のため、また要配慮者が移動のため、それぞれ乗車している車両の場合を除き、自動車による避難はやめさせる。

第3節 交通情報の収集、広報及び渋滞対策

第1 交通情報の収集

交通情報の収集は、緊急輸送道路指定路線を重点にして、以下のとおり、市本部・支部及び各警察署が協力して行う。

1 警察署

- 災害警備活動、地域警察活動、その他あらゆる警察活動を通じて交通情報の収集を行う。特に、オートバイ等の機動力を活用して行う。警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。
- 道路管理者、その他関係行政機関からの交通情報の収集を行う。
- 適宜、交通情報を京都府警察災害緊急事態対策本部に報告するとともに、市（本部）に通報する。

2 市本部・支部

市本部（衛生部防犯対策班）及び支部は、警察署、道路管理者、その他関係行政機関と密に連絡するとともに、職員を派遣するなどして、以下の事項について、交通情報の収集を行う。

- 鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し
- 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
- 交通規制の実施状況
- 特に危険と認められた道路及び橋梁
- その他必要な事項

第2 交通情報の広報

交通情報の広報は、交通規制の実施状況及び解除の見通し・迂回路・交通渋滞状況等について、以下のとおり、市本部・支部及び各警察署が協力して行う。

1 警察署

- ラジオ、テレビの各社に臨時情報を提供し、交通情報の放送を依頼する。
- 記者クラブ所属各新聞社に随時情報を提供し、交通情報を記事とするよう依頼する。
- 府交通安全協会、バス協会、トラック協会、乗用自動車協会等交通関係機関団体に随時関係情報を提供し、傘下各企業運転者にその周知徹底を依頼する。

□沿道住民及び通行車両等に対しては、交通情報提供装置、立看板の設置及び交通規制図の配付等により交通情報及び交通規制の周知徹底を図る。

2 市本部・支部

□市ホームページ災害専用サイトへの掲載

□「広報京丹後被災者支援情報」への掲載

□指定避難所等掲示板への掲示

□区長等へ随時関係情報を提供し、地域住民にその周知徹底を依頼する。

□記者クラブ所属各新聞社に随時情報を提供し、交通情報を記事とするよう依頼する。

□市民等からの交通情報の照会に対して、各職員が適切に回答できるよう市各部及び全支部へ随時関係情報を提供し、情報の周知漏れのないよう留意する。

第3 渋滞対策

市は、大規模災害発生後の、復旧活動、経済活動及び日常生活に対する交通混乱の影響を最小限に留めるため、京都府に対し、京都府災害時渋滞協議会の開催を要請することができる。

※ 資料編5-4-1 緊急交通路指定予定路線一覧表（府地域防災計画所収のうち市域分）

※ 資料編5-4-2 緊急輸送道路一覧表（府及び市指定）

第4節 地震発生時における道路通行規制要領

府は、異常気象時（豪雨時等）において、道路の通行規制基準を設定しているが、地震発生に伴う通行規制基準は設定していない。そのため、府地域防災計画では、「参考」として、以下の「豪雨時における道路通行規制の基準・態勢」を記載している。

市においては、地震発生後に府と緊密な連携をとり、必要な規制を行うものとする。

第1 豪雨時における道路通行規制の態勢

規制区分	規制基準	規制に対する態勢
通行注意 (予備規制)	□連続雨量が別表に示す降雨量になった場合	□丹後土木事務所長は通行注意の提示をし、通行危険箇所の巡視を行うよう配慮する。
通行止 (交通規制)	□連続雨量が別表に示す降雨量になった場合 □上記の降雨量に達しないが、明らかに崩落の兆候がみられたとき	□交通規制（通行止）を行う。 □通行止の提示をし、通行危険箇所の巡視を行う。 □災害が発生したときは、災害に関する調査を行うとともに、復旧に対する適切な措置を講ずる。
解除	□注意報等が解除されたとき、又は降雨がやみ引き続き降雨の恐れがなく、巡回により丹後土木事務所長が通行の安全を確認したとき	□道路の状況を巡視し、通行注意・通行止の掲示をはずす。

第2 市内における異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準(府地域防災計画抜粋)

種別	路線名	区間	延長 km	規制基準 mm		危険内容
				通行注意 対象雨量	通行止 対象雨量	
一般国道	178号	与謝郡伊根町～丹後町袖志	7.0	100	150	落石 土砂崩落
一般国道	312号	久美浜町坂井～栃谷	2.5	120	170	落石 土砂崩落
一般国道	312号	宮津市字須津～大宮町森本 (野田川大宮道路)	4.3	時間雨量20 連続雨量70	時間雨量40 (連続110mm と組合せ) 連続雨量160	落石 土砂崩落 路肩決壊
主要地方道	香美久美浜 線	久美浜町須地～兵庫県境	1.5	100	150	落石 土砂崩落 路肩欠壊
主要地方道	浜丹後線	弥栄町中山～中津	1.8	100	150	落石 土砂崩落
一般府道	井辺平線	弥栄町黒部～中山	3.0	100	150	落石 土砂崩落
一般府道	井辺平線	弥栄町田中～川久保	2.8	80	120	落石 土砂崩落

注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。また、4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。

第3章 道路、河川等障害物除去計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (建設部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 道路、河川等障害物除去対策に関する基本指針

- 1 府指定1次緊急輸送道路(国道178号一部区間、312号市内全区間、482号一部区間)及び府指定2次緊急輸送道路(国道178号一部区間、482号一部区間、主要地方道香美久美浜線、網野峰山線、網野岩滝線、一般府道久美浜気比線、明田京丹後大宮停車場線、浜詰網野線、久美浜停車場線)をはじめ市指定緊急輸送道路に関しては、所管の如何によらず道路の優先順位により各道路管理者が協力・連携して、災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、通行の確保を図る。
- 2 河川障害物の除去に関しては、それぞれの管理者が行うが、災害のおそれがあり、緊急を要する場合は、市が関係団体・業者の協力を得て行う。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急処置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。

※ 住宅関係障害物除去については、第4部第5章「住宅対策計画」参照

第2節 計画の内容

第1 道路上の障害物の除去

機関名	手順その他必要事項
市	<ul style="list-style-type: none"> □市域内道路の障害物の有無について、建設部及び各支部による調査活動(道路パトロール含む)、府(丹後土木事務所)・警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により把握に努める。 □調査の結果障害物による通行支障箇所を発見した場合は、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無その他被災の状況等を本部長及び府(丹後土木事務所)に報告する。発生直後においては、緊急活動用道路の通行確保を最優先事項として、除去を行う。 □倒壊した電柱、街路樹、落下物等は、人力・重機械等により道路端に移動し堆積する。 □鉄骨性構造物は、切断し道路端等へ移動し堆積する。 □路上駐車及び放置自動車の撤去は、小型車等は人力又は軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。 □がけ崩れにより生じた崩壊土は、重機械(ブルドーザー等)により除去を行う。また不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで崩落を防止する。または、路側に崩土防止柵を設置する。 □上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、必要に応じて現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり事後に連絡する。
府	<ul style="list-style-type: none"> □府道及び所管する一般国道の障害物の有無について、調査するとともに、市・各機関からの報告をまとめ、道路網の障害物の状況に関する全体像の把握に努める。 □近畿地方整備局福知山河川国道事務所との連絡を密にし、緊急度に応じて、復旧、障害物除去等の総合対策の樹立と指導・調整・作業の実施を早急に行う。 □通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに、状況によっては職員を現場に派遣し、通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。

※ 資料編5-4-2 緊急輸送道路一覧表(府指定)

第2 河川・排水路等の障害物の除去

建設部、農林水産部、上下水道部及び各支部は、災害によりその必要があると認めるときは、職員を派遣し管内河川、公共下水道・排水路等の巡視を行う。巡視の結果、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所仮設物等につかえる障害物や河道が著しく埋そくした箇所を発見した場合、市管理の河川等については、市建設業協会等民間業者の協力を得て除去作業を実施する。また、府管理の河川等については、府（丹後土木事務所）等関係機関に通報するとともに、必要に応じて応急的な除去作業を同様に実施するなど当面必要な措置を講ずる。

なお、各建設業者等への連絡は、所管する地域の支部が行い、必要に応じて建設部、農林水産部、上下水道部が総合的に調整する。

第3 航路障害物の除去

農林水産部及び関係支部は、災害によりその必要があると認めるときは、職員を派遣し管内漁港等の巡視を行う。巡視の結果、海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、漁協等関係団体・業者の協力を得て、速やかに必要な応急処置をとる。また、その場所が漁港内又は漁港の境界付近のときは、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。

なお、各漁協等関係団体・業者への連絡は、所管する地域の支部が行い、必要に応じて農林水産部が総合的に調整する。

第4章 災害時防犯対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (衛生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震災害時における防犯対策の基本指針

- 1 災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持する。
- 2 警察署は、被災地における凶悪犯罪や集団窃盗事件等の犯罪の発生を未然に防止し、人心の安定を図るため、情報収集、警ら活動、指導取締、検挙活動等を実施する。
- 3 警察署は、災害時防犯対策の実施にあたって、広域的な応援部隊の出動を確保する。また地区防犯協会等協力団体・(一社)京都府警備業協会その他警備保障業者等関係団体・業者並びに市・区長等の全面的な協力を求める。
- 4 市並びに市民・区長・地区防犯協会・各事業所等は、警察署の行う「被災地内の安全確保」のための対策の実施に対し最大限協力する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～3日目)	<input type="checkbox"/> 緊急活動用車両の通行の確保 <input type="checkbox"/> 救護隊員による被災者の救出救助活動 <input type="checkbox"/> 検視要員等による遺体の検視 <input type="checkbox"/> 指定避難所に危険が迫った場合における避難誘導 <input type="checkbox"/> 市民・事業所に対する協力要請、広報及び相談受付業務
指定避難所開設期間 (4日目～28日目)	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 <input type="checkbox"/> 被災地域における重点警戒 ※パトカーによる24時間パトロール活動の実施 ※指定避難所緊急パトロール隊の編成による巡回警ら ※指定避難所等における移動交番、仮設交番等の設置 <input type="checkbox"/> 重点地域における防犯・街路灯の新設・復旧 <input type="checkbox"/> ボランティア防犯パトロール活動の要請及び連携
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	<input type="checkbox"/> 被災地域及び仮設住宅団地等における重点警戒 ※交番勤務員等による管轄地域内の巡回連絡 ※警察官を中心にしたところのケアを兼ねた巡回 <input type="checkbox"/> 防犯・街路灯の新設・復旧 <input type="checkbox"/> その他被災地の安全確保のために必要な措置

第2節 計画の内容

第1 警察署の災害警備対策

1 犯罪の予防検挙

項目	手順その他必要な事項
犯罪情報の収集	<input type="checkbox"/> 犯罪に係る情報を収集・分析する。 <input type="checkbox"/> 収集すべき情報のめやす <input type="checkbox"/> 各種犯罪の発生状況及び拡大予想 <input type="checkbox"/> 犯罪を誘発し、又は犯罪に移行するおそれのある事象 <input type="checkbox"/> 繁華街、駅その他要情報収集場所の動向 <input type="checkbox"/> 人心の不安に乗じて発生する悪徳商法等生活経済事犯 <input type="checkbox"/> 暴力団等の動向 <input type="checkbox"/> 警戒区域、無人化地域及び指定避難所の治安状況 <input type="checkbox"/> 一時解放被留置者の動向 <input type="checkbox"/> 援助物資をねらった犯罪
地域警察活動の強化	<input type="checkbox"/> 警備上の重点地域に対し必要により臨時交番の設置、集団警ら等を行い地域警察活動を強化する。 <input type="checkbox"/> 重点地域のめやす <input type="checkbox"/> 被災地 <input type="checkbox"/> 避難場所 <input type="checkbox"/> 犯罪の多発地域 <input type="checkbox"/> 警戒対象の多い地域
ボランティア防犯パトロール等の実施協力の要請	<input type="checkbox"/> 区長、地区防犯協会等に対して「ボランティア防犯パトロール」等の実施協力を要請する。 <input type="checkbox"/> ボランティア防犯パトロールの任務のめやす <input type="checkbox"/> 火災及び盗難の予防 <input type="checkbox"/> 被災者の救出 <input type="checkbox"/> 防災関係機関の行う諸活動への協力 <input type="checkbox"/> 情報等の伝達
警備業者の協力要請	<input type="checkbox"/> 地域安全活動に必要があると認める場合は、府警備業協会その他警備保障業者に協力を要請する。
応援要請	<input type="checkbox"/> 二次災害の発生、犯罪の多発、集団的不法事案の発生等が予想される場合は、府警察本部に対して応援部隊の派遣要請を行う。

2 保安活動

項目	手順その他必要な事項
銃砲刀剣類対策	<input type="checkbox"/> 銃砲刀剣類の製造・販売業者に対して、盗難等の防止について指導する。 <input type="checkbox"/> 緊急措置が告示された場合は、その告示の内容に従って、銃砲刀剣類の所持者に提出を命じ、提出された銃砲刀剣類を仮領置するなどの措置をとる。

項目	手順その他必要な事項
危険物等対策	<input type="checkbox"/> 主な措置 <input type="checkbox"/> 警備要員の派遣による被害調査 <input type="checkbox"/> 被害の発生防止及び被害の拡大防止のための管理者対策 <input type="checkbox"/> 警戒区域（警戒線）の設定 <input type="checkbox"/> 負傷者に対する救出活動 <input type="checkbox"/> 避難措置 <input type="checkbox"/> 対象のめやす <input type="checkbox"/> 石油類、高圧ガス類、火薬類、毒物・劇物類、放射性物質等の製造又は保管のために使用する施設 <input type="checkbox"/> 放射性物質・危険物の輸送車両等 ※ 第2部第4章「危険物等応急対策計画」参照

第2 市並びに市民・事業所等の役割

1 市各部の役割分担

名称区分	手順その他必要な事項
総務部	<input type="checkbox"/> 各部・各支部、各関係機関、協力団体並びに区等の住民団体が行う、指定避難所及び被災地における「安全確保」のための活動への協力に関する調整を行う。 <input type="checkbox"/> 防犯灯・街路灯の復旧・設置等に関して必要な協力措置のとりまとめ、調整を行う。
衛生部	<input type="checkbox"/> 被災した街路灯・防犯灯の調査を行う。 <input type="checkbox"/> 調査結果に基づき、建設部、府（丹後土木事務所）・関係機関等と連携・協力し復旧・設置等の必要な措置を講ずる。 <input type="checkbox"/> その他防犯活動に必要な協力を行う。
消防署部、消防団部及び各支部	<input type="checkbox"/> 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、区長及び付近住民を指揮し、道路通行規制、救助・救出活動等を行う。 <input type="checkbox"/> 警察署並びに消防署・自衛隊等が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、必要な活動に協力従事する。 <input type="checkbox"/> 夜間においては、警察署・各協力団体・警備業者等と連携・協力し、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。
各部共通	<input type="checkbox"/> 各部は、その所管する業務に基づき必要な協力を行う。

2 市民・事業所の果たすべき役割

- 自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等の救助・救出部隊に協力し救出活動に参加する。
- 指定避難所及び被災地における「安全確保」のための防犯活動への協力
- 市・警察署等防災関係機関から要請された場合は、「ボランティア防犯パトロール」の編成による巡回協力など被災地における安全確保のために必要な協力を最大限行う。

第5章 防疫及び保健衛生計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (衛生部、保健活動は救護厚生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震災害時における防疫・保健衛生対策に関する基本指針

- 1 消毒、ねずみ族・昆虫類の駆除等の感染症予防措置その他、防疫上緊急を要する対策を最優先で実施する。
- 2 府・国・その他防災関係機関、協力団体等と連携し、当面の対策として、消毒・予防接種の実施を中心とした防疫活動、食品の衛生監視活動、健康診査・栄養指導・入浴機会の確保その他の保健衛生活動を行う。
- 3 対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- 4 各部の行う復旧対策との連携、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。
- 5 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。
- 6 被害が激甚なため又は市の機能が著しく阻害されたため業務の実施が困難もしくは実施しても不十分であると認めるときは、府に対し災害対策基本法に基づく代執行を行うよう要請する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	<input type="checkbox"/> 救護厚生部、各病院部、各支部並びに丹後保健所等との連携による被災地の良好な衛生状態を維持するための消毒その他必要な応急措置の実施 (感染症病原体媒介昆虫・ねずみ族の駆除、死亡動物の適正処理等) <input type="checkbox"/> 同じく指定避難所の衛生管理状態の把握及び防疫・保健衛生対策上緊急を要する応急措置の実施 <input type="checkbox"/> 指定避難所開設期間中における対策実施計画の検討及び体制の確保 <input type="checkbox"/> 市民・事業所に対する良好な衛生状態維持の協力要請並びに防疫・保健衛生対策計画に関する広報
指定避難所開設期間 (8日目～28日目)	<input type="checkbox"/> 指定避難所等の仮設トイレの衛生管理指導 <input type="checkbox"/> 指定避難所等の食品・飲料水の衛生管理指導 <input type="checkbox"/> 指定避難所等の健康診査・栄養指導の実施 <input type="checkbox"/> 救護厚生部、各病院部、各支部並びに丹後保健所等との連携による感染症防止のため必要な臨時予防接種実施 <input type="checkbox"/> 被災地における食品の衛生監視 <input type="checkbox"/> 被災者に対する入浴機会の確保 <input type="checkbox"/> 被災動物の保護収容対策 <input type="checkbox"/> 指定避難所閉鎖以降の対策実施計画の検討及び体制の確保
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	<input type="checkbox"/> 仮設住宅等における防疫・保健衛生対策 <input type="checkbox"/> 救護厚生部、各病院部、各支部並びに丹後保健所等との連携による仮設住宅等巡回健康相談 <input type="checkbox"/> 仮設住宅等における巡回栄養指導 <input type="checkbox"/> 被災動物の保護収容対策 <input type="checkbox"/> 平常時防疫・保健衛生体制への移行

第2節 計画の内容

第1 対策実施手順のめやす

1 防疫活動

項目	手順その他必要事項
府が行う健康調査・健康診断への協力	<input type="checkbox"/> 健康調査に関する情報提供、健康診断対象人員把握等への協力
臨時予防接種の実施	<input type="checkbox"/> 府の指示に基づく臨時予防接種の実施
被災者に対する衛生指導	<input type="checkbox"/> 指定避難所の被災者及びその他の一般被災者に対する、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗の励行
防疫用薬剤・資機材及び要員の確保	<input type="checkbox"/> 市備蓄分による初期防疫活動の実施 <input type="checkbox"/> 不足防疫用薬剤・資機材の調達（府への応援供給要請、薬剤師会等への協力要請による） <input type="checkbox"/> 防疫・保健衛生対策要員等の確保（応援他市町村に対する協力要請）
指定避難所の消毒	<input type="checkbox"/> 必要に応じて適宜便所その他の消毒の実施
被災家屋等の消毒	<input type="checkbox"/> 被災家屋、下水のあふれ出し箇所その他必要と認める場所の消毒実施 <input type="checkbox"/> 消毒薬交付による自主的消毒の協力呼びかけ
ねずみ族・昆虫等の駆除	<input type="checkbox"/> 市又は市の一部区域の被害が集中的かつ著しい場合等に被災家屋において実施
被災井戸（飲料水）の消毒	<input type="checkbox"/> 被災井戸の通報等により必要と認める場合に実施 <input type="checkbox"/> 消毒薬交付による自主的消毒の協力呼びかけ
廃棄物等	<input type="checkbox"/> 津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等への防疫活動
感染症患者の入院等	<input type="checkbox"/> 状況に応じ感染症対策班編成による感染症患者の入院勧告、患家消毒等の実施
その他府が行う防疫活動への協力	<input type="checkbox"/> 府の指示により適宜実施
府への報告	<input type="checkbox"/> 丹後保健所を通じ府に対する被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額の報告 <input type="checkbox"/> 災害防疫活動終了後「災害防疫完了報告書」の作成・提出
代執行の要請	<input type="checkbox"/> 市のみで困難と認める場合は迅速にその旨府（丹後保健所）に連絡し協力もしくは代執行要請

※ 資料編6-4-2 防疫用薬品等調達先

※ 資料編6-4-1 防疫器具の現況

2 食品の衛生監視

知事が実施する。大規模地震災害時には、停電や断水などによる冷凍機器の機能低下や飲料水の汚染等により食料品が腐敗、汚染されることが考えられる。このため、府（丹後保健所）は食品衛生監視員を食品の流通集積拠点、指定避難所等に派遣し、おおむね以下のような活動を行い、食品の安全確保を図ることとなっている。

- 救護食品の監視指導及び試験検査
- 飲料水の簡易検査
- 弁当製造業者その他食品関係営業者の監視指導

□その他食料品に起因する危害発生の防止

3 その他の保健衛生対策

項目	手順その他必要事項
巡回栄養指導	□市は、丹後保健所、その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、指定避難所・被災地及び仮設住宅に暮らす市民に対し、食生活自立に向けてのアドバイスを行う。
健康診査・健康相談	□市は、丹後保健所、北丹医師会、協力団体・ボランティア等と連携・協力し指定避難所及び仮設住宅等において、健康診査・健康相談を実施する。 □これにより健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り医療機関への受診勧奨を行う。
入浴機会の確保	□具体的には、そのつど可能な方法によるが、市内温泉施設、ホテル、旅館などのうち、開設可能な施設の提供協力を受け行う。自衛隊の野営風呂、仮設シャワーの設置等については、必要に応じて、タンクローリーによる温泉水の補給等により行う。

4 被災動物の保護収容

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護収容等の対策については、府（丹後保健所）、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、おおむね以下をめやすとして行う。

- 放浪動物の保護・収容
- 負傷や病気の動物の治療・収容
- 飼い主が飼養困難な動物の一時保管
- 被災動物（同行避難した動物数等）の情報把握
- 飼養されている動物に餌を配布
- 動物の所有者や新たな所有者を探すための情報収集及び提供
- 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るための必要な措置
- 家庭動物に関する相談窓口の設置

第2 事前広報の実施等

防疫・保健衛生対策の実施にあたっては、「広報京丹後被災者支援情報」、市ホームページ災害専用サイト等により事前広報を行い市民・事業所等の協力を要請する。また、支部、災害時総合相談窓口等を通じてその趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努める。具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- 指定避難所等における仮設トイレの衛生的使用の必要性
- 指定避難所等における手洗の励行
- 生水の飲用に対する注意
- 食中毒の防止のための注意
- バランスのとれた食事・睡眠による健康の保持の重要性

第3 家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、丹後家畜保健衛生所を主体として、これに農林水産部が協力し、検査、予防注射及び消毒等を実施する。また、精密な病性鑑定については、中央家畜保健衛生所が実施する。

第6章 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (衛生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震災害時における遺体の搜索、処理及び埋火葬対策に関する基本指針

- 1 地震発生直後（発災後 72 時間をめやすとする）においては、生存者救出を最優先として、行方不明者の搜索を行う。
- 2 遺体の搜索から火葬までの措置は、発災後 7 日間以内完了を目標として行う。
- 3 遺体の検案、検視は、各救護所設置施設内で行う。
- 4 犠牲者への哀悼の意を表するとともに、市民の生活再建を支援・促進する観点から、市民合同葬を指定避難所開設期間中に、また市民合同慰霊祭を指定避難所閉鎖後 2 か月以内を目途として、それぞれ行う。
- 5 各部の行う復旧対策との連携、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。
- 6 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	<input type="checkbox"/> 遺体の発生状況に関する概要把握 <input type="checkbox"/> 要搜索者名簿の作成 <input type="checkbox"/> 遺体の搜索・収容・火葬に必要な人員、資機材等並びに処理のための施設の確保 <input type="checkbox"/> 遺体の搜索・遺体安置所への収容 <input type="checkbox"/> 収容された遺体の検案・火葬（期内完了目標） <input type="checkbox"/> 市民・事業所に対する協力要請、広報及び相談受付業務
指定避難所開設期間 (8日目～28日目)	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 <input type="checkbox"/> 発生後 10 日以内に完了しない場合の延長手続 <input type="checkbox"/> 市民合同葬の実施 <input type="checkbox"/> 市民・事業所に対する協力要請、広報及び相談受付業務 <input type="checkbox"/> 指定避難所閉鎖以降の対策計画に関する事前広報
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 <input type="checkbox"/> 行方不明者搜索作業の完了時期に関する検討 <input type="checkbox"/> 合同慰霊祭の実施に関する計画の検討 <input type="checkbox"/> 市民・事業所に対する協力要請、広報及び相談受付業務

第2節 計画の内容

第1 市各部及び支部の役割分担

名称区分	手順その他必要な事項
衛生部及び支部	<input type="checkbox"/> 要搜索者名簿の作成 <input type="checkbox"/> 遺体の検案に関する連絡・調整 <input type="checkbox"/> 遺体の収容、埋火葬の実施 <input type="checkbox"/> 遺体の埋火葬手続きに必要な事務処理 <input type="checkbox"/> 身元不明遺体に関する措置 <input type="checkbox"/> 遺体の搜索・収容・埋火葬に関する総合調整
消防署部及び消防団部	<input type="checkbox"/> 行方不明者及び遺体の搜索 <input type="checkbox"/> 遺体の収容並びに搬送に関する協力
各病院部	<input type="checkbox"/> 遺体の検案
総務部	<input type="checkbox"/> 市民合同葬等の実施
各部共通	<input type="checkbox"/> 所管施設及び所管業務に係る協力

第2 対策実施手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
搜索依頼・届出の受付等	<input type="checkbox"/> 所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼・届出の受付は、衛生部及び各支部が各警察署と連携・協力し行う。 <input type="checkbox"/> 届出を受けたときは、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。 <input type="checkbox"/> 警察署及び市は「届出」リストを相互に通報する。 <input type="checkbox"/> 市は「届出」リストのうち指定避難所記録簿、医療救護班診療記録簿、その他市で把握する災害規模や被災地の状況に関する情報・安否情報等により生存が確認されるものを除き「要搜索者リスト」を作成する。
搜索の実施	<input type="checkbox"/> 搜索活動は、要搜索者リストに基づき消防署部、消防団部及び関係各部・支部が警察署、自衛隊その他の関係機関及び地元区長、ボランティア等の協力を得て行う。 <input type="checkbox"/> 搜索活動中に遺体を発見したときは市本部及び警察署に連絡する。 <input type="checkbox"/> 遺体は、現地最寄りの救護所に収容し検視・検案を受ける。検案を待つ間所要の警戒員を配置し監視を行う。 ※ 救護所設置予定施設（第1部第2章第6節「活動拠点の配置計画」）参照
遺体の検視・検案	<input type="checkbox"/> 発見した遺体の検視・検案は、各救護所設置施設内において、警察、市及び府医療救護班又はその他の医師の協力を得て実施する。 <input type="checkbox"/> 検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに「死体検案書」（原本）を作成する。 <input type="checkbox"/> 身元不明者については、警察署が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。 <input type="checkbox"/> 検視・検案を終えた遺体を、各機関の協力を得て、遺体安置所へ移す。また警察署、地元区長等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努める。 ※ 遺体安置所設置予定施設（第1部第2章第6節「活動拠点の配置計画」参照）

項目	手順その他必要な事項
遺体の収容・安置	<p>□あらかじめ体育館、運動場、公園等の公共施設を遺体安置場所予定地として指定しておくものとする。なお場所の指定に際しては、避難場所指定地との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定する。</p> <p>□市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。</p> <p>□死体検案書（写し）を引き継ぎ、死体処理票及び遺留品処理票を作成する。</p> <p>□棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。</p> <p>□遺族その他より遺体引き受けの申し出があった時は、死体処理票及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。</p> <p>□遺体引受人が見つからない遺体については、本部長（市長）を身元引受人として、死体火（埋）葬許可証の発行手続きをとる。</p> <p>※ 遺体安置所設置予定施設（第1部第2章第6節「活動拠点の配置計画」参照）</p>
埋火葬	<p>□引き取り手のない遺体及び遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合については、市で応急措置として埋火葬する。</p> <p>□遺体を火葬する場合は、災害死体送付票を作成の上、市火葬場もしくは指定された火葬場に送付する。</p> <p>□遺体の火葬場への搬送については、自衛隊、民間輸送業者、民間葬祭業者等に依頼して行う。</p> <p>□遺体が多数もしくはその他やむを得ない事情のため、市火葬場で処理できないときは、府（丹後保健所）に連絡し、近隣府县市町村等の協力体制の確立を要請する。</p> <p>□遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付の上、遺体安置所内又は各支部内に設置する「遺骨遺留品保管所」に一時保管する。</p> <p>□家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。</p> <p>□身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管する。この場合1年以内に引取人の判明しないものは身元不明者扱いとして、市が別に定める場所に移管する。</p>
市民合同葬等の実施	<p>□災害により住宅を失いかつ家族を失った市民の生活再建を支援・促進するとともに、死者に対する哀悼の意を市・府・国・関係機関並びに市民が共に表明する場を提供し再建への意志を新たにする観点から、市民合同葬を指定避難所開設期間中に行う。</p> <p>□市民合同慰霊祭を指定避難所閉鎖後2か月以内を目途として行う。</p>

※ 資料編6-4-4 市火葬場の現況

第7章 廃棄物処理計画

第1節 し尿処理対策計画

第1 計画の方針

- 1 とりまとめ責任担当部 (衛生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称
- 2 大規模地震災害時におけるし尿処理対策に関する基本指針
 - (1) 下水道整備区域において、通水機能が確保される場合は、流下用の水を確保することによって水洗トイレ（下水道機能）を有効に活用する。
 - (2) 上記の措置が困難な区域については、仮設トイレの設置により収集する。
 - (3) し尿の処理対策の実施にあたっては、指定避難所・災害時地域中核病院（市立病院等）・社会福祉施設その他拠点施設から排出される「し尿」並びにその他の「仮設トイレ」からの収集を最優先する。
 - (4) 仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材並びに処理場等の確保については、収集業務委託業者の全面的な協力を得るとともに府を通じて広域的な応援体制の確立により対処する。
 - (5) 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。
- 3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （～7日目）	<input type="checkbox"/> し尿の要収集施設・場所、量等の把握 <input type="checkbox"/> 防疫対策上緊急を要する応急措置 <input type="checkbox"/> 仮設トイレの補充確保及び設置 <input type="checkbox"/> バキュームカーの補充確保 <input type="checkbox"/> 被災地域及び指定避難所等拠点施設における重点対策 <input type="checkbox"/> 指定避難所・医療対策施設等拠点施設からの収集 <input type="checkbox"/> その他被害甚大な地域等の仮設トイレからの収集 <input type="checkbox"/> 市衛生センターにおけるし尿処理 <input type="checkbox"/> 周辺市町処理施設におけるし尿の応援処理 <input type="checkbox"/> 広域的体制によるし尿の応援処理 <input type="checkbox"/> 市民・事業所に対する広報
指定避難所開設期間 （8日目～28日目）	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な上記措置の継続 <input type="checkbox"/> 仮設トイレの消毒（週1回程度をめやすとする） <input type="checkbox"/> 仮設トイレの使用状況点検、下水道復旧状況等に応じた撤去・縮小 <input type="checkbox"/> 汲取地域からのし尿の収集 <input type="checkbox"/> 平常時収集・処理体制への移行

第2 計画の内容

1 市各部及び支部の役割分担

名称区分	手順その他必要事項
衛生部及び支部	<input type="checkbox"/> し尿の収集・処理対策の実施 <input type="checkbox"/> 仮設トイレの設置、管理
上下水道部	<input type="checkbox"/> 下水道を利用した「し尿」処理に関する協力
各部共通	<input type="checkbox"/> 所管施設及び所管業務に係る「し尿」処理対策に関する協力

2 対策実施手順のめやす

(1) 仮設トイレの設置

区分	仮設トイレ設置のめやす
設置すべき場所	<input type="checkbox"/> 指定避難所（指定避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合） <input type="checkbox"/> その他被災者を収容する施設 <input type="checkbox"/> 災害時地域中核病院、救援物資地域内輸送拠点、仮置場等救援対策活動拠点施設 <input type="checkbox"/> 高層集合住宅、住宅密集地及びホテル・旅館等観光客滞在施設
設置期間	<input type="checkbox"/> 上下水道施設復旧など、その必要がないと認めるときまで

(2) 初期における重点収集・処理の実施

項目	手順その他必要な事項
重点収集	<input type="checkbox"/> 指定避難所・災害時地域中核病院その他拠点施設を最優先で収集する。
緊急的な処理	<input type="checkbox"/> 衛生センターに搬入して処理する。 <input type="checkbox"/> 下水道管路・ポンプ場等排水施設の処理機能が確認された場合は、収集時に最寄の汚水マンホール等から直接投入する。

(3) 第二次処理対策の実施

項目	手順その他必要な事項
し尿収集の実施	<input type="checkbox"/> 汲取地域について、収集を開始する。 <input type="checkbox"/> 交通渋滞の要因となることのないよう、周辺市町の協力を得て、収集地域区分ごとに臨時の搬入先処理場を指定し行う。 <input type="checkbox"/> 下水道管路・ポンプ場等の排水施設の処理機能が確認された場合は、収集時に最寄の汚水マンホール等から直接投入する。
仮設トイレの撤去・縮小	<input type="checkbox"/> 水洗トイレの復旧状況、仮設トイレの利用状況等に関して、関係各部からの情報連絡、巡回点検活動により把握し段階的に仮設トイレの撤去・縮小を行う。 <input type="checkbox"/> 関係各部・機関への通報及び市民に対する事前広報を十分に行う。
平常時収集・処理体制への移行	<input type="checkbox"/> 施設等の復旧状況により、関係各部及び各防災関係機関と協議して、平常時収集・処理体制への移行手順について、検討する。 <input type="checkbox"/> 関係各部・機関への通報及び市民に対する事前広報を十分に行う。

3 事前広報の実施

し尿処理対策の実施にあたっては、「広報京丹後被災者支援情報」、市ホームページ災害専用サイト等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。また、支部、総合相談窓口等を通じてその趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努める。具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

被害軽微な汲取地域に対する収集一時中止措置の必要性

仮設トイレ利用上の留意事項

平常時収集体制への移行に関する見通し

※ 資料編 6-4-3 ごみ・し尿等処理体制の現況

第2節 ごみ・がれき等処理対策計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (衛生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

2 大規模地震災害時におけるごみ・がれき等処理に関する基本指針

(1) 生ごみ・医療廃棄物・緊急活動用道路の安全な交通機能確保のために必要な限度における道路上の「堆積ごみ」等緊急に収集・処理すべき「ごみ」を最優先で収集する。

(2) 甚大な被災地及び指定避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集する。

(3) 家電リサイクル法の対象物（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）及び有害ごみ（フロン回収を含む。以下「有害ごみ等」と言う。）の収集・処理は、排出源における分別と安全管理を徹底するとともに、府・国の協力を得て行う。

(4) がれき（コンクリート、瓦、その他）は、市内開発宅地予定地、休耕農地等に仮置場を確保するとともに、がれき等発生地、仮置場のそれぞれにおいて、可能な限り分別・減量・再利用を徹底・指導し、最終処分場処理の最小化を図る。

(5) 収集・搬出・中間処理（分別・減量・再利用）及び最終処分場への搬出の各場面において、府・国・民間廃棄物関係業者・団体の全面的協力を得る。

(6) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(7) 収集・処理対策実施上、「分別」が重要となるため、市民、事業者に対しては排出方法その他必要な事項について事前広報を徹底し協力を求める。

3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （～7日目）	<input type="checkbox"/> ごみ・がれき等の発生状況（要収集地域・施設・場所、量、質等）の把握 <input type="checkbox"/> 防疫対策上緊急を要する応急措置 <input type="checkbox"/> 緊急活動用道路上の堆積物のうち、安全な通行を確保するため必要な限度における収集・搬出措置 <input type="checkbox"/> 有害ごみ等発生状況の把握及び当面の危険防止措置 <input type="checkbox"/> その他被災地域及び拠点施設における重点対策 <input type="checkbox"/> 指定避難所・医療施設・要配慮者専用施設その他拠点施設からの収集 <input type="checkbox"/> 被災地放置ごみの収集 <input type="checkbox"/> 市クリーンセンターにおける処理 <input type="checkbox"/> 周辺市町処理施設による応援処理 <input type="checkbox"/> 仮置場における中間処理 <input type="checkbox"/> 広域的支援、産業廃棄物処理許可業者等による中間処理及び最終処分 <input type="checkbox"/> 市民・事業所に対するごみ・がれき分別・排出抑制等の協力要請並びにその他 応急収集計画に関する広報
指定避難所開設期間 （8日目～28日目）	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な上記措置の継続 <input type="checkbox"/> 全市域を対象とする応急的収集・処理対策 <input type="checkbox"/> 有害ごみ等に対する安全対策上必要な措置

時期区分のめやす	手順その他必要事項
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な上記措置の継続 <input type="checkbox"/> 平常時収集体制への移行 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物処理処分計画の検討及び体制の確立

第2 計画の内容

1 市各部及び支部の役割分担

名称区分	手順その他必要な事項
衛生部及び支部	<input type="checkbox"/> ごみ・がれき等収集・処理対策の実施 <input type="checkbox"/> ごみ・がれき等収集・処理対策に関する連絡・調整
建設部及び農林水産部	<input type="checkbox"/> 仮置場の確保
各部共通	<input type="checkbox"/> 所管施設及び所管業務に係るごみ・がれき等収集・処理対策に関する協力

2 対策実施手順のめやす

(1) 第1次収集・処理対策の実施

項目	手順その他必要事項
仮置場の設置	<input type="checkbox"/> 仮置場は、開発宅地予定地、休耕農地その他の空地等に複数確保する。搬出動線の簡略化、車両の効率的運用の観点から市域をいくつかの区域に区分し各区域内で発生した、がれき等の受入れを行う。 <input type="checkbox"/> 仮置場内は、可燃物、不燃物、粗大ごみ、危険物、家電リサイクル法対象物（テレビ・洗濯機）、及び同フロン回収対象物（エアコン・冷蔵庫）の分別に留意したレイアウトを確保する。 <input type="checkbox"/> 火災、危険物混入防止等安全対策を実施する。
生ごみ等腐敗しやすい廃棄物の収集・処理	<input type="checkbox"/> 委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し市クリーンセンターへ搬送し焼却処理する。 <input type="checkbox"/> 施設破損等により市施設のみで処理困難な場合は、周辺市町・処理業者等に協力を要請の上搬送する。 <input type="checkbox"/> 収集できずに空地等に置かれたごみについては、必要に応じて定期的な消毒を行う。
その他の「燃えるごみ」及び「燃えないごみ」の収集・処理	<input type="checkbox"/> いったん仮置場に搬送の上、状況に応じて、市クリーンセンターに搬送し適切に処理する。
がれき等の収集・処理	<input type="checkbox"/> 分別の厳守その他基本指針の徹底を図るため、各区域を単位として、自衛隊もしくは単独企業体へ作業委託する。 <input type="checkbox"/> 廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるものを優先的に収集・運搬する。 <input type="checkbox"/> 選別・保管等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルート確保を図る。 <input type="checkbox"/> 原則として、各現場において、「木質系」「コンクリート系」「金属系」の分別を行うよう指導・監視に努める。 <input type="checkbox"/> 仮置場は、火災対策を講ずる。また定期的な消毒を行う。 <input type="checkbox"/> 不燃物処理場において破碎処理し、可能な限りリサイクル利用に努める。

項目	手順その他必要事項
医療廃棄物の収集・処理	<input type="checkbox"/> 専門業者等の協力による車両を適宜配車して、収集の上適切に処理する。
路上放置廃棄物の収集・処理	<input type="checkbox"/> 道路等に排出もしくは放置された廃棄物は、関係各部、応援市町・委託業者等の協力による車両を適宜配車して、仮置場まで収集・搬送する。

(2) 第2次収集・処理対策の実施

項目	手順その他必要事項
仮置場における減量化、分別回収処理等	<input type="checkbox"/> 仮置場において、必要に応じて中間処理のための設備（破砕機・金属磁選機等）を設置し、可能な限り減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 仮置場において、可能な限り資源の分別回収に努め、リサイクル業者に対し買取・搬送の協力を求める。 <input type="checkbox"/> 家電リサイクル法対象物(テレビ・洗濯機)、及び同フロン回収対象物（エアコン・冷蔵庫）の分別・回収については、製造業者、電気店等に対し、協力を求める。
処理業者への協力要請	<input type="checkbox"/> 施設破損等により市のみで処理困難な場合は、周辺市町・処理業者等に協力を要請の上搬送する。 <input type="checkbox"/> (公社) 京都府産業資源循環協会等をはじめ民間廃棄物処理許可業者等の協力を得て、搬送し適切に処理する。
最終処分	<input type="checkbox"/> 焼却灰を含め埋め立て最終処分については府に協力を要請し適切に処理する。 <input type="checkbox"/> 災害関連のがれき等については、災害発生後2年以内に最終処分が完了するよう、適宜府・国と協議し、速やかに処理を行う。

3 事前広報の実施

ごみ・がれき等処理対策の実施にあたっては、「広報京丹後被災者支援情報」、市ホームページ災害専用サイト等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。また、支部、総合相談窓口等を通じてその趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努める。具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

指定避難所等救援対策施設、被害の甚大な地域を最優先することへの理解の要請

被害軽微地域に対する収集一時中止措置の必要性

分別排出と排出抑制の協力要請

各地域の収集日の区別の徹底

有害・危険廃棄物等の分別の徹底及び適正処理の遵守

(例えば、家電リサイクル法対象物(テレビ・洗濯機)、及び同フロン回収対象物(エアコン・冷蔵庫)の「分別」の徹底、使用済のカセットボンベの「使いきりの確認」、「分別」の徹底、適正処理困難物(タイヤ・廃油・消火器等)の混入禁止など)

粗大ごみは、直接最終処分場へ持込むものとし、市民局を通じた減免申請書の記入提出方式によること

平常時収集体制への移行に関する見通し

※ 資料編6-4-3 ごみ・し尿等処理体制の現況

第8章 環境保全に関する計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (衛生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震災害時における環境保全対策に関する基本指針

- 1 水道取水施設周辺の有害物質等取扱事業所及び燃料等貯蔵施設の破損による二次災害防止措置を最優先で実施する。
- 2 対策全般を通じて、甚大な被災地及び主要工場・事業場に関する措置を優先して実施する。
- 3 市民・中小事業者を含めて有害物質発生排出源における危険防止のための応急措置の実施、市及び関係機関への早期通報、分別その他の安全管理措置等の実施を徹底する。
- 4 各部の行う復旧対策との連携、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。
- 5 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	<input type="checkbox"/> 有害物質等取扱事業所における被害状況等の把握 <input type="checkbox"/> 主要工場・事業場に対する緊急ヒアリング調査 <input type="checkbox"/> 必要な場合における応急措置の指示 (除去、規制、周辺地域住民への周知等) <input type="checkbox"/> 燃料等貯蔵施設の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 公共用水域及び地下水への影響調査 <input type="checkbox"/> 必要な場合における応急的汚染防止措置 <input type="checkbox"/> 建築物等の解体、ごみ・がれき等処理状況の把握 <input type="checkbox"/> 環境汚染防止措置の指導 <input type="checkbox"/> アスベスト飛散防止のために必要な措置 <input type="checkbox"/> その他粉塵の飛散防止のために必要な措置 <input type="checkbox"/> オゾン対策、ダイオキシン対策、特に野焼禁止の徹底 <input type="checkbox"/> 有害物質の分別・安全管理の徹底、飛散防止に必要な措置 <input type="checkbox"/> 市民・事業所に対する環境保全に関する広報及び苦情等相談受付事務
第1次対策実施期間 (8日目～14日目)	<input type="checkbox"/> 有害物質等取扱事業所における二次災害防止対策 <input type="checkbox"/> 原因工場・事業場に対する防止対策及び管理指導 <input type="checkbox"/> 公共用水域及び地下水の汚染追跡調査 <input type="checkbox"/> その他上記措置の継続
第2次対策実施期間 (15日目～)	<input type="checkbox"/> 有害物質等取扱事業所における二次災害防止対策 <input type="checkbox"/> 汚染状況等詳細調査の実施 (汚染範囲の特定、汚染物質除去計画の検討) <input type="checkbox"/> 汚染地域の拡大防止措置 (除去、地下水の飲用禁止、浄化措置等) <input type="checkbox"/> 大気汚染調査、水質汚濁調査の定期的実施 <input type="checkbox"/> その他上記措置の継続

第2節 計画の内容

第1 市各部の役割分担

名称区分	手順その他必要な事項
衛生部及び支部	<input type="checkbox"/> 環境保全対策の実施 <input type="checkbox"/> 環境保全対策に関する連絡・調整
建設部	<input type="checkbox"/> 道路上の障害物除去に伴う適正処理に関する協力 <input type="checkbox"/> 建築物解体に伴う適正処理に関する協力 <input type="checkbox"/> 公共用水域及び地下水の環境保全に関する協力
上下水道部	<input type="checkbox"/> 水道取水施設の安全管理
各部共通	<input type="checkbox"/> 所管施設及び所管業務に係る環境保全対策に関する協力

第2 対策実施手順のめやす

1 有害物質に係る二次災害防止対策

項目	手順その他必要事項
緊急汚染源調査	<input type="checkbox"/> 被災により有害物質が漏えいした場合、大きな環境汚染の恐れがある主要工場については、地震発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法により緊急ヒアリングを行う。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて適切な措置を講ずるよう指導する。
被災状況調査及び緊急現地調査	<input type="checkbox"/> 被災地域を中心として、有害物質を取り扱う工場、事業場をリストアップし、被災状況を把握するためアンケート調査を実施する。 <input type="checkbox"/> そのうち主要な工場に対しては、緊急現地調査を行い、被害状況を把握するとともに、環境汚染に対する二次災害防止について技術指導を行う。
公共用水域及び地下水の監視	<input type="checkbox"/> 水道施設、温泉施設と密接な関係があることから上水道取水施設周辺水域及び温泉水源井戸の確保を最重要として監視する。 <input type="checkbox"/> 専用水道の被害状況把握及び水質検査を行い、その結果から汚濁井戸を把握し必要な対策を講ずる。

2 建築物の被災もしくは解体に伴う対策

項目	手順その他必要事項
粉塵飛散防止対策	<input type="checkbox"/> 工事現場においては、シートでカバーする。 <input type="checkbox"/> 水を確保し解体作業時に散水を必ず行う。
アスベスト飛散防止対策	<input type="checkbox"/> 解体・撤去工事を行う元請事業者は、当該建築物がアスベストを使用している可能性のある建築物であるか否かをあらかじめ確認する <input type="checkbox"/> アスベストを使用している可能性のある建築物については、工事着手前にアスベストの使用の有無等について、現地調査を実施する。 <input type="checkbox"/> 調査の結果、使用していることが判明したもの及び使用していないことが確認できない場合は、市に報告する。 <input type="checkbox"/> アスベスト使用建築物、又はアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講ずる。 <input type="checkbox"/> 事前に除去できる場合については、事前に除去する等飛散防止対策を実施する。 <input type="checkbox"/> 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合については、薬剤の散布による固化又は散水を実施する。 <input type="checkbox"/> 全壊建物で飛散の恐れがある場合は直ちにシートによる囲い込みを行う。 <input type="checkbox"/> アスベスト使用建築物、又はアスベストの使用の有無が確認できない建築物について、解体・撤去工事が完了したときは、市に報告する。
がれき等の搬出時の飛散防止対策	<input type="checkbox"/> がれき等の搬出を行う元請け事業者は、運搬時の荷台シートカバーを義務付ける。

<input type="checkbox"/> その他必要な措置を講ずる。
--

3 大気・水の監視

大規模災害が発生した場合における環境調査については、そのつど国・府・関係機関等と協議して決める。

第3 事前広報等の実施

環境保全対策の実施にあたっては、「広報京丹後被災者支援情報」、市ホームページ災害専用サイト等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。また、支部、総合相談窓口等を通じてその趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努める。具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- 環境汚染の恐れがある箇所に関する情報の市本部への提供
- できるだけ解体工事現場等の粉じんの発生する場所には近付かないこと
- 手洗・うがいの励行
- 防じんマスク着用のよびかけ
- その他環境汚染の恐れがある箇所に関する留意事項

第9章 鉄道施設応急対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震災害時における鉄道施設応急対策に関する基本指針

- 1 地震災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合、北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社は、旅客・乗客の生命・身体・財産を保護するため、安全避難、救護その他必要な措置を講ずるとともに、直ちに被害状況、代替交通手段等について、市及び関係機関に通報し、連携協力により輸送業務の早期復旧を図る。
- 2 市は、市ホームページ等を通じて鉄道施設の被災状況、復旧見込み等必要な情報提供を行うとともに、各部、各支部、他市町・府・関係機関の行う応急対策との連携、市民・事業所等への協力要請により、混乱を最小限にとどめるよう努める。

第2節 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）の計画

第1 地震発生時の列車の措置

列車の事故防止及び乗客の安全確保のため、地震発生時には、その揺れの状況に応じて次の措置をとる。

なお、停車位置によって2次災害の危険性がある場合には、可能な限り安全な場所に移動する。

- 1 地震を感知した場合で、震度4（40ガル）以上と認めたときは、直ちに列車の運行を見合わせる。
- 2 列車乗務員が運転中に地震を感知したときには、直ちに列車を停止させる。この場合、橋梁・トンネル等の場合で危険と認められたときは、安全と認められる箇所まで15km/hの速度で注意して移動する。

第2 事故復旧本部及び事故対策本部の設置

災害が発生したときは、宮津本部に事故対策本部を、災害現場に事故復旧本部を下記の場合に設置する。

- 1 災害が発生し、旅客の救護・代行輸送の手配・交通規制・事故復旧等広範にわたり、地方自治体、警察署、消防署、病院等の公共機関及び他の交通機関等の協力応援を必要とするとき
- 2 5名以上の死傷者を生じ、又は車両脱線を生じたとき
- 3 その他特に必要と認められたとき

第3 部外機関への協力要請

災害が発生した場合、部外の応援を必要と認められた場合は、要員、機材について次のとおり協力を要請する。

要請先	担当者
自衛隊	総務部長
警察署	関係部長、関係現場長
消防署	関係部長、関係現場長
市町	関係部長、関係現場長
医療機関	関係課長、関係現場長、乗務員
輸送機関	関係課長、関係現場長
関係業者	関係課長

第10章 上下水道施設応急対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (上下水道部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 上下水道施設の応急対策に関する基本指針

- 1 初期消火の重要性を考慮し、「水道」については、消火栓使用が可能となるよう地震発生直後相当の時間に関し供給を継続する。
- 2 被害甚大地域に関する情報収集は、所管の如何によらず、各施設管理者が協力・連携し「被災概要」の早期把握に努める。
- 3 復旧は、学校、病院、指定避難所などの施設から優先的に行うとともに、被害の少ない地域から順次行い早期復旧に努める。
- 4 復旧は、供給・処理施設から需要家・末端施設へ向けて行う。
- 5 市、府等行政機関並びに各ライフライン機関は、連携・協力して代替サービスの供給を行う。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～当日相当時間)	<input type="checkbox"/> 水道の火災発生地域への供給の継続並びに必要な応急措置 <input type="checkbox"/> 下水道施設の使用継続並びに必要な応急措置 <input type="checkbox"/> 地域分担に基づく「被災概要」の早期把握 <input type="checkbox"/> 詳細調査、早期復旧のために必要な体制の確立 <input type="checkbox"/> その他早期復旧のために必要な応援・協力の要請
指定避難所開設期間 (～28日目)	<input type="checkbox"/> 被災地域向代替サービスの供給 <input type="checkbox"/> 基本指針に基づく応急復旧の実施 (応急復旧のめやす) ※水道 … 期間中に応急復旧完了 ※下水道 … 期間中に応急通水完了 <input type="checkbox"/> 上下水道施設の復旧見込み、応急給水に関する広報活動並びに相談業務
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	<input type="checkbox"/> 本復旧計画の検討並びに実施 <input type="checkbox"/> 上下水道施設の本復旧計画等に関する広報活動並びに相談業務

第4 災害時ライフライン対策実施体制の確立

1 市防災会議

災害時におけるライフライン対策の効率的かつ安全な復旧が進展するよう必要に応じて、市防災会議を開催する。

2 ライフライン施設対策関係機関等連絡協議会

ライフライン施設応急復旧に係る二次災害発生の未然防止、「区域」としてのトータルな復旧の実施等を推進するため必要と認めるときは、各事業者実務担当者並びに警察署、道路管理者等を構成メンバーとしてライフライン施設対策関係機関等連絡協議会を市峰山庁舎本部内に設置する。事務局業務は総務部本部指令班が行う。

第2節 上水道施設応急対策計画

第1 応急活動体制

1 応急活動体制

大規模地震発生時は、上下水道部内に応急活動体制を指令し、本部と密接な連絡を保ちながら応急活動に対処する。

2 被害状況の収集及び伝達

取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、被害の全体像の迅速な把握に努める。有線による通信連絡が不可能な場合は、携帯電話、防災行政無線、伝令派遣その他による。とりまとめた被害状況は、本部長に報告するとともに、消防本部・署等関係各部、丹後広域振興局、警察署等関係機関に迅速に伝達する。

3 動員体制

発災時における応急給水及び応急復旧に従事する必要人員の確保を図るため、以下のとおり動員体制を確立する。

- (1) 全職員は、周囲の状況から判断し水道施設に多大の被害が発生し、もしくは発生するおそれのある場合は、自主的に参集する。
- (2) 交通機関が途絶した場合、職員は、徒歩、自転車、バイク等により可能な限り現所属又は最寄りの上下水道部の施設に参集する。
- (3) 最寄りの上下水道部の施設に参集した職員は、当該施設長の指揮命令を受ける。災害初期において、施設長が不在の場合の指揮命令は、参集した職員のうち管理職又は上席の職員がこれにあたる。施設の参集職員に不均衡が生じたときは、上下水道部長の指示に基づき職員を移動させる。

4 応援体制

市上下水道部の職員及び保有資機材等で対応が困難な場合は、府、隣接市町（水道事業者）及び関係会社等に協力を要請し、発災時の応援確保に努める。

※ 資料編 6-5-2 市指定給水装置工事業者一覧

※ 資料編 5-2-1 日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書

5 災害広報

市上下水道部は、市各部、各支部及び府と連携し、上水道にかかわる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するようにする。

第2 応急復旧体制

1 基本方針

- (1) 応急復旧は、原則として上下水道部職員の監督のもとで施工業者によって行う。
- (2) 水源施設・浄水場施設等の基幹施設の復旧を最優先で行い、逐次末端施設の復旧を行う。
- (3) 配水管路及び給水装置の復旧順位は、送水管と配水管を最優先し、次に配水小管へと適切な情報把握と実情に即した判断のもとに配水調整を行い、断水区域を限定した上で応急復旧を実施する。
- (4) 本復旧が困難なときは、応急復旧を実施し、飲料水の早期供給に努める。
- (5) 応急復旧作業は昼夜兼行で行い、災害発生の日から7日以内もしくは指定避難所開設期間内に完了させる。

2 復旧活動のあらまし

- (1) 各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。また、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。
- (2) 復旧計画に基づいて、復旧資材の手配等の出動準備を行う。
- (3) 施工業者に出勤要請を行う。ただし、宅地内給水装置の応急復旧は、原則として給水装置の所有者等から修繕依頼があったものについて、指定工事店等の協力により行う。
- (4) 応急復旧は、次により行うほか、別に定める復旧要領に基づいて行う。
 - ア 応急復旧は本復旧（原形復旧）を原則とし、これが困難なときは、施工容易な資材等をもって仮配管等による仮復旧とする。
 - イ 施工にあたっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を勘案し、最も早期に復旧可能な方法を選定する。
 - ウ 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない漏水等の軽微な被害は二次的に扱う。
 - エ 応急復旧完了後ただちに充水又は試運転を行い、洗浄及び消毒を行って速やかに通水する。
- (5) 仮復旧による応急復旧完了後は、施工可能な区域から原形復旧を実施する。

第3節 下水道施設応急対策計画

第1 応急活動体制

1 応急活動体制

第2節「上水道施設応急対策計画」を準用し行う。

2 被害状況の収集及び伝達

地震災害の発生時に、管渠・ポンプ場・処理場の各施設についての被害状況を早急に調査し、被害の全体像の迅速な把握に努める。有線による通信連絡が不可能な場合は、携帯電話、防災行政無線、伝令派遣その他による。とりまとめた被害状況は、本部長に報告するとともに、消防本部・署等関係各部、丹後広域振興局、各警察署等関係機関に迅速に伝達する。

3 災害広報

市上下水道部は、市各部、各支部及び府と連携し、下水道にかかわる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するように周知する。

第2 管渠の応急措置

- 1 下水管渠の被害に対しては、とりあえず汚水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。
- 2 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止をまねくおそれがあるので原則として応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。
- 3 枝線の被害については直接本復旧を行う。
- 4 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないようマンホール等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。

- 5 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて、現場要員、資機材の補給を行わせるものとする。

第3 下水処理場・ポンプ場等の応急措置

- 1 下水処理場・ポンプ場等が停電した場合は、ただちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期する。
- 2 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期する。

第11章 ガス施設応急対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 ガス施設の応急対策に関する基本指針

- 1 全国農業協同組合連合会(全農)等ガス供給事業者等は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、施設周辺住民に対し必要な場合の避難の指示、危険区域の設定等応急対策に万全を尽くす。あわせて、府消防保安課、消防本部・署、警察署及び市にその旨を速やかに通報する。
- 2 火災爆発等の恐れがなくなったときは、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。
- 3 市は、市ホームページ等を通じてガス施設の被災状況、復旧見込み等必要な情報提供を行うとともに、各部、各支部、他市町・府・関係機関の行う応急対策との連携、市民・事業所等への協力要請により、混乱を最小限にとどめるよう努める。
- 4 市は、ライフライン施設応急復旧に係る二次災害発生の未然防止、「区域」としてのトータルな復旧の実施等を推進するため必要と認めるときは、ガス供給事業者等に対しライフライン施設対策関係機関等連絡協議会への担当者の派遣を求める。

第2節 計画の内容

第1 非常災害体制の確立

1 動員・配備体制

ガス供給事業者等は、大規模地震災害が発生した場合は、全社的動員体制を指示する。

2 非常災害対策本部の設置

災害発生時、ガス供給事業者等は、本店に非常災害対策本部を設置するとともに、支店をはじめ各事業所内に支部を編成し、全社的な応急活動体制を確立し対応する。

第2 応急対策及び復旧対策

1 通信連絡及び情報収集

電話、携帯電話等により連絡及び情報収集にあたる。

2 復旧の順序等

復旧の順序は被害の軽微な地区から優先して供給開始を行うことを原則とするが、ガス以外の燃料が得られ難い住宅(例 高層住宅)及び市街地区を優先とする。

第3 再供給時の事故防止措置

1 供給施設の点検

ガス再供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するため、地区ガバナーの閉止の確認、中圧ラインの漏洩有無のチェック、低圧本支管の有無のチェック等の点検措置を行う。

2 需要家設備の点検

各戸の内管検査及びガスメーターの点検を実施し個別に点火試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

3 その他

その他現場の状況により適切な措置を行う。

第4 LPガス施設の場合

ガス施設に準じて行う。

第5 ガス施設事故応急対策計画

一般計画編第1部第1章第4節第4の5「大規模工場等火災、爆発等事故の場合」に準じて行う。

第12章 通信施設・電気施設応急対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 通信施設・電気施設の応急対策に関する基本指針

- 1 応急対策実施上有用であるが、被害拡大要因ともなり得る電気については、消防・警察等の要請により被害甚大地域への供給停止措置をとる。また、通電再開にあたっては、消防・警察等の要請に留意し二次災害防止に努める。
- 2 電話については、地震の発生した時間帯により即電話輻輳が想定されにくい場合は、直後1～2時間は発信規制を行わず、防災機関への通報を確保する。
- 3 被害甚大地域に関する情報収集は、所管の如何によらず、各施設管理者が協力・連携し「被災概要」の早期把握に努める。
- 4 復旧は、学校、病院、指定避難所などの施設から優先的に行うとともに、被害の少ない地域から順次行い早期復旧に努める。
- 5 復旧は、供給・処理施設から需要家・末端施設へ向けて行う。
- 6 復旧再開にあたっては、復旧によるサービス再開に伴う連携に配慮するとともに可能な限りトータルなサービスの復旧を実現するよう各ライフライン機関が相互の連携・協力体制を確立する。
- 7 市、府等行政機関並びに各ライフライン機関は、連携・協力して代替サービスの供給を行う。

第3 大規模地震時における対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～当日相当時間)	<input type="checkbox"/> 電気の被害甚大地域への供給停止措置 <input type="checkbox"/> 電話の「緊急連絡機能」確保のために必要な措置 <input type="checkbox"/> 地域分担に基づく「被災概要」の早期把握 <input type="checkbox"/> 詳細調査、早期復旧のために必要な体制の確立 <input type="checkbox"/> その他早期復旧のために必要な応援・協力の要請
指定避難所開設期間 (～28日目)	<input type="checkbox"/> 被災地域向代替サービスの供給 <input type="checkbox"/> 基本指針に基づく応急復旧の実施 (応急復旧のめやす) ※電 気 … 7日目までに応急送電完了 ※電 話 … 7日目までに応急復旧完了 <input type="checkbox"/> 通信施設・電気施設に関する広報活動並びに相談業務
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	<input type="checkbox"/> 必要な場合の被災地域向代替サービスの供給継続 <input type="checkbox"/> 基本指針に基づく応急復旧の実施 (応急復旧のめやす) ※電 気 … 発生後2か月以内仮復旧完了 <input type="checkbox"/> 本復旧計画の検討並びに実施 <input type="checkbox"/> 通信施設・電気施設に関する広報活動並びに相談業務

第4 災害時ライフライン対策実施体制の確立

1 市防災会議

災害時におけるライフライン対策の効率的かつ安全な復旧が進展するよう必要に応じて、市防災会議を開催する。

2 ライフライン施設対策関係機関等連絡協議会

ライフライン施設応急復旧に係る二次災害発生の未然防止、「区域」としてのトータルな復旧の実施等を推進するため必要と認めるときは、各事業者実務担当者並びに警察署、道路管理者等を構成メンバーとしてライフライン施設対策関係機関等連絡協議会を市峰山庁舎本部内に設置する。事務局業務は総務部本部指令班が行う。

第2節 通信施設応急対策計画

第1 設備及び回線の応急復旧措置

1 電気通信施設が地震により被災し、通信回線の機能が停止したときは、西日本電信電話株式会社の災害対策規程の定めるところにより、被災設備の復旧に関して応急の措置をとる。

2 回線の復旧順位は次のとおりとする。

順位	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第 2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第1順位、第2順位に該当しないもの（ただし、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。）

3 必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

第2 営業所等建物に対する措置

地震災害により営業所等建物が被災したときは、応急復旧措置を講じるとともに、当該建物等の迅速な復旧が困難と認められるときは、他の建物等の利用・借入れ等を行い、すみやかに業務の再開を図る。

第3節 電気施設応急対策計画（関西電力送配電株式会社）

第1 非常災害発生時の対策

1 電力融通の迅速な確保

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

2 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、災害対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

3 被害状況の収集・周知

非常災害対策本部において地震被害情報の早期把握に努め、常に被害全般を掌握し、適切な連絡を行うとともに、新聞、ラジオ、広報車等により被害状況、復旧見込み等の周知を行う。

4 被害の復旧

非常災害対策本部は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各設備等の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、市と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。

なお、送電設備、変電設備及び配電設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

第2 復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

大規模災害により市内に大規模停電が発生し、関西電力送配電株式会社（応援要請による他の電力会社等含む）が復旧作業を実施する場合の作業車両の集結地及び活動拠点として次の場所を予定する。

区分	施設の名称	備考
大規模停電復旧作業活動拠点 (作業用車両集結地、資材置 場等含む)	府丹後文化会館駐車場 (峰山町杉谷)	府丹後文化会館駐車場の使用に支障がある場合は、避難所・ヘリポート等として利用していない旧学校の社会体育グラウンド等を使用するものとする。

第13章 市の施設及び観光施設等応急対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 市の施設及び観光施設等応急対策に関する基本指針

- 1 各施設等管理者は地震情報、津波情報、気象情報、河川情報、土砂崩れ、浸水、雪崩等災害危険に関する情報の把握、周知徹底に努める。また自ら危険であることを察知した場合は、自らの判断で利用者、職員の安全避難、施設・設備の浸水防止対策、臨時休館、休業等必要な措置を実施する。
- 2 市各部及び各支部は所管する施設等の管理者が自ら適切に避難その他防災のための措置の要否を判断できるように、市が把握する災害危険に関する情報については、漏れなく連絡する。また警戒を要する時期においては、「京丹後市避難情報発令基準」に基づき、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」など多段階的に、各施設等管理者向け情報発信を行い、情報の不足・連絡不十分による逃げ遅れ等のないよう努める。
- 3 施設・設備の被災状況は、活動拠点としての役割、施設の有するサービス供給能力を發揮することが可能かどうかを中心として概要調査し把握後速やかに市本部又は最寄支部に報告する。
- 4 市は、各施設を指定避難所として開設する必要がある場合は、当該施設管理者等に対して、その旨を通報し、被災者の初期における受入れ等の業務に関する協力を要請する。
- 5 応急復旧対策の実施は、応急的な危険度判定調査、浸水・冠水状況調査その他に基づき把握された被害の程度、当該施設の当該状況における活動拠点としての必要度を踏まえ、優先順位をつけて行う。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～3日目)	<input type="checkbox"/> 利用者・入所者の安全の確保、避難誘導 <input type="checkbox"/> 施設の出火防止措置 <input type="checkbox"/> 施設の被害状況の把握と報告 <input type="checkbox"/> 立入禁止措置その他の人的危険防止のための当面の措置実施 <input type="checkbox"/> 機能確保のための必要限度内の応急復旧措置実施 <input type="checkbox"/> 建築物に関する応急危険度判定調査の実施 <input type="checkbox"/> 応急対策実施のために必要な要員、資材等の応援要請
第1次応急対策 (4日目～14日目)	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 <input type="checkbox"/> 施設・設備、備品の被害に関する詳細調査の実施 <input type="checkbox"/> 応急危険度判定調査結果及び詳細調査に基づき必要となる安全対策、応急的な補修・補強等応急復旧措置の実施 <input type="checkbox"/> 被災度区分判定調査の実施
第2次応急対策 (15日目～)	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 <input type="checkbox"/> 被災度区分判定調査結果に基づく補修・補強の要否の判定と解体又は恒久復旧の措置の検討、実施 <input type="checkbox"/> 詳細調査結果に基づく本格復旧方針の検討、実施 <input type="checkbox"/> 激甚災害の特別財政援助に関する予算措置等必要な財務処理 <input type="checkbox"/> その他必要な財政措置

第2節 計画の内容

第1 各施設等管理者の発災直後にとるべき措置

項目	手順その他必要な事項
施設利用者・入所者の安全確保	<p>□施設利用者・入所者の人命救助を第一として、避難計画に基づき、災害発生時に万全を期する。</p> <p>□館内放送、職員・従業員の案内等により、発災時における混乱の防止措置を講ずる。特にラジオ、テレビ、インターネット等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。</p> <p>□けが人等の発生時には、応急措置をとる。</p> <p>□講じた応急措置のあらましについて、市所管部、支部又は消防署もしくは警察署・交番等の関係機関を通じて市本部長へ速やかに報告する。</p> <p>□市文化施設、観光施設その他公共公益施設等において、災害が発生した場合の各種事業の続行もしくは中止の決定については、施設の管理者又は各事業統括責任者が利用者の安全確保を第一に行う。</p>
出火及び浸水防止措置	<p>□地震発生後直ちに火気の点検、消火設備・器具の点検、その他出火防止措置を講じる。</p> <p>□万一火災が発生したときは、直ちに消防署に通報するとともに、消火設備、消火器等を用いて初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期する。</p> <p>□浸水のある場合は、土のう積み等により応急的な措置を講じるとともに、市本部、支部又は消防本部・署に通報し消防団、消防隊等の出動を要請する。</p>
被災状況の把握、報告及び必要な措置の実施要請	<p>□施設の被災状況を速やかに把握し、地震時においては、発災後1時間以内にまず安否報告その他把握された限りの情報を報告する。</p> <p>□ついで1時間毎に利用者・入所者等の状況、拠点施設としての機能を果たせるかどうかを中心とした施設・設備の被害状況、周辺の被害状況等について、順次所管部に報告し、必要な措置の実施を要請する。</p> <p>□電話の輻輳その他により連絡が困難な場合は、伝令の派遣など速やかな通報を最優先する。</p>
避難者受入れの報告	<p>□避難者を受入れる必要があるとき、又は受入れたときは、直ちに市本部又は支部に報告する。</p>

第2 施設の点検基準のめやす

- 建築物の構造躯体の傾斜、損傷の有無
- 建築物・設備の浸水・冠水の有無
- 建築設備（機械設備・電気設備・放送設備）の機能点検
- 使用停止する設備（エレベーター、冷暖房、その他必要以外の電気・機械の運転）
- 受水槽等の貯水確認（受水槽等の貯水確認を行うとともに、上水を確保）
- 消防用設備等の点検・確認（防火戸、火災報知設備、屋内消火設備、消火器、避難設備等）
- 自家発電設備、可搬式発動発電機の点検

第3 応急措置のめやす

1 応急措置が可能な程度の被害の場合

危険箇所があれば緊急保安措置を実施する。

機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。

電気、水道、ガス、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、必要に応じて市所管部又は支部、協力会社等へ連絡をとり、応援を得て実施する。

2 応急措置が不可能な被害の場合

危険防止のための必要な保全措置を講ずる。

防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため必要がある場合は市所管部へ、連絡し仮設建築物の建設等の手配を行う。

電気、水道、ガス、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は直接市所管部又は支部、協力会社等へ、あるいは消防署、警察署・交番等を通じて、連絡をとり、応援を得て実施する。

3 浸水時の清掃等の実施

浸水した施設はなるべく建具、床板等を取り外し、日光の射入、空気の流通を図る。

床下の汚物、泥土を除去し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを撒布する。

泥土などで汚染された建具、床板等は、よく清浄した後クレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄する。

浸水した便所は、よく清浄した後石炭酸水（フェノール水）、クレゾール水もしくはホルマリンをもって拭浄する。または、クレゾール水もしくはホルマリンを散布する。便池には苛性石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぐ。

4 その他の留意事項

ガラス類等の危険物の処理

危険箇所への立入り禁止の表示

特に社会福祉施設については、高齢者、障がい者その他の「要配慮者」のための専用避難所として、「二次的避難の受入れ先」となることを想定し、必要な体制を準備する。

第14章 社会福祉施設応急対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (救護厚生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 社会福祉施設応急対策に関する基本指針

- 1 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における当該施設については、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応する。
- 2 各施設等管理者は地震情報、津波情報、気象情報、河川・海岸情報、土砂災害、浸水、雪崩等災害危険に関する情報の把握、周知徹底に努める。また自ら危険であることを察知した場合は、自らの判断で利用者・入所者、職員の安全避難、施設・設備の浸水防止対策、臨時休所、休館等必要な措置を実施する。
- 3 市各部及び各支部は所管する施設等の管理者が自ら適切に避難その他防災のための措置の要否を判断できるよう、市が把握する災害危険に関する情報については、漏れなく連絡する。また警戒を要する時期においては、「京丹後市避難情報発令基準」に基づき、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」など多段階的に、各施設等管理者向け情報発信を行い、情報の不足・連絡不十分による逃げ遅れ等のないよう努める。
- 4 施設・設備の被災状況は、活動拠点としての役割、施設の有するサービス供給能力を発揮することが可能かどうかを中心として概要調査し把握後速やかに市本部又は最寄支部に報告する。
- 5 市は、各施設を高齢者、障がい者その他の「要配慮者」のための専用避難所として開設する必要がある場合は、当該施設管理者等に対して、その旨を通報し、被災者の初期における受入れ等の業務に関する協力を要請する。
- 6 応急復旧対策の実施は、応急的な危険度判定調査、浸水・冠水状況調査その他に基づき把握された被害の程度、設備の必要度を踏まえ、優先順位をつけて行う。
- 7 その他第13章「市の施設及び観光施設等応急対策計画」に準じて行う。

第2節 計画の内容

第1 災害対策規定の整備

社会福祉施設は、地震、台風、火災等の災害発生に対応するため、防災機構、災害対策活動等を定めた災害対策規定を策定する。

第2 防災対策の実施

社会福祉施設は、各施設の災害対策規定、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練等を実施するとともに、最低必要な食料、生活必需品、防災資材等を備蓄する。

第3 避難措置等

- 1 災害発生時においては、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規定、消防計画に基づき地域住民、消防等関係機関等の協力を得て敏速に安全な場所に避難させ、又は被災状況に応じて施設入所の継続に努めるものとする。
- 2 通所施設にあっては、実情に応じ臨時休所（園）とする。ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難場所としての活用に努めるものとする。

第4 防災関係機関との連携

施設長は、市本部又は支部、丹後保健所等防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係機関の指導、連携のもと組織的な応急活動態勢の確立に努めるものとする。

第5 非常災害支援協定の整備

大規模地震災害発生の場合は、近隣の異業種施設を含む他施設と連携し、対応できるよう相互に非常災害支援協定を策定する。

※ 資料編6-3-1 社会福祉施設等の現況

第3節 施設の復旧

第1 市営施設の場合

被害の状況の報告を待って現地調査を実施するとともに、府の指導助言を得て、被害額、復旧方法等の調査を行い、調査結果に基づき、復旧計画にあたるものとする。

また、入所者の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の徹底を図る。

なお、被災施設の復旧が長期にわたる恐れのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設への転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行う。

第2 私営施設の場合

府が法人より被害状況の報告を得て、実施する復旧等について指導助言を行う。

入所者の安全及び保健管理については、府が関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行うものとする。

なお、被災施設の復旧が長期にわたる恐れのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設への転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、府は施設長に対し指導助言を行う。この場合、施設長は措置の実施者との緊密な連携を図るものとする。市は、これらに協力する。

第3 補助金及び融資

区分	内容
補助金	<input type="checkbox"/> 公益財団法人 J K A 等の非常災害復旧事業補助金
融資	<input type="checkbox"/> 独立行政法人福祉医療機構が行う融資 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第15章 農林水産施設応急対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (農林水産部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 農林水産施設応急対策に関する基本指針

地震災害により農林水産用施設が被災した場合には、その被害の拡大や2次災害の発生を防止し、また、適切な応急措置を実施して、農林水産業の生産が迅速に元の形態に復するよう計画的に行う。

第2節 計画の内容

第1 農業用施設

- 府丹後広域振興局と連携し、農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。
- 出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、速やかに消防、警察、農協・漁協等関係機関・団体と連絡をとり、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。
- 管理施設（頭首工、揚水機場、樋門、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずる。

第2 林業用施設

- 府丹後広域振興局と連携し、林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。
- 被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立ち入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。
- 施設ごとの被災状況に基づいて、関係機関に対し応急復旧の計画策定、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずるよう促進する。

第3 畜産施設

- 大地震の発生に際して、畜舎及び管理施設等が破損する等の被害を受け、家畜の逃亡、斃死、病気の発生等が生じた場合は、府丹後広域振興局、丹後家畜保健衛生所と連携し、その実態を早急に把握して、関係機関に連絡するとともに、その協力を得て適切な応急措置を講ずる。
- 丹後農業改良普及センター、丹後農業研究所、農協等関係機関並びに府丹後広域振興局と連携をとり、家畜の斃死、病気の発生又はその恐れがあるときは、斃畜の処分並びに予防接種、薬剤散布等を行って家畜の病気の発生又は蔓延を防止する措置を講ずる。
- 被災地域における家畜飼料を確保するために、府丹後広域振興局、農協等関係機関・飼料販売業者の協力を得る。

第4 漁業用施設

- 府水産事務所、漁協等と連携し、漁港施設、養殖施設等の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。
- 被害が拡大し周辺地域に危険が及ぶ恐れがあるときは、立ち入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。
- 施設ごとの被災状況に基づいて、関係機関に対し応急復旧の計画策定、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずるよう促進する。

第5 治山施設

- 地震により堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときは、府丹後広域振興局と連携し、早急に現場の被災状況を点検調査し、消防、警察関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。
- 被害の程度が甚だしく、また雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。
- 施設ごとの被災状況に基づいて、関係機関に対し応急復旧の計画策定、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずるよう促進する。

第16章 文化財等の応急対策

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (教育部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 地震時における文化財等応急対策に関する基本指針

- 1 出火防止のための火気の点検、消火設備・器具の点検その他を行う。万一火災が発生したときは、直ちに消防署に通報するとともに、消火設備、消火器具等を活用し初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期する。
- 2 地震によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合はその救助を優先して行う。
- 3 文化財は、地域の経てきた長い歴史の中で過酷な自然的条件と、戦乱その他厳しい社会的条件の中で現在まで伝えられたものであり、未永く、少なくとも現状のまま保存し伝えるべき貴重な宝ものと位置付け、必要な保全措置を講じる。

第2節 計画の内容

第1 文化財保護のための初動措置

- 1 大規模な地震が発生した場合、教育部内に文化財被害調査担当職員を配置する。
- 2 市内文化財の被害の有無・程度に関する情報の収集・とりまとめ、府教育委員会、文化庁等関係機関・団体との連絡・調整業務、文化財救出・保護のための他自治体派遣応援職員、史料レスキュー等専門ボランティアの受入れ等にあたる。

第2 応急対策のめやす

項目	手順その他必要な事項
文化財施設の保護	<input type="checkbox"/> 文化財施設に火災が発生した場合、その所有者又は管理者は直ちに消防署へ通報する。また被災の防止、拡大防止に努める。 <input type="checkbox"/> 消防署等関係機関及び当該地区区長は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を講ずる。 <input type="checkbox"/> 被害が小さいときは、所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。 <input type="checkbox"/> 被害が大きいたときは、損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。 <input type="checkbox"/> 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。 <input type="checkbox"/> 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管建築物に被害が発生した場合で、所有者又は管理者が収納スペースを用意できないときは、管理体制及び設備の整った公共施設に仮保管、又は寄贈先あっせん等の措置を講ずる。 <input type="checkbox"/> 文化財に被害が発生した場合、府指定の文化財にあつては府教育委員会に、国指定の文化財にあつては、文化庁へ報告する。 <input type="checkbox"/> 被害調査、応急修理、修復のための専門家の派遣協力を要請する。
埋蔵文化財に関する 応急措置	<input type="checkbox"/> 府、国等に要請し、他都道府県等の発掘調査担当技師による調査支援体制を確立する。 <input type="checkbox"/> 発掘に関する費用は、災害復旧事業として認定されるよう国・府に要請し、原則として、地権者の負担がないように努力する。 <input type="checkbox"/> その他文化財保護法に基づく周知遺跡に関するガイドラインに準ずる取扱いを行う。 <input type="checkbox"/> 災害復旧事業として認定された事業など、そのつど定める要件を備える案件については、公費負担により行うこととするよう府・国等に要請する。

※ 資料編 1 - 8 指定文化財一覧

第4部 被災者救援に関する対応計画

第1章 医療助産計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (救護厚生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 災害時医療救護対策に関する基本指針

- 1 大規模な地震発災直後においては、医療救護要員・医療資機材・医薬品及び後方医療機関（市外における高度医療機関）の最大限確保・供給体制の迅速な確立を最優先とする。
- 2 市立病院は、市における高度医療機関として、緊急に救命処置を施すべき重症患者の受入れを最優先とし、外来患者の受付中止その他必要な措置をとる。
- 3 同時多発的な被害発生に対応するため、北丹医師会等の協力により国保診療所及び峰山、網野各中学校並びに旧宇川中学校のうち設置可能な施設に救護所を設置し、重症患者のトリアージ、市立病院等災害時地域中核病院への搬送依頼など、救護所を医療救護サービスの地域医療拠点とする。
- 4 災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行をスムーズに行う。
- 5 こころのケア対策を適切に行う。
- 6 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	<input type="checkbox"/> 市立病院等市内外高度医療機関の確保 <input type="checkbox"/> 重症者の市立病院等高度医療機関への搬送 <input type="checkbox"/> 救護所における地域医療救護活動の展開 <input type="checkbox"/> こころのケア対策の着手 ※重症患者の救命医療、後方医療機関への救急搬送最優先
救護所開設期間 (8日目～14日目)	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な場合における上記の措置の継続 <input type="checkbox"/> 指定避難所における感染症対策及び被災者の健康管理 <input type="checkbox"/> その他市内における医療サービス供給機能低下を補完するための地域医療救護活動の展開 <input type="checkbox"/> こころのケア対策の展開 ※指定避難所及び周辺被災地域における被災者の健康管理に重点移行
救護所閉鎖以降 (15日目～)	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な場合における上記の措置の継続 <input type="checkbox"/> 救護所閉鎖後の医療対策班の指定避難所巡回 <input type="checkbox"/> 仮設住宅等被災者の健康管理（対策班の巡回等） <input type="checkbox"/> 市内医療機関の再開支援措置等による復旧促進 <input type="checkbox"/> 長期的こころのケア対策の着手 ※平常時医療救護体制へのスムーズな移行と「こころのケア」対策に重点移行

第2節 災害時医療救護対策のめやす

第1 市その他各部及び支部の役割分担

名称区分	手順その他必要な事項
各病院部	<input type="checkbox"/> 災害時地域中核病院としての体制確保 <input type="checkbox"/> 基幹災害拠点病院、丹後医療圏地域災害拠点病院との連絡確保 <input type="checkbox"/> 広域的な救急搬送受入先としての後方支援病院の確保 <input type="checkbox"/> 担当救護所への救護班派遣
消防署部及び消防団部	<input type="checkbox"/> 救急車両、担架等による搬送 <input type="checkbox"/> 他自治体等消防機関への救急車両の応援出動要請
支部	<input type="checkbox"/> 救護所の開設、運営事務 <input type="checkbox"/> 市有車等による患者搬送、要員・医療用資機材輸送
総務部	<input type="checkbox"/> ヘリコプターの出動要請 <input type="checkbox"/> その他重症者搬送及び緊急輸送に関する府・国等との連絡・調整
上下水道部	<input type="checkbox"/> 市立病院等災害時地域中核病院への水の供給
各部共通	<input type="checkbox"/> 所管施設及び所管業務に係る医療救護対策に関する協力
府	<input type="checkbox"/> 災害派遣医療チームの派遣 <input type="checkbox"/> 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンの活動 <input type="checkbox"/> 広域医療搬送拠点の設置

第2 救護厚生部が発災直後にとるべき主な措置

項目	手順その他必要な事項
北丹医師会、歯科医師会への連絡	<input type="checkbox"/> 災害時医療救護体制確立の要請 <input type="checkbox"/> 救護所への医師、歯科医師派遣の要請 <input type="checkbox"/> 市内被害状況及び市本部体制の現況に関する情報の提供
薬剤師会等薬局・薬店への連絡	<input type="checkbox"/> 災害時医療救護体制確立の要請 <input type="checkbox"/> 救護所への薬剤師派遣の要請 <input type="checkbox"/> 医薬品・医療用資機材の供給協力の要請
救護所の設置	<input type="checkbox"/> 各設置予定施設における設置場所の確保指示（→支部、各病院部） <input type="checkbox"/> 救護所設営要員の派遣（→支部、各病院部）
関係各部、府等への協力要請	<input type="checkbox"/> 災害時医療救護体制に関する市ホームページ災害専用サイトへの記載等広報活動の要請（→総務部） <input type="checkbox"/> 資機材・設備・水道水等の提供協力の要請（→上下水道部等） <input type="checkbox"/> 府により編成される医療救護班の派遣要請（→丹後保健所） <input type="checkbox"/> 府からの要請により編成される医療救護班（日本赤十字社京都府支部、京都府医師会）の派遣要請 <input type="checkbox"/> その他の協力要請（→その他各部・関係機関）
市立病院等高度医療機関の確保	<input type="checkbox"/> 市立病院の現況把握及び重症者受入れ要請（→各病院部） <input type="checkbox"/> 丹後中央病院、丹後ふるさと病院の現況把握及び重症者受入れ要請 <input type="checkbox"/> 市外高度医療機関の確保（受入れ要請）（→丹後保健所等）
搬送体制の確立 ※総務部を通じて	<input type="checkbox"/> 搬送拠点の確保（ヘリポートの確保） <input type="checkbox"/> 救急車両他搬送用車両の確保 <input type="checkbox"/> ヘリコプターの確保（官・民）（→府災害対策課・自衛隊等）
報道機関等広報対応 ※総務部を通じて	<input type="checkbox"/> 各種報道機関への医療救護体制に関する放送枠、紙面提供協力要請
医療救援担当チームの編成	<input type="checkbox"/> 北丹医師会等関係団体との連絡調整 <input type="checkbox"/> 市各部及び支部、防災関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 救護所への医薬品・医療資機材・水等の供給のとりまとめ <input type="checkbox"/> 市立病院等災害時地域中核病院の要請に基づく医薬品・医療資機材・水等の供給のとりまとめ <input type="checkbox"/> 市民等による電話問合せ等への対応

第3 救護所における医療救護対策実施のめやす

項目	手順その他必要事項
設置場所	<input type="checkbox"/> 6 国保診療所・峰山中学校、網野中学校及び旧宇川中学校の9箇所のうち設置可能な施設 <input type="checkbox"/> 必要に応じて災害現場その他本部長（市長）が必要と認めた場所
活動体制	<input type="checkbox"/> 救護所1か所に対して、原則として医師2名以上が出動する。 <input type="checkbox"/> 医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じてそのつど定めるが、おおむね災害発生の日から14日以内とする。
医療救護のめやす	<input type="checkbox"/> 傷病者の傷害等区分の判別（トリアージ） <input type="checkbox"/> 傷病者のトリアージ <input type="checkbox"/> 市立病院・後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 <input type="checkbox"/> 傷病者に対する応急処置、転送困難な患者、軽症患者等に対する治療 <input type="checkbox"/> 死亡の確認及び死体の検案
助産救護のめやす	<input type="checkbox"/> 対象者は、災害のため助産の途を失い、災害発生の日又は以後7日以内に分べんした人とする。被災の有無及び経済力の如何を問わない。 <input type="checkbox"/> 救護の範囲は分べんの介助、分べん前・分べん後の処理、脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料の支給とする。
こころのケア対策について	<input type="checkbox"/> 府並びに関係機関・団体等と連携し、巡回精神医療救護班を編成し、指定避難所に在住する被災者や自宅周辺に滞在する市民へのこころのケア対策に努める。 <input type="checkbox"/> 市峰山本庁舎内に設置される災害時総合相談窓口を通じて行う。
経費の負担について	<input type="checkbox"/> 災害救助法の適用を受けた場合は府負担（限度額以内）とする。 <input type="checkbox"/> その他の場合は市負担とする。

第4 市立病院等高度医療機関確保手順のめやす

項目	手順その他必要事項
市立病院等災害時地域中核病院の確保	<input type="checkbox"/> 被災状況の把握 <input type="checkbox"/> 患者緊急受入れのためのベッド、要員確保要請 <input type="checkbox"/> 災害時救急医療機能を果たすために供給が必要な物資等の把握（医薬品、医療用資機材、診療材料、医療用ガス、水、燃料、通信手段等） <input type="checkbox"/> 上記事項に関する市本部への通報要請 <input type="checkbox"/> 外来患者受付の中止要請 <input type="checkbox"/> その他災害時救急医療機能を果たすために必要な措置
後方医療機関の確保 ※丹後保健所を通じて	<input type="checkbox"/> 基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）、丹後医療圏地域災害拠点病院（京都府立医科大学附属北部医療センター）等への受入れ要請 <input type="checkbox"/> 指定外で受入れ可能な総合病院・専門病院への受入れ要請 <input type="checkbox"/> 近接府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、福井県）への受入れ要請 <input type="checkbox"/> その他都道府県への受入れ要請 <input type="checkbox"/> 府に対する連絡が困難な場合は、国又は該当都道府県もしくは各病院に直接要請する。この場合、事後速やかに府に報告する。

第5 重症者等搬送手順のめやす

項目	手順その他必要事項
被災現場から拠点救護所までの搬送	<input type="checkbox"/> 消防署部及び消防団部が、警察署、区、ボランティア等の協力を得て車両もしくは担架による搬送を実施する。

項目	手順その他必要事項
救護所から市立病院等災害時地域中核病院及び後方医療機関（収容医療機関）への搬送	<input type="checkbox"/> 消防署救急車の配車・搬送 <input type="checkbox"/> 消防署以外の救急車類似車両を市立病院に集結させ搬送 <input type="checkbox"/> 市有車又は各救護所担当職員が使用している自動車により搬送 <input type="checkbox"/> 府、民間航空事業者に要請しヘリコプターを可能な限り多数確保して搬送
その他の留意事項	<input type="checkbox"/> 消防署部及び消防団部は、関係各部の協力を得るとともに、各救急隊員等からもたらされる情報を整理し、日々刻々変化する市内の道路状況に関し「当日道路状況図」を作成し搬送要員に配布するよう努める。 <input type="checkbox"/> 搬送に使用した車両については、搬送終了後の「帰り」を空車とすることのないよう、医薬品、手術用具、看護衣・ズボン・予防衣（着替用）等必要な物資の補給活動に活用するよう運用に留意する。

第6 医薬品・資機材等の確保

1 確保すべき医薬品・資機材のめやす

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、薬品、診療材料、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	輸液、薬品
慢性疾患用	指定避難所開設が長期化する頃（8日目以降をめやすとする）	慢性疾患患者等への対応

2 対策実施手順のめやす

項目	手順その他必要事項
医薬品・医療用資機材等の確保・供給	<input type="checkbox"/> 各医療救護班が医療・助産救護のために使用する医療器具及び医薬品、医療用ガス等が不足したときは、納入業者に協力を要請するほか薬剤師会、丹後保健所等と連携し補給を行う。 <input type="checkbox"/> 輸血用血液が必要な場合については、丹後保健所を通じて、日赤府支部（府赤十字血液センター）などに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。
水の確保・供給	<input type="checkbox"/> 水は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため市立病院等災害時地域中核病院については、災害発生後ただちに水の確保状況を照会し、水の供給に万全を期する。
電気の確保・供給	<input type="checkbox"/> 電気は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、電気の供給が停止した場合、関西電力送配電株式会社が最優先で通電再開を行うよう、あらかじめ救護所の設置状況、市立病院等災害時地域中核病院について、その旨要請しておく。 <input type="checkbox"/> 市立病院等災害時地域中核病院については、災害発生後ただちに市が電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は関西電力送配電株式会社に対し、移動電源車の出動を要請する。 <input type="checkbox"/> 市立病院等災害時地域中核病院から要請があった場合は自家発電機用の燃料の供給を行う。

項目	手順その他必要事項
電話その他の通信手段の確保・供給	□電話その他の通信手段は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、特に市立病院等災害時地域中核病院に関して、電話の使用が困難になった場合は、西日本電信電話株式会社に対し、携帯電話・災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。

第7 こころのケア対策実施上の基本的考え方、基本指針

1 基本的考え方

- 1995年1月阪神・淡路大震災の経験は、地震により身体的な外傷を受けなかった住民も含め、被災地のすべての住民が何らかの心的外傷を負うということを改めて明らかにした。
- また精神科治療中の患者や治療歴のある患者の症状を急激に悪化させること、さらに復旧活動に従事した職員や被災地外からかけつけたボランティアに「抑うつ状態」や「燃え尽き症候群」などが発生することを明らかにした。
- こころのケア対策については、初期段階における適切な措置と、その後の長期的なケアサービスの実施により、かなりの割合で「心的外傷体験」が「心的外傷後ストレス障害」(Post Traumatic Stress Disorder)といわれる精神障害にまで悪化することを防止できていることがわかっている。
- しかし同時に、被災地においては一般市民だけでなく「こころのケア対策」に関する専門家自身も被災者となる。医療救護対策と同様、災害発生直後から急激に高まり発生する圧倒的な救援サービスニーズと市域の有する専門的救護サービス供給能力低下というアンバランスな条件下で「立ち上げ」を行わざるを得ないという困難な問題を抱える。

これらのことから、以下の基本指針を設定する。

2 基本指針

- こころのケア対策を必要とする対象者は、被災した市民及びボランティアを含む救援活動従事者すべてとする。
- 可能な限り迅速かつ全域的なサービス供給体制をもって精神科救急医療救護活動を実施する。
- 「心的外傷」に関する啓発活動を行い全体としての「精神障害発症例」の最小化を図る。
- 広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく応援受入れ体制と医療連携ネットワークを確立する。
- 長期的なこころのケア対策実施体制を確立する。

第2章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (救護厚生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 要配慮者救援対策に関する基本的考え方、基本指針

- 1 要配慮者の救援対策は、一般健常者に対する救援対策に優先して実施する。
- 2 日本語を解しない外国人向けの救援対策が周知徹底されるよう、通訳・翻訳ボランティアを確保し、広報・広聴活動に万全を期する。また、食生活文化上の相違による二次的災害が発生しないよう配慮するよう努める。
- 3 市は、対策の実施にあたって、各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、民生児童委員、市内社会福祉施設等福祉関係者に加え、他市町村・都道府県、要配慮者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等にも広く協力を求める。
- 4 市民・事業所に対して、市・府等行政機関の行う、要配慮者等救援対策の優先的な実施について、迅速かつ適切な広報活動を展開し理解を求めるとともに、介助ボランティアその他の参加協力を要請する。
- 5 警戒を要する時期においては、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等については、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直前・直後の緊急措置 (～7日目)	<input type="checkbox"/> 要配慮者の安否確認・所在把握 <input type="checkbox"/> 指定避難所その他所在地における応急的な介助支援 <input type="checkbox"/> 要配慮者専用避難所の確保並びに必要な移送措置 <input type="checkbox"/> 要配慮者専用施設の確保並びに必要な移送措置 <input type="checkbox"/> 指定避難所その他所在地における設備の補修・新設 <input type="checkbox"/> 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 <input type="checkbox"/> 要配慮者向け住宅供給の推進 <input type="checkbox"/> 要配慮者向け広報活動並びに相談業務 <input type="checkbox"/> 必要な場合の関係機関等連絡協議会の設置・運営
指定避難所開設期間 (8日目～28日目)	<input type="checkbox"/> 指定避難所その他所在地における設備の補修・新設 <input type="checkbox"/> 指定避難所その他所在地における巡回ケアサービス <input type="checkbox"/> 要配慮者専用避難所の確保並びに必要な移送措置 <input type="checkbox"/> 要配慮者専用施設の確保並びに必要な移送措置 <input type="checkbox"/> 要配慮者向け住宅供給計画の作成並びに建設等 <input type="checkbox"/> 要配慮者向け広報活動並びに相談業務 <input type="checkbox"/> 設置した場合の関係機関等連絡協議会の運営
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	<input type="checkbox"/> 仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス <input type="checkbox"/> 長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置並びに平常時地域福祉システムへの移行計画の検討 <input type="checkbox"/> その他要配慮者に関する広報活動並びに相談業務 <input type="checkbox"/> 設置した場合の関係機関等連絡協議会の運営

第2節 計画の内容

第1 避難行動要支援者等救援対策実施体制

1 市・関係機関・協力団体等の役割分担

名称区分	役割のあらまし
市	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難誘導及び安否確認並びに安全確保 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 被害が予想される地震が発生した場合、府との連携のもとに、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあつては避難支援等を実施する者）の同意の有無に関わらず、避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。 <input type="checkbox"/> 避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。 <input type="checkbox"/> 指定避難所その他所在地における介助支援の実施 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者専用避難所及び避難行動要支援者専用施設の確保並びに移送 その他必要な措置の実施 <input type="checkbox"/> 指定避難所その他所在地の設備の補修・新設 <input type="checkbox"/> 指定避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施 <input type="checkbox"/> 災害時総合相談窓口の設置・運営 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者向け住宅供給ニーズの把握 <input type="checkbox"/> その他市民との対応 <input type="checkbox"/> 関係機関等連絡協議会の設置・運営
府	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者等救援対策実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者専用避難所及び避難行動要支援者専用施設の確保のための支援 <input type="checkbox"/> 精神障がい者の安否確認、安全確保並びに介助支援に関して必要な措置 <input type="checkbox"/> 人工透析対象者その他難病患者の安否確認、安全確保並びに介助支援に関して必要な措置 <input type="checkbox"/> 災害時の手話通訳、外国語通訳、翻訳ボランティア確保のための各団体との連絡等支援 <input type="checkbox"/> 災害救助法に基づく避難行動要支援者向け住宅供給計画の作成並びに建設 <input type="checkbox"/> 市が行う避難行動要支援者向け広報活動並びに相談業務に関する協力 <input type="checkbox"/> その他市が行う対策に関する全面的協力
国・防災関係機関等	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者等救援対策実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者専用避難所及び避難行動要支援者専用施設の確保のための支援 <input type="checkbox"/> その他府・市が行う対策に関する全面的協力

名称区分	役割のあらまし
市社会福祉協議会その他要配慮者等支援関係団体・事業所等	<input type="checkbox"/> ボランティアセンターの開設・運営 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の安否確認並びに安全確保に関する協力 <input type="checkbox"/> 指定避難所その他所在地の介助支援への協力 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者専用避難所及び避難行動要支援者専用施設の運営並びに移送 その他必要な措置の実施の協力 <input type="checkbox"/> 被災者からの介助支援依頼への最大限対応 <input type="checkbox"/> 市が行う避難行動要支援者向け相談業務に関する協力 <input type="checkbox"/> その他国・府・市が行う対策に関する全面的協力
自治会・自主防災組織・NPO・ボランティア等	<input type="checkbox"/> 地域における避難行動要支援者の安否確認並びに避難の支援 <input type="checkbox"/> 指定避難所その他地域における介助支援 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者専用避難所及び要避難行動要支援者専用施設への移送その他 必要な措置の実施への協力 <input type="checkbox"/> ケア制度その他行政等支援メニューの説明 <input type="checkbox"/> 行政サービス各種申込書の配布 <input type="checkbox"/> その他避難行動要支援者等救援対策に必要な措置 <input type="checkbox"/> 市・各防災機関・関係団体等との連絡・協議

2 関係機関等連絡協議会

市は、市社会福祉協議会、府・国・協力団体・市民と連携・協力し、避難行動要支援者等救援対策を統一かつ適切に行うため、必要に応じて関係機関等連絡協議会を設置する。あわせて、各救援対象区分別に関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。関係機関等連絡協議会の事務局業務は救護厚生部福祉救援班が行う。

第2 高齢者、障がい者、乳幼児向け救援対策上配慮を要する点

1 高齢者

- 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、ボランティア等の協力も得て、指定避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。
- 高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。
- 管内の高齢者福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが速やかに提供できる体制の確保に努める。
- 高齢者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の高齢者福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合市町村間及び他府県との調整には府があたる。
- 高齢者の健康管理には特に留意する。
- 指定避難所及び仮設住宅の建設にあたっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

2 障がい者

- 指定避難所設営のための資材として、誰もがわかりやすいサイン（案内表示）、障がい者用トイレ、車椅子などの福祉機器、視覚障がい者や聴覚障がい者のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ速やかに指定避難所に提供する。
- 手話通訳者等のボランティアの協力を得て、個別ルートも含め視覚障がい者や聴覚障がい者との情報伝達システムの確立を図る。
- 指定避難所及び在宅障がい者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
- 管内の障がい者福祉施設等と連携し、障がい者に必要な保健福祉サービスが速やかに提供できる体制

の確保に努める。

- 障がい者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の障がい者福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合市町村間及び他府県との調整には府があたる。
- 障がい者の健康管理には特に留意する。
- 指定避難所及び仮設住宅の建設にあたっては、段差の解消や障がい者用トイレの設置など障がい者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

3 児童

- ほ乳びん、粉・液体ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。
- 指定避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。
- 要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、状況に応じ府に協力を求める。児童相談所は、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うとともに、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。
- 児童相談所を中心に、保健所と連携し被災児童のメンタルヘルスカケアを実施する。

4 妊婦

- 妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。また、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。
- 府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- 健康管理には特に留意することとし、府と連携し、「第4部第3章第3節避難者健康対策」により対策を講じる。
- 助産を実施する場合は、「第4部第1章医療助産計画」により対策を講じる。

5 外国人

- 大規模災害発生時には、「京都府災害多言語支援中核センターの設置・運営に関する協定」に基づき、府及び公益財団法人京都府国際センターが市及び京丹後市国際交流協会等と連携・協働し、外国人住民への支援を円滑に実施できる体制を整える。
- 府及び京丹後市国際交流協会との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- 府及び京丹後市国際交流協会の連携のもとに、広報・広聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。
- 指定避難所及び仮設住宅の設置・運営にあたっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。
- 在住外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に努める。

※ 資料編 6-3-1 社会福祉施設等の現況

※ 資料編 6-2 指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

第3章 避難所開設・運営計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (救護厚生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 避難所の開設・運営に関する基本指針

- 1 市は、災害の状況により必要に応じて、災害から緊急に逃れるための指定緊急避難場所、要配慮者を受け入れるための福祉避難所、一定期間滞在するための指定避難所（この章で「避難所」という。）を開設し、それぞれ避難者（被災するおそれのある人、被災者、帰宅困難者等）を収容保護するとともに、自治会等が自主的に運営する地区避難所の開設を要請する。避難所が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。この場合、災害の状況に応じ土砂災害や浸水害のおそれのない場所の施設を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。

大規模災害などにより要配慮者のために必要がある場合は、被災地以外の地域にあるものも含め、民間の賃貸住宅、旅館、ホテル等を借り上げて実質的に福祉避難所として開設する等、多様な避難所の確保に努める。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- 2 市は、市が開設する避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- 3 災害救助法による指定避難所の開設期間は発災後1週間（7日間）とする。総合的な復旧対策、救援対策の実施により逐次退所できるよう促進し期間内に完了するよう努める。

ただし、大規模地震発生時においては、発災後4週間（28日間）以内を目標とする。4週間を超え長期化する見込みの場合もしくはその後に必要となる住宅に関する救援措置は、仮設住宅の建設等応急的な住宅供給により行う。
- 4 市が開設する避難所の実務は、市支部所属職員が必要に応じ、自治会、自主防災組織、避難者などの関係者と相互に協力して行う。

ただし、災害の状況により指定避難所となった施設の学校教職員は、指定避難所開設当初1週間をめやすとして、市職員に協力し、指定避難所の運営要員となる。
- 5 避難所ごとにそこに収容されている避難者にかかる情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府等へ報告を行う。

また、在宅での避難者については、高齢者、障害者等多様な属性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市に提出するものとする。
- 6 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。
- 7 発災直後避難者の受け入れにあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等の要配慮者を優先し、夏は涼しいところ、冬は暖かいところ、トイレに近いところを確保する。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2日目以降の高齢者、障がい者、傷病者の収容については、可能な限り専用避難所もしくは専用施設等へ移送する。やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置をとるよう努める。
- 8 避難生活の長期化による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化や生活環境の激変に伴う心身の変化に対しては、迅速に対応し避難者の健康保持を図る。

- 9 市は、避難所の運営に関し、開設が長期化した場合に備え、あらかじめ市と自治会の負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてのルールなどを提示した避難所運営マニュアルを作成する。
- 10 指定避難所開設期間中に必要となる業務は、可能な限り自治会等もしくは避難者自身による。そのため、区長等もしくは避難者の代表者からなる指定避難所運営委員会を結成するよう要請する。その際、避難所運営マニュアル等を参考として役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるように留意する。また、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 11 指定避難所が不足する場合には、府並びに関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の確保、野外受入れ施設（テント等）の確保・調達等により対応する。

第3 市・関係機関・協力団体等の役割分担

名称区分	役割のあらまし
市	<input type="checkbox"/> 避難所開設・運営要員の派遣、各種記録の整備 <input type="checkbox"/> 避難所の管理、入所者の保護、入所者向け救援サービスの実施 <input type="checkbox"/> 避難所内における各種情報の提供、広報活動の実施 <input type="checkbox"/> 必要な場合の発災後5日以内の指定避難所開設期間延長の府への要請 <input type="checkbox"/> 避難所開設・運営のための資機材、生活救援物資等の確保・供給 <input type="checkbox"/> 必要な場合の指定避難所施設利用に関する強制命令の府への要請
府	<input type="checkbox"/> 市の要請に基づく指定避難所開設期間の延長承認（災害救助法による） <input type="checkbox"/> 市の要請に基づく指定避難所開設・運営のための資機材、生活救援物資等の確保・供給 <input type="checkbox"/> 市の要請に基づく指定避難所施設利用に関する強制命令の執行 <input type="checkbox"/> スムーズな指定避難所縮小・閉鎖のために必要な業務に関する支援 <input type="checkbox"/> 市がその機能を発揮できない場合の権限代行 <input type="checkbox"/> その他市が行う対策に関する協力
警察署	<input type="checkbox"/> 指定避難所における秩序の安定 <input type="checkbox"/> その他市が行う対策に関する協力
国	<input type="checkbox"/> 災害救助法による指定避難所開設・運営のために必要な手続きの実施 <input type="checkbox"/> 府の指定避難所開設・運営のための資機材、生活救援物資等の確保・供給に関する支援 <input type="checkbox"/> スムーズな指定避難所縮小・閉鎖のために必要な業務に関する支援 <input type="checkbox"/> その他府・市が行う対策に関する全面的協力
ライフライン事業者等防災関係機関	<input type="checkbox"/> 指定避難所における通信手段の確保に関する協力（公衆電話の設置含む） <input type="checkbox"/> 指定避難所における電気、水道、ガス、水道の優先的応急復旧の実施 <input type="checkbox"/> スムーズな指定避難所縮小・閉鎖のために必要な業務に関する支援 <input type="checkbox"/> その他府・市が行う対策に関する協力
学校教職員、PTA保護者会、学校医	<input type="checkbox"/> 指定避難所開設初期及び閉鎖期における必要な業務の実施協力 <input type="checkbox"/> 指定避難所における「応急教育」「こころのケア」「健康管理」等児童・生徒向け救援対策の実施に関する協力 <input type="checkbox"/> その他指定避難所の開設・運営に関する協力
市社会福祉協議会その他被災者支援団体	<input type="checkbox"/> 各種ボランティアの確保 <input type="checkbox"/> その他指定避難所の開設・運営に関する支援 <input type="checkbox"/> スムーズな指定避難所縮小・閉鎖のために必要な業務に関する支援

名称区分	役割のあらまし
区長等	<input type="checkbox"/> 指定避難所開設初期及び閉鎖期における必要な業務の実施協力 <input type="checkbox"/> 指定避難所運営委員会の結成等指定避難所の管理・運営に関する協力 <input type="checkbox"/> 入所者の要望、意見のとりまとめ <input type="checkbox"/> その他入所者と、市本部・支部、関係機関・団体等との連絡・調整

第2節 避難所の開設・運営及び閉鎖

第1 開設・運営手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
避難所の開門等	<input type="checkbox"/> 避難所の開設は、原則として、本部長又は支部長の指示により行う。 <input type="checkbox"/> 突発的な地震発生により必要となった場合は、支部職員又は居あわせた当該施設所属職員（学校教職員を含む）が施設入口（門）の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。 <input type="checkbox"/> すでに避難者が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、とりあえず体育館や大会議室など広いスペースに誘導し避難者の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱防止に努める。
要配慮者優先スペース及びその他居住区域の割り振り	<input type="checkbox"/> 避難した市民の受入れスペース（教室）の指定にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先し、夏は涼しいところ、冬は暖かいところ、トイレに近いところを確保する。 <input type="checkbox"/> 事情の許す限り区長等の協力を得て地域ごとに教室（スペース）を割り当て、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 各居住区域は、適当な人員（20人程度をめやすとする。）で編成し居住区域ごとに代表者（班長）の選出及び庶務当番（順位）の決定を行うよう要請する。 <input type="checkbox"/> 間仕切りを設置する。 <input type="checkbox"/> 男女別更衣室を確保する。
指定避難所利用マナーの徹底	<input type="checkbox"/> 指定避難所滞在中に対しては特に要配慮者最優先ルールの徹底を図る。 <input type="checkbox"/> 夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間（10時以降）は行わない、室内照明は、夜間（10時以降）は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し徹底する。

項目	手順その他必要な事項
指定避難所開設第1報の支部への報告、指定避難所内事務室の開設	<p>□庁内LAN、電話（FAX又は口頭）もしくは伝令により指定避難所開設の旨を市支部に報告する。</p> <p>□指定避難所内に事務室を速やかに開設し「事務室」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、指定避難所運営の責任者の所在を明らかにする。</p> <p>□指定避難所の運営に必要な用品（ノートパソコン、指定避難所指定地区住民名簿、避難者カード、指定避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等）を確保する。</p> <p>□市本部は、府丹後広域振興局、警察署等関係機関に対して、下記の事項をめやすとして、開設の状況を連絡する。</p> <p>□指定避難所開設の日時</p> <p>□場所、施設名</p> <p>□収容状況及び人員</p> <p>□開設期間の見込み</p> <p>□市内に収容余力がない場合は、府知事に対し非被害地もしくは小被害地である他市町又は隣接県地区への移送を要請する。</p>
避難者名簿の作成	<p>□避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示する。</p> <p>□指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。</p> <p>□避難者名簿を基に、できる限り早い時期に避難者収容記録簿を作成し、指定避難所運営のための基礎資料として事務室内に保管する。また本部へ報告する。</p>
指定避難所運営委員会の結成要請	<p>□指定避難所開設期間中に必要となる業務は、可能な限り被災者自身により行う体制を確保する。</p> <p>□代表者により構成する指定避難所運営委員会の結成を要請する。</p> <p>□指定避難所運営委員会に対し指定避難所の閉鎖に向けて市が行う各救援対策・復旧対策の計画立案のための基礎資料の収集、進捗状況等に関する情報の周知徹底等について、市民の取りまとめ役となるよう要請する。</p>
生活環境	<p>□食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>□プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>□避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。</p> <p>□必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p>
避難場所の運営における女性の参画	<p>□避難所の運営における女性の参画を推進する。</p> <p>□男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</p> <p>□男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定。</p> <p>□女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるもの。</p> <p>□女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布。</p> <p>□男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による安全性の確保。</p>

項目	手順その他必要な事項
女性や子供等の安全への配慮	<input type="checkbox"/> 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生の防止 <input type="checkbox"/> 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するよう努める。 <input type="checkbox"/> トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するよう努める。 <input type="checkbox"/> 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。 <input type="checkbox"/> 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
食品、生活必需品の請求、受取り、配布	<input type="checkbox"/> 責任者となる職員は、指定避難所全体で集約された食品、生活必需品、その他物資の必要数のうち不足分については、支部に報告し調達・供給を要請する。 <input type="checkbox"/> 到着した食品や物資を受取った時は、そのつど指定避難所物品受払簿に記入の上居住区域ごとに配布を行う。 <input type="checkbox"/> 生理用品、粉・液体ミルク、離乳食などを確保する。 <input type="checkbox"/> 生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者は必ず女性が担当する。
要配慮者・病人等の専用避難所等への移送	<input type="checkbox"/> 2日目以降の高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者の収容については、可能な限り専用避難所もしくは病院等へ移送する。 <input type="checkbox"/> やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置をとるよう努める。
ホームレスの受入	<input type="checkbox"/> 市は、避難所に避難したホームレスについて、地域の実情や他の避難者の心情等について勘定しながらあらかじめ定めた受入方法により、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるものとする。
指定避難所に滞在することができない被災者への配慮	<input type="checkbox"/> 食料等必要な物資の配布 <input type="checkbox"/> 保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供 <input type="checkbox"/> 正確な情報の伝達
指定避難所の運営状況及び運営記録の作成	<input type="checkbox"/> 責任者となる職員は、指定避難所の運営状況について、1日に1回午前10時までに市本部に報告する。 <input type="checkbox"/> 指定避難所の運営記録として、指定避難所日誌を記入する。 <input type="checkbox"/> 本部長に対する報告は、救護厚生部が正午までに取りまとめて行い、傷病人の発生等、特別の事情のあるときそのつど必要に応じて報告する。
中長期にわたる災害対応	<input type="checkbox"/> 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。 <input type="checkbox"/> トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等、指定避難所生活が長引くにおいて耐えられない状況は強力に改善する。 <input type="checkbox"/> 避難して助かった被災者が、指定避難所で亡くなることのないよう、指定避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止） <input type="checkbox"/> 指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。 <input type="checkbox"/> 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。（女性、高齢者、幼い子どもたちの目線） <input type="checkbox"/> 乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。 <input type="checkbox"/> 女性用物干し場を設置する。 <input type="checkbox"/> 女性専用スペースを設置する。 <input type="checkbox"/> 指定避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。 <input type="checkbox"/> 「重点分野雇用創造事業」※を活用して指定避難所運営にあたる被災者を雇用

項目	手順その他必要な事項
	<p>する。(※国の交付金により都道府県に造成した基金により行われている雇用創出事業)</p> <p>□状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。</p>
<p>新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応</p>	<p>□市は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。</p> <p>□市は、防災担当部局と福祉担当部局と連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>□発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース(可能な限り個室)やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。 やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーテーションで区切るなどの工夫をする。</p> <p>□自宅療養者を受け入れる場合は、上記対応のほか、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難所運営者及び避難者支援と情報共有する。</p>
<p>その他</p>	<p>□指定避難所開設期間中は事務室に市職員を常時配置する。</p> <p>□指定避難所は、市各部・支部及び関係機関等の行う応急対策・復旧活動の拠点ともなるが、指定避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は各指定避難所責任者が行う。</p> <p>□災害の状況により指定避難所となった施設の学校教職員は、指定避難所開設当初1週間をめやすとして、市職員に協力し指定避難所の運営要員となる。ただし、8日目以降当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で協力を要請することができる。</p> <p>□小学校・中学校・高校を指定避難所として使用する場合については、指定避難所の円滑な運営並びに学校再開等の観点から以下の施設を使用しないよう徹底する。</p> <p>□校長室、職員室、事務室、放送室、機器・化学薬品等がある特別教室等(学校の教育機能及び指定避難所の安全管理機能確保の観点から)</p> <p>□保健室、和室等(病弱者、負傷者等保護及び医療活動の確保の観点から)</p> <p>□校庭(各部等の救援対策受入れのためのスペース確保の観点から)</p> <p>□市は、府知事より他市町村からの被災者受入れのための指定避難所開設の指示を受けた場合は、府の計画の定めるところにより積極的に行う。</p> <p>□ペットとの同行避難に備えて、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成する。</p> <p>□災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p>

第2 避難者等の把握及び指定避難所の生活環境の把握

項目	手順その他必要な事項
避難者等の把握	□避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府等への報告を行う。
指定避難所の生活環境の把握	□避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 □避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 □必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

第3 縮小・閉鎖の手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
縮小・閉鎖方針の検討、作成	□ライフラインの復旧状況、営業店の再開の状況、応急仮設住宅の建設状況等を総合的に勘案し、入所者が自立した生活を再建することができる場合と判断できる場合は、指定避難所の漸次縮小、閉鎖時期、閉鎖手順等の指定避難所縮小・閉鎖方針を検討し作成する。 □指定避難所の閉鎖時期については、応急仮設住宅、公営住宅の空き家等入所者の居住先がおおむね確保できる時期をめやすとして決定する。
縮小・閉鎖方針の決定	□縮小・閉鎖方針の決定は本部長又は支部長が行う。 □決定にあたっては、指定避難所管理者及び指定避難所運営委員会等入所者との事前協議を十分に行う。
指定避難所管理者及び指定避難所運営委員会等入所者との閉鎖に向けた手順の協議、実施	□閉鎖に向けた問題点を協議し残務整理全般について調整する。 □生活困難者への配慮事項、市本部への要請事項等の集約 □自立支援サービスに関する情報の提供 □夜間の巡回等防犯・防火その他秩序維持業務の実施手順の作成 □指定避難所として使用した施設が本来の機能を再開できるよう後始末し引き渡すために必要な業務の実施手順の作成 □指定避難所撤収後の生活再建がスムーズに行われるよう入所者への個別面談、情報・資料提供を十分に行う。
運營業務全般の残務整理及び閉鎖	□残った救援物資の整理を行い、市支部へ返却する。 □避難者名簿等指定避難所の運営に係る記録類を整理し市支部へ返却する。 □使用した施設・設備を元に戻し、清掃した上で指定避難所を閉鎖する。

※ 資料編6-2 指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

第4 広域的避難収容

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて府に広域避難収容に関する支援を要請する。

第3節 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供

1 住民の安否確認・情報提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集伝達や市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

2 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する）

第4節 避難者健康対策

第1 健康対策に関する基本指針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

第2 健康対策支援活動の実施

被災者の健康問題に対応するため、市と府は保健師や栄養士等の支援チームを編成し支援活動にあたる。

1 支援体制の企画・調整

- 保健活動に関する情報収集等の実施
- 被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣を調整
- 居宅及び避難所の支援体制の確立
- 派遣支援者へのオリエンテーションの企画・実施
- 関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有
- 支援者の健康管理としての、心身の疲労状況の把握及び必要に応じた対処
- 必要物品・設備の点検、整備及び調整

2 活動内容時期

	活動内容
概ね災害発生後 24時間以内 (初動体制の確立)	<input type="checkbox"/> 保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集 <input type="checkbox"/> 災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保の実施
概ね災害発生後 72時間以内 (緊急対策期)	<input type="checkbox"/> 被災地の健康被害状況に基づき、府を通じて国に派遣チームの派遣を要請し、支援体制を整備 <input type="checkbox"/> 被災者リストを作成し、避難者の健康実態、衛生状況などの生活実態、栄養状態等について調査し、災害保健活動の方針を決定 <input type="checkbox"/> 避難者の健康課題や要配慮者の早期発見を行い、避難所等の環境整備や適切な場所への移動を支援し、感染症や疾病の重症化等二次的な健康被害を予防 <input type="checkbox"/> 医療・看護・介護チーム等と連携し、避難生活における医療継続の体制整備 <input type="checkbox"/> 感染症、エコノミークラス症候群、フレイル予防等保健・医療・福祉に関する情報提供
災害発生後概ね 3日から2週間 (応急対策期 避難所が中心)	<input type="checkbox"/> 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりなど、自主的な避難所運営に移行できるよう支援 <input type="checkbox"/> 避難所での健康管理、感染症予防、環境調整、食品衛生管理、集団生活によるストレス状況への対応に留意するとともに、派遣チーム・専門家チーム等との十分な連携及び情報の共有

	活動内容
災害発生後概ね 2週間から2か月 (応急対策期 避難 所から仮設住宅入居 まで)	<input type="checkbox"/> 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的健康問題の変化を把握し、支援方法についての検討及び実行 <input type="checkbox"/> 避難所から仮設住宅入居又は自宅へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境の支援 <input type="checkbox"/> 被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、医療・保健・福祉の関係者で構成する支援組織を編成し、巡回相談や相談電話を実施 <input type="checkbox"/> 連絡調整員（精神保健福祉相談員や保健師等により構成）を設置し、専門的なケアを必要とする者へ支援活動体制を確保する。
災害発生後概ね 2か月から1年まで (復旧・復興対策 期)	<input type="checkbox"/> 新たなコミュニティの再生及び生活環境の調整に向けた支援 <input type="checkbox"/> 健康調査を実施し、各種健康相談やサロン活動を早期に実施し、孤独死や閉じこもりを予防 <input type="checkbox"/> 応援・派遣保健師等の調整、終了時期の検討等通常業務の再開と生活再建に向けた活動支援の計画及び実施
災害発生後概ね 1年以降 (復興支援期)	<input type="checkbox"/> 住み慣れてきた復興住宅から、再び移動することに伴う生活不安や新たな健康問題を支援 <input type="checkbox"/> 被災自治体職員や外部支援者へのこころのケアと健康管理の継続的实施

第3 精神保健対策の実施

1 医療を必要とする避難者への対策

府は、医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、丹後保健所に精神科救護所を設置（必要に応じて、他府県に精神科医療チームの派遣を要請）する。また医師等専門家で構成する巡回診療チームを編成し各指定避難所等において巡回診療を行う。

市は、丹後保健所に精神科救護所が設置された場合、府と連携のもと、対応する。

府は、医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。情報センターは、当該センターに集約された情報を丹後保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。

2 被災体験、指定避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策

府は、精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、知識の普及・啓発、巡回相談の実施、相談電話の設置、アルコール問題等への対応について、検討・実施する。

府は、専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員（精神保健福祉相談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められる者に対して、市が、府に派遣要請し必要と認められたときは、災害派遣精神医療チーム（DPAT）（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）が派遣され、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行う。

第5節 広域避難

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本方針

市は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、市内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、広域避難の必要があると認めるときは、府内他市町村または府に対し、居住者等の受入れについて協議する。

また、協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

第3 広域避難

項目	手順その他必要な事項
府内における広域避難	<p>□府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議する。</p> <p>□府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。</p> <p>□府内他市町村から協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。</p>
府外における広域避難	<p>□他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求めることができる。</p> <p>□府外からの広域避難先として、府から協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。</p>
居住者等に対する情報提供と支援	<p>□市は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。</p> <p>□広域避難を受け入れたときは、当該市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。</p>

第6節 広域一時滞在

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本方針

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府に報告の上、住民の受入れを協議する。

第3 広域一時滞在

項目	手順その他必要な事項
府内における広域一時滞在	□府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議する。
府外における広域一時滞在	□府に対し具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。
他の都道府県から協議を受けた場合	□府から協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、指定避難所を提供する。
被災住民に対する情報提供と支援	□被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備し、その生活支援に努める。

第7節 被災者への情報伝達活動

第1 情報伝達活動の基本方針

市は、被災者のニーズを十分把握し、役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、被災者が自ら被害や避難情報等を収集できるよう、大規模災害が発生した場合は、府と連携して、公衆無線LANのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請し、通信環境を確保する。

第2 情報伝達活動の実施

1 情報

- 地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報
- 安否情報
- ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況
- 医療機関などの生活関連情報
- それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- 交通規制
- 被災者生活支援に関する情報

第3 安否不明者等の氏名公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者等について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うとともに救助活動の効率化・円滑化のため、府の災害時における安否不明者等の氏名公表方針に基づき、名簿の作成及び提供を行う。

第8節 車中避難場所対策

第1 車中泊避難対策の基本方針

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。

また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受け入れる。

第2 車中避難対策の実施

- 1 車中泊避難者数の把握
- 2 車中泊避難に係る情報提供及び連絡体制の確立
- 3 救援物資の提供及びトイレ等の生活環境の確保
- 4 エコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策
- 5 自宅への帰宅や指定避難所への移行の推進
- 6 車中避難場所の開設要請

第4章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (商工観光部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 観光客保護・帰宅困難者対策に関する基本指針

- 1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、ターミナル駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。
- 2 観光関係団体との連携し、駅周辺の一時滞在施設の提供

第2節 計画の内容

項目	手順その他必要な事項
観光客・帰宅困難者への広報	<input type="checkbox"/> 発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」ことの広報 <input type="checkbox"/> 出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方に向かうことの広報 <input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
交通情報の提供・一時滞在施設の開設	<input type="checkbox"/> 駅での情報提供 <input type="checkbox"/> 駅構内・駅周辺の滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の多言語により提供し、混乱を防止 <input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認の推進 <input type="checkbox"/> 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報 <input type="checkbox"/> 一時滞在施設の開設 <input type="checkbox"/> 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設 <input type="checkbox"/> 男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営 <input type="checkbox"/> 一時滞在施設では、道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、飲料水、毛布、トイレ等を提供 <input type="checkbox"/> 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、要配慮者（高齢者・乳幼児・障がい者・妊産婦）の受け入れを優先
災害時帰宅支援ステーションの開設	<input type="checkbox"/> 水道水・トイレ等の提供 <input type="checkbox"/> 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供
ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請	<input type="checkbox"/> 必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時滞在施設として一時収容を要請する。 <input type="checkbox"/> 府と連携のうえ、府が京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との間で締結している「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。

第3節 各機関、団体の役割

項目	手順その他必要な事項
市	<input type="checkbox"/> 駅周辺の一時滞在施設の情報提供 <input type="checkbox"/> 一時滞在施設の開設・運営 <input type="checkbox"/> 観光団体との連携
府	<input type="checkbox"/> 鉄道事業者等からの情報を収集し、府ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供 <input type="checkbox"/> 緊急速報メールによる注意喚起 <input type="checkbox"/> 帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） <input type="checkbox"/> 避難誘導・交通規制 <input type="checkbox"/> 災害時応援協定に基づく宿泊施設等の避難場所の提供
関西広域連合、隣接他府県	<input type="checkbox"/> 府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援道路の設定、代替輸送の調整等） <input type="checkbox"/> 他地域の道路状況・道路等の運行状況の情報提供 <input type="checkbox"/> 主要駅での滞留者に係る情報提供
近畿運輸局	<input type="checkbox"/> 所管区域の総合的な交通の情報提供 <input type="checkbox"/> 代替輸送の速やかな認可
鉄道事業者	<input type="checkbox"/> 運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 <input type="checkbox"/> 他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 <input type="checkbox"/> バス等による代替輸送手段の確保 <input type="checkbox"/> 計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携
観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者	<input type="checkbox"/> ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を含む観光客に提供
西日本電信電話株式会社	<input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル（171）の運用 <input type="checkbox"/> 特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ等放送報道機関	<input type="checkbox"/> 観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 （府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応）
大規模集客施設・駅等の事業者	<input type="checkbox"/> 利用者を施設内や安全な場所で保護 <input type="checkbox"/> 施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時的に安全な場所へ案内

第5章 生活救援対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (救護厚生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 生活救援対策に関する基本指針

- 1 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- 2 要配慮者等向けの生活救援対策は、一般健常者に優先して実施する。
- 3 水、食品、日用品その他物資の供給は、ライフライン機能や市内の商業サービス機能が復旧し、被災者が自ら確保することが可能となるまでの当面の緊急措置として実施する。また、供給活動の実施が各機能の復旧上の支障とならないよう、実施主体・方法、サービスの内容・種類・規模等について、十分留意する。
- 4 生活救援対策の実施にあたっては、り災証明書添付の要否、所得制限その他受給上の資格条件の有無、申し込み受付開始日（予定）、サービス支給開始日（予定）、り災証明書発行業務スケジュールを明らかにする。
- 5 各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・関係機関・関連業者・団体・専門家等に広く協力を求める。
- 6 対策の実施にあたっては、災害発生後2日目をめやすとして発行される「広報京丹後被災者支援情報」を通じて、十分な事前広報を実施する。また災害時総合相談窓口において、その趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努め、適切な生活救援対策の立案・実施に反映させる。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	<input type="checkbox"/> 備蓄物資等現在量の点検・確保 <input type="checkbox"/> 当面の必要供給量の概数把握（推定） <input type="checkbox"/> 府・国・業者等に対する最大限供給協力の要請 <input type="checkbox"/> 指定避難所を拠点とする応急給水・食品・日用品等の緊急供給の実施（要配慮者等最優先で当面对応） <input type="checkbox"/> り災証明書発行のための計画・体制の検討・準備 <input type="checkbox"/> 生活救援対策に関する広報活動並びに相談業務
指定避難所開設中期 (8日目～21日目)	<input type="checkbox"/> 指定避難所単位の必要供給量の把握 <input type="checkbox"/> 指定避難所を拠点とする応急給水・食品・日用品等の供給体制の確立（業者・団体等への委託で対応） <input type="checkbox"/> 要配慮者等及び要援護被災者に対するサービス供給状況の点検・補充 <input type="checkbox"/> 義援金配分のための事前準備措置 <input type="checkbox"/> り災証明書発行のための調査台帳の作成 <input type="checkbox"/> 生活救援対策に関する広報活動並びに相談業務
指定避難所後期以降 (22日目～)	<input type="checkbox"/> ライフラインや商業機能の復旧状況に則した、災害時救援物資等供給対策の段階的縮小 <input type="checkbox"/> 義援金配分の実施 <input type="checkbox"/> り災証明書発行事務の開始 <input type="checkbox"/> 生活救援対策に関する広報活動並びに相談業務

※ 資料編6-8-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第2節 給水計画

第1 とりまとめ責任担当部 (上下水道部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 給水計画に関する基本指針

- 1 大規模地震発生直後においては、消火用水の供給及び病院・福祉施設等の緊急給水を最優先で行う。また、対策が必要な期間中を通じて優先的な供給に努める。
- 2 応急給水期間を最小限にとどめるため、上下水道部職員及び他水道事業者から派遣される応援技術職員等の要員は施設復旧活動に重点的に配置する。
- 3 被災した水道施設の応急復旧は、指定避難所開設期間（災害発生後 28 日間をめやすとする）中に完了させることを目標とする。そのため施設の復旧の進捗状況に応じて、応急給水供給量の段階的拡大を計画的に行う。
- 4 応急給水対策の実施にあたっては、拠点給水方式実施地域の名称、施設設置場所、利用時間その他利用上の留意事項、運搬給水方式実施地域の名称、給水車の巡回コース、給水実施場所、スケジュールその他のサービス実施方法を明らかにして行う。
- 5 水道施設からの給水が困難な断水地域に対しては、市が確保した車両及び応援派遣された給水車を集中的に投入・活用し、市職員・ボランティア等を中心とする要員が運搬給水を行う。その他各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・関係機関・関連業者・団体・専門家等に広く協力を求める。
- 6 対策の実施にあたっては、災害発生後 2 日目をめやすとして発行される「広報京丹後被災者支援情報」を通じて、十分な事前広報を実施する。また応急給水に関する市民からの問い合わせ、要望等の取りまとめ役を被災地の区長もしくは代表となる住民に依頼し、適切な飲料水等供給対策の立案・実施に反映させる。

第3 市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
上下水道部	<input type="checkbox"/> 応急給水源の点検・確保・運営 <input type="checkbox"/> 断水地域の把握 <input type="checkbox"/> 要緊急給水地域・施設の把握及び緊急給水の実施 <input type="checkbox"/> 拠点給水地域に関する応急給水計画の検討及び実施 <input type="checkbox"/> 運搬給水地域・施設に関する応急給水計画の検討、協力要請・調整 <input type="checkbox"/> 応急給水用資機材の確保
救護厚生部	<input type="checkbox"/> 所管施設における拠点給水の実施に関する協力 <input type="checkbox"/> 災害救助法関係事務のとりまとめ
総務部	<input type="checkbox"/> 応急給水活動及び水道施設復旧活動に関する広報 <input type="checkbox"/> 応急給水用資機材・車両等の確保その他必要な協力
支部	<input type="checkbox"/> 上下水道部の指示に基づく応急給水活動の実施、その他必要な協力 <input type="checkbox"/> 応急給水活動及び水道施設復旧活動に関する広報
各部共通並びに関係機関・協力団体等	<input type="checkbox"/> 所管する施設及び所管業務に係る給水活動への協力
区長等	<input type="checkbox"/> 応急給水及び水道施設復旧への必要な協力

第4 応急給水活動のめやす

1 応急給水供給目標量と給水方法

給水対象	供給量 人/日	時期区分(発災後)	給水方法
断水地域における 一般利用者	3 ㍓	3 日目まで	<input type="checkbox"/> 水道施設における拠点給水 <input type="checkbox"/> 給水タンク車等による運搬給水
	20 ㍓	4 日目～10 日目	<input type="checkbox"/> 仮設給水栓の設置 <input type="checkbox"/> 給水タンク車等による運搬給水
	100 ㍓	11 日目～21 日目	<input type="checkbox"/> 仮設給水栓の増設
	被災前給水量 (約 250 ㍓)	22 日目～28 日目	<input type="checkbox"/> 各戸給水 <input type="checkbox"/> 仮設給水栓の設置
病院・福祉施設等	必要量	水道復旧まで随時	<input type="checkbox"/> 仮設送水管・給水栓の設置 <input type="checkbox"/> 給水タンク車等による運搬給水
消火用水	必要量	水道復旧まで随時	—

2 応急給水用資機材の確保

上下水道部及び支部の車両及び資機材を確保し、応急給水活動に使用する。不足する資機材等の調達は、関係各部・機関、府その他地方公共団体、自衛隊、飲料関係事業所等の応援を求める。

3 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施

病院、心身障がい児・者救援サービス施設、介護老人保険施設等高齢者救援サービス施設等の福祉施設への応急給水は、要請の有無にかかわらず、上下水道部が関係各部、支部と連携しながら応急供給計画をたて、給水タンク車その他市車両の運用により最優先で行う。特に救急告示病院等災害時地域中核病院については、災害発生後ただちに、久美浜病院部、弥栄病院部、救護厚生部を通じて、水の確保状況を照会するなどして、水の確保に万全を期する。

4 井戸水について

被害地において水道施設がなく井戸等を使用している場合及び水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、必ず井戸替え及び消毒を行ったものでなければ飲用に供してはならない。飲用に利用する場合は、必要に応じ飲用適否のための水質検査を行い、飲用に適合していることを確認する。

また、井戸替え及び消毒は、塩素、さらし粉、次亜塩素酸ソーダ等を投入し（基準量の 10～20 倍使用）水が十分替わるまで汲み出し外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ残留塩素が 0.2mg/1 ㍓以上検出されるようにする。

なお、生水を避け、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

※ 資料編 6-5-1 応急給水用資機材及び応急給水源

※ 資料編 6-5-2 市指定給水装置工事業者一覧

※ 資料編 6-5-3 井戸に対する塩素消毒薬注入量

第3節 食料供給計画

第1 とりまとめ責任担当部 (救護厚生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 食料供給に関する基本指針

- 1 食料の供給は、市が行う。府は、市の要請があった場合又は必要と認める場合、隣接市町等関係系機関の協力を求め、必要な措置を実施する。
- 2 市及び府は、府地域防災計画一般計画編第2編第19章の計画に定めるところの調達・供給体制を速やかに確立する。災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の通知に基づき市長が実施する。
- 3 食料の供給については、市が指定した地域内輸送拠点を經由して避難所等に輸送、供給する。
- 4 救援物資の支援要請は、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。
- 5 大規模地震発生直後においては、病院・福祉施設等における緊急食料供給要請に対する対応及び要配慮者等に対する供給を最優先で行う。また、対策実施期間中を通じて優先的供給に努める。さらに、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。
- 6 指定避難所となる小・中学校（跡施設含む）を供給拠点として、初期においては、炊出しもしくは備蓄保存食料の提供、中期以降については、弁当の提供もしくは炊出しにより食料の供給を行う。
- 7 応急的な食料供給業務を適切に行うとともに、市内における食料供給機能の早期復旧を促進するため、可能な限り市内ホテル・旅館、給食業者、外食レストラン、商工会等協定締結業者に対し、食材の調達、炊出し、弁当供給等業務委託を行う。
- 8 当該指定避難所周辺地域の食料供給機能復旧及びライフライン復旧の進捗状況に応じて、災害救助法に基づく食料の供給は縮小もしくは停止する。
- 9 その他各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・関係機関・関連業者・団体・専門家等に広く協力を求める。
- 10 対策の実施にあたっては、災害発生後2日目をめやすとして発行される「広報京丹後被災者支援情報」を通じて、十分な事前広報を実施する。

第3 給食に必要な食料の確保

- 1 知事は、市長の要請に応じ、食品を実費であつ旋する。
- 2 市長は、市内の米穀小売業者から米穀の調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を、府広域振興局長を經由して、知事に要請する。
- 3 災害救助法が適用された場合、市長は、給食に必要な米穀の数量を知事に報告し、調達する。市長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。この場合、市長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。
- 4 政府所有米穀の供給については、「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、知事が行う。被災地が交通通信の途絶により孤立した場合には、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省政策統括官に対して政府所有米穀の供給を文書等で要請することができる。この場合、市長は、連絡のつき次第、その旨を知事に報告しなければならない。
- 5 食料の要請・調達・あつ旋等の連絡系統は府地域防災計画一般計画編第2編第19章第3節に示されているとおりである。

第4 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	<input type="checkbox"/> 医療機関・福祉施設等への食料の緊急供給の実施（要請による） <input type="checkbox"/> 指定避難所等各食料供給拠点における炊出しの実施 <input type="checkbox"/> 要配慮者等最優先で当面对応 <input type="checkbox"/> 炊出し実施が困難な場合は、保存食料の提供 <input type="checkbox"/> 平常時食料供給機能の復旧支援 <input type="checkbox"/> 大規模店舗等における電気・ガス・LPガス・水道・電話の優先的復旧 <input type="checkbox"/> 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
指定避難所開設中期 (8日目～14日目)	<input type="checkbox"/> 指定避難所等各食料供給拠点における弁当の提供 <input type="checkbox"/> 業者・団体等への委託で対応 <input type="checkbox"/> 炊出し実施が可能な場合は炊出しの実施 <input type="checkbox"/> 平常時食料供給機能の復旧支援 <input type="checkbox"/> 食料供給対策実施に伴う業務委託 <input type="checkbox"/> 「生活支援物資車両」としての認定 <input type="checkbox"/> 仮設店舗の提供、緊急融資のあっせん等 <input type="checkbox"/> その他上記のうち必要な措置の継続
指定避難所後期以降 (15日目～)	<input type="checkbox"/> ライフラインや商業機能の復旧状況に則した、食料供給対策の段階的縮小 <input type="checkbox"/> 指定避難所における共同炊事設備の提供 <input type="checkbox"/> 平常時食料供給機能の復旧支援 <input type="checkbox"/> 上記のうち必要な措置の継続

※ 資料編3-3 市備蓄の現況

※ 資料編6-6 炊き出し予定施設一覧

第5 市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
救護厚生部及び支部	<input type="checkbox"/> 指定避難所等各供給拠点における供給体制の点検・確保 <input type="checkbox"/> 備蓄保存食料・食材・弁当等の確保・供給 <input type="checkbox"/> 炊出し実施のための機材・燃料等の確保・供給 <input type="checkbox"/> 炊出し業務委託その他食料供給計画の検討及び協力要請・調整 <input type="checkbox"/> 病院・福祉施設等の要請に基づく緊急食料供給 <input type="checkbox"/> 要配慮者及び生活困難者に対する必要な支援措置 <input type="checkbox"/> 共同炊事設備設置計画の検討及び協力要請 <input type="checkbox"/> 災害救助法関係事務のとりまとめ
農林水産部	<input type="checkbox"/> 救護厚生部の指示に基づく食材・機材・燃料等の確保・供給に関する協力
総務部	<input type="checkbox"/> 応急食料供給活動及び食料供給機能復旧状況に関する広報
各部共通並びに関係 機関・協力団体等	<input type="checkbox"/> 所管する施設及び所管業務に係る食料供給活動への協力
区長等	<input type="checkbox"/> 非常用持出し食料の確保（最低3日分程度） <input type="checkbox"/> その他応急食料供給及び食料供給機能復旧への協力

第6 応急食料供給対策のめやす

1 食料等の供給量のめやす

項目	1人当たり1日量※下記のうちいずれか1	想定される時期
保存食料等の場合	食パン 200g (約半斤) 以内	発災後3日目まで
	缶詰弁当 2～3缶	
	アルファ米 2～3パック	
保存飲料水の場合	飲料水 3リットル	被災地域の復旧状況により必要とされる場合で、指定避難所開設期間中
炊出し又は弁当の場合	米穀(精米) 600グラム以内	
	弁当類 2～3食	
乳幼児向	調整粉乳 150グラム以内	
	液体ミルク 1リットル	
病院・福祉施設への緊急供給	上記に準じて必要量	対策実施期間中随時

2 炊出し実施方法のめやす

(1) 指定避難所等各食料供給拠点

当該学校施設の調理設備・要員・ランニングストック等を可能な限り使用する。また必要に応じて、飲食業組合、民間給食業者、ホテル・宿泊業者、外食レストランチェーン業者等に炊出し業務を委託する。

(2) その他炊出し拠点

災害対策活動従事者に対する食料の供給、病院・福祉施設等への要請に基づく緊急供給を行うため、救護厚生部は給食センター、保育所その他の施設に炊出し拠点を確保する。また各供給拠点における供給能力に不足のある場合は、これにより随時必要分を補充する。

(3) 調達困難な場合

炊出し実施に必要な食材、燃料、機材、応援調理要員の確保が困難な場合は、府・国・自衛隊等に対し、応援を要請する。

3 供給対象者及び必要数把握方法のめやす

(1) 供給の対象者

- 指定避難所入所者
- 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者
- 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- 災害応急対策活動従事者

(2) 必要数把握の方法

- 市本部・支部への被害情報による概数の把握
- 救護厚生部が集計した指定避難所収容者名簿及び食料希望者名簿による把握

(乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数)

■ 京丹後市地域防災計画 震災対策計画編 第3編 災害応急対策計画【第4部 第5章 第3節】

救護厚生部が支部、関係各部、関係機関、区等住民組織の協力を得て集計した在宅被災要配慮者数の把握

総務部が各部の協力を得て集計した災害応急対策活動従事者の把握

(医療機関・福祉施設等を含む)

4 業者委託による弁当類供給方法のめやす

業者委託による弁当類供給にあたっては、以下の点について留意する。

子供向け、一般成人向け、高齢者向けの少なくとも三種類のメニューとし、また栄養のバランスと嗜好に配慮し、日替わりメニューを用意できること。

自ら配送体制を用意できること。また、各食料供給拠点の対象者別必要数については、業者が各担当者よりそのつど聴取すること。

食中毒等を起こすことのないよう衛生管理に万全な体制をとれること。

第4節 生活必需品等供給計画

第1 とりまとめ責任担当部 (救護厚生部、燃料と電源の確保は総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 生活必需品供給に関する基本指針

- 1 大規模地震発生直後においては、病院・福祉施設等における緊急生活必需品供給要請に対する対応及び要配慮者等に対する供給を最優先で行う。また、対策実施期間中を通じて優先的供給に努める。さらに、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。
- 2 指定避難所となる小・中学校等を供給拠点として、初期においては一時的滞在のために最低限必要な身回品の応急的な供給を、また中期以降については、生活の自力再建を支援するために必要な生活必需品の供給を行う。
- 3 応急的な生活必需品供給業務を適切に行うとともに、市内における商業機能の早期復旧を促進するため、可能な限り市内大規模店舗、商工会等協定締結業者に対し、生活必需品の調達、供給等業務委託を行う。
- 4 当該指定避難所周辺地域の商業機能及びライフライン復旧の進捗状況に応じて、災害救助法に基づく生活必需品の供給は縮小もしくは停止する。
- 5 その他各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・関係機関・関連業者・団体・専門家等に広く協力を求める。
- 6 対策の実施にあたっては、災害発生後2日目をめやすとして発行される「広報京丹後被災者支援情報」を通じて、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	<input type="checkbox"/> 医療機関・福祉施設等への生活必需品の緊急供給実施（要請による） <input type="checkbox"/> 救援物資の支援要請は、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用 <input type="checkbox"/> 指定避難所等各供給拠点における備蓄・調達による供給実施 <input type="checkbox"/> 要配慮者等最優先で当面对応 <input type="checkbox"/> 平常時商業機能の復旧支援 <input type="checkbox"/> 大規模店舗等における電気・ガス・LPガス・水道・電話の優先的復旧 <input type="checkbox"/> 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
指定避難所開設中期 (8日目～14日目)	<input type="checkbox"/> 指定避難所等各供給拠点における業務委託による提供の実施 <input type="checkbox"/> 平常時商業機能の復旧支援 <input type="checkbox"/> 生活必需品供給対策実施に伴う業務委託 <input type="checkbox"/> 「生活支援物資車両」としての認定 <input type="checkbox"/> 仮設店舗の提供、緊急融資のあっせん等 <input type="checkbox"/> その他上記のうち必要な措置の継続
指定避難所後期以降 (15日目～)	<input type="checkbox"/> ライフラインや商業機能の復旧状況に則した供給対策の段階的縮小 <input type="checkbox"/> 指定避難所におけるの物資交換スペース等の提供 <input type="checkbox"/> 平常時商業機能の復旧支援 <input type="checkbox"/> 上記のうち必要な措置の継続

※ 資料編3-3 市備蓄の現況

第4 市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
救護厚生部	<input type="checkbox"/> 指定避難所等各供給拠点における供給体制の点検・確保 <input type="checkbox"/> 備蓄生活必需品等の確保・供給 <input type="checkbox"/> 調達その他による供給計画の検討及び協力要請・調整 <input type="checkbox"/> 病院・福祉施設等の要請に基づく緊急生活必需品供給 <input type="checkbox"/> 要配慮者及び生活困難者に対する必要な支援措置 <input type="checkbox"/> 災害救助法関係事務のとりまとめ
農林水産部	<input type="checkbox"/> 救護厚生部の指示に基づく生活必需品の確保・供給に関する協力
総務部	<input type="checkbox"/> 応急的供給活動及び商業機能復旧状況に関する広報
支部	<input type="checkbox"/> 各部が所管する業務への所管地区におけるとりまとめ、協力
各部共通並びに関係 機関・協力団体等	<input type="checkbox"/> 所管する施設及び所管業務に係る生活必需品供給活動への協力
区長等	<input type="checkbox"/> 非常用持出し生活必需品の確保（最低3日分程度） <input type="checkbox"/> その他応急的供給及び商業機能復旧への協力

第5 応急生活必需品供給対策のめやす

1 生活必需品の供給品目のめやす

項目	品目例	想定される時期
直後期 ※被災直後の最低限の生活を維持するために必要な物資	<input type="checkbox"/> 毛布、布団類（要配慮者用優先）、敷物（発泡スチロール製） <input type="checkbox"/> 外衣・肌着（中古でもよい） <input type="checkbox"/> 日用品（トイレ用紙・生理用品・紙おむつ） <input type="checkbox"/> 冷暖房用品（ストーブ・扇風機等） <input type="checkbox"/> 食器類（箸・コップ・皿・ほ乳瓶・缶切等）	発災後3日目まで
復旧期 ※当面の生活不安から解放するとともに自力復旧への意欲を支えるために必要な品	<input type="checkbox"/> 外衣・肌着（新品に限る） <input type="checkbox"/> 身回品（タオル・パンスト・靴下等） <input type="checkbox"/> 日用品（トイレ用紙・ウェットティッシュ・生理用品・紙おむつ・ドライシャンプー・石鹸・洗剤・歯ブラシ・歯磨粉等） <input type="checkbox"/> 冷暖房用品（ストーブ・扇風機等） <input type="checkbox"/> 光熱材料（使捨てライター・カセットコンロ等）	被災地域の復旧状況により必要とされる場合で、指定避難所開設期間中
病院・福祉施設への緊急供給	上記に準じて必要量	対策実施期間中随時

2 供給実施方法のめやす

(1) 各生活必需品供給拠点

支部及び当該学校施設における備蓄物資等を使用する。また必要に応じて業者等に供給業務を委託する。

(2) 広域的供給拠点

災害対策活動従事者に対する生活必需品の供給、病院・福祉施設等への要請に基づく緊急供給を行うため、救護厚生部は関係各部・各支部と連携しアグリセンター大宮及び久美浜庁舎に広域的供給拠点を確保する。また各供給拠点における供給能力に不足のある場合は、これにより随時必要分を補充する。

(3) 調達困難な場合

必要な生活必需品の調達が困難な場合は、府・国・自衛隊等に対し応援を要請する。

3 供給対象者及び必要数把握方法のめやす

「食料」の規定を準用する。

第6 燃料の確保

- 重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の管理者又は運営者（以下「重要施設の管理者」という。）は自力で電力を確保できない場合、府へ燃料供給を要請する。
- 府は前号の要請を受けて、京都府石油商業組合に対し、協定に基づき、緊急輸送車両等への優先的な燃料供給を行う。

第7 電源の確保

- 重要施設の管理者等は、自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合、府へ電力確保を要請する。
- 府は前号の要請を受けて、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 重要施設に自家発電設備がない場合、関西電力送配電（株）へ電力の優先復旧又は臨時供給を要請する。

(2) 前号の優先復旧、臨時供給ができない場合又は時間を要する場合、(一社)日本建設機械レンタル協会との協定による発電機の貸出しを又は三菱自動車工業(株)等若しくは京都トヨタ自動車(株)等との協定による電気自動車等の貸出しを協定締結先の事業者へ要請する。

(3) 前号の発電機の貸出しができない場合、別に定める「行政機関等が所有する発電機等の貸出し要領」による発電機等の貸出しを行政機関等へ要請する。

3 府から前項各号の要請を受けた機関は、迅速な優先復旧若しくは臨時供給又は発電機等の貸出しに努める。

第5節 義援金配分計画

第1 とりまとめ責任担当部 (救護厚生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本指針

- 1 緊急を要する救援対策業務完了後に「義援金配分実施スケジュール」を可能な限り迅速に作成する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。
- 2 指定避難所開設期間中に申請受付及び給付実施等の措置を行えるよう、国・府・関係機関・協力団体等と連携・協力し、業務量の平均化と受給手続きの簡略化に努める。
- 3 対策の実施にあたっては、災害発生後2日目をめやすとして発行される「広報京丹後被災者支援情報」を通じて、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	<input type="checkbox"/> 必要な事前準備措置の検討
指定避難所開設中期 (8日目～21日目)	<input type="checkbox"/> 義援金配分実施スケジュールの作成 <input type="checkbox"/> 広報活動並びに相談業務 <input type="checkbox"/> 必要な事前準備措置の実施
指定避難所後期以降 (22日目～)	<input type="checkbox"/> 義援金配分の実施 <input type="checkbox"/> 実施スケジュールに関する広報活動並びに相談業務

第4 市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
救護厚生部	<input type="checkbox"/> 義援金の配分のとりまとめ
総務部	<input type="checkbox"/> 義援金の受入れ・保管 <input type="checkbox"/> 災証明書発行のとりまとめ <input type="checkbox"/> 市ホームページ等を活用した広報
支部	<input type="checkbox"/> 各部が所管する業務への所管地区におけるとりまとめ、協力
区長等	<input type="checkbox"/> 支給実施スケジュールに関する広報協力

第5 義援金の配分

区分	手順その他必要な事項
配分方法の決定	<input type="checkbox"/> 府地域防災計画に基づき行う。 <input type="checkbox"/> 日赤府支部を中心に、支援関係団体等を構成員とする「義援金募集・配分委員会」が決定する。
配分の実施	<input type="checkbox"/> 府の「義援金募集・配分委員会」において決定された義援金の配分基準をもとに、民生児童委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分する。
府に義援金募集・配分委員会が設置されない場合	<input type="checkbox"/> 府の取扱いに準じて市に「義援金募集・配分委員会」を設置し行う。

第6節 り災証明書発行計画

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 り災証明書発行に関する基本指針

- 1 り災証明書の発行は市の把握する限りの資料により速やかに行う。ただし、大規模地震発生時におけるり災証明書の発行事務は災害発生後 22 日目以降開始を目標とする。
- 2 平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等の計画的な促進等に努める。
- 3 調査台帳(り災世帯名簿)作成作業及び証明書発行事務を円滑に行うため、関係各部の各種被害調査結果を基礎資料として活用する。
- 4 作業量等から判断して、期間内に達成することが困難であるときは、他部・他自治体・専門家ボランティア及び区長等協力団体の作業協力を得る。
- 5 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。特に発行スケジュールについては災害発生後 7 日目までに発表し市民に周知徹底する。

第3 大規模地震発生時における対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	<input type="checkbox"/> 被害甚大地域の把握及び全壊・流失家屋等の把握 <input type="checkbox"/> り災証明書発行のための調査手順、体制等の検討・準備
指定避難所開設中期 (8日目～21日目)	<input type="checkbox"/> り災証明書発行スケジュールの公表 <input type="checkbox"/> 関係各部の各種被害調査結果に基づく資料整理 <input type="checkbox"/> 関係各部との被災調査・発行業務協力に関する連絡・調整 <input type="checkbox"/> り災証明書発行のための調査実施 <input type="checkbox"/> り災証明書発行のための調査台帳作成 <input type="checkbox"/> り災証明書発行のための実施計画、体制の検討・準備
指定避難所後期以降 (22日目～)	<input type="checkbox"/> 作業量等により必要な場合の上記の作業の継続 <input type="checkbox"/> り災証明書発行事務開始 <input type="checkbox"/> 市民の苦情に基づく再度調査の実施 <input type="checkbox"/> その他市民対応

第4 市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
総務部及び支部	<input type="checkbox"/> り災証明書発行のための調査台帳作成 <input type="checkbox"/> り災証明書の発行 <input type="checkbox"/> り災証明書発行に関する広報活動
各部共通	<input type="checkbox"/> 所管業務に係る各種被害調査資料の提供 <input type="checkbox"/> 総務部の指示に基づきり災証明書発行のための作業に関する協力
区長等	<input type="checkbox"/> り災証明書発行のための調査協力 <input type="checkbox"/> り災証明書発行に関する広報協力

第5 り災証明書発行のための調査活動等

1 実施体制

り災証明書発行のための調査及び調査台帳作成のためのチームの構成、各編成数、その他必要な事項については、事態に応じて適宜決めるが、おおむね以下のような体制で行う。

作業項目	チーム数	1チームあたりの構成員
庶務・連絡	1	職員 4名
調査台帳作成	1	職員 必要数
現場調査	必要数	職員 2名、その他要員 1名
苦情受付等市民対応	1	職員 4名

2 調査実施要領

作業項目	手順その他必要な事項
各種被害調査資料の整理による基礎的な台帳の作成	<input type="checkbox"/> 人的被害は救護厚生部提供資料による。 <input type="checkbox"/> 焼失程度は、消防署部・消防団部提供資料による。 <input type="checkbox"/> その他の住宅被害は建設部による建物応急危険度判定資料による。
現場調査の実施	<input type="checkbox"/> 現地において調査し必要な項目を中心にチェックする。 <input type="checkbox"/> 被災者の立会いを求めて行う。 <input type="checkbox"/> 写真を撮影する。

第6 り災証明書の発行

1 実施体制

り災証明書発行のためのチームの構成、各編成数、その他必要な事項については、事態に応じて適宜決めるが、おおむね以下のような体制で行う。

作業項目	チーム数	1チームあたりの構成員
庶務・連絡	1	職員 4名
証明書発行業務	1	職員 必要数
現場再調査	必要数	職員 2名、その他要員 1名
苦情受付等市民対応	1	職員 4名

2 発行実施要領

作業項目	手順その他必要な事項
証明書の発行	<input type="checkbox"/> 被災者の証明書発行申請に対し調査台帳により確認の上発行する。 <input type="checkbox"/> 調査台帳により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは、り災証明書を発行する。
証明の範囲	<input type="checkbox"/> 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害による被害について行う。 <input type="checkbox"/> 住家被害（全壊・全焼、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊・半焼、準半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水） <input type="checkbox"/> 人的被害（死亡、行方不明、重傷、軽傷） <input type="checkbox"/> 非住家被害（全壊・全焼、流失、半壊・半焼、浸水）
その他留意事項	<input type="checkbox"/> り災証明書発行に係る手数料は、災害救助法適用地震災害の場合又は市長が必要と認めた場合は、徴収しない。 <input type="checkbox"/> 発行数に制限は設けない。

※ 資料編4-5 被害程度の認定基準

※ 資料編7-9 調査表及びり災証明書様式

第7節 総合相談窓口開設計画

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震災害時における総合相談窓口開設・運営の基本指針

- 1 電話による市民からの要望・問合せへの対応窓口、また来庁した市民等の受付役となるよう各支部に1ヶ所ずつ設置する。また、ワンストップサービスの実施に努めることにより各部（班）間のたらい回し等のトラブルを未然に防止することを期する。
- 2 電話による市民からの各地区の被害状況に関する通報を受け付けるとともに、その時点で未把握の被害状況、防災情報の収集を行う。
- 3 市民からの要望・問合せを種別、時間別等に集計・記録する。これにより各部が担当する応急対策活動、救援対策活動に関する被災者のニーズ（内容、量）を適切かつ迅速に把握するための「基礎情報」とする。
- 4 可能な限り、府・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請する。
- 5 市ホームページ内に「災害情報専用」サイト、「掲示板」の開設等を行い、来庁困難な市民へのサービス向上に努める。

第3 大規模地震災害時における総合相談窓口の構成と事務分掌のめやす

区分	窓口担当員となる部・課	担当分野事項
総務部・衛生部所管サービス窓口	<input type="checkbox"/> 総務部 <input type="checkbox"/> 市民環境部 <input type="checkbox"/> 議会事務局	<input type="checkbox"/> 非常時組織に関する相談 <input type="checkbox"/> 防災関係機関との連携に関する相談 <input type="checkbox"/> 電力、電話、ガス、鉄道施設に関する相談 <input type="checkbox"/> り災証明書の発行に関する相談 <input type="checkbox"/> 税の減免等に関する相談 <input type="checkbox"/> 災害ごみの処理等環境・衛生対策に関する相談 <input type="checkbox"/> 議会の災害対策活動に関する相談 <input type="checkbox"/> 担当窓口の明らかでない相談 <input type="checkbox"/> 「災害情報専用」サイト、「掲示板」に関すること
	<input type="checkbox"/> 市民局	

区分	窓口担当員となる部・課	担当分野事項
救護厚生部・教育部 所管サービス窓口	<input type="checkbox"/> 健康長寿福祉部 <input type="checkbox"/> 医療部 <input type="checkbox"/> 教育委員会	<input type="checkbox"/> 医療、救護対策に関する相談 <input type="checkbox"/> 要配慮者救援対策に関する相談 <input type="checkbox"/> 被災者救援対策に関する相談 <input type="checkbox"/> 学校施設等対策に関する相談 <input type="checkbox"/> 指定避難所運営に関する相談
	<input type="checkbox"/> 市民局	
農林水産部・建設部・上下水道部・商工観光部所管サービス窓口	<input type="checkbox"/> 農林水産部	<input type="checkbox"/> 浸水、土砂災害等の防止に関する相談 <input type="checkbox"/> 道路交通対策に関する相談 <input type="checkbox"/> 応急住宅対策に関する相談 <input type="checkbox"/> 農林水産業等対策に関する相談 <input type="checkbox"/> 商工・観光施設等対策に関する相談
	<input type="checkbox"/> 建設部	
	<input type="checkbox"/> 上下水道部	
	<input type="checkbox"/> 商工観光部	
	<input type="checkbox"/> 市民局	

第6章 住宅対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (建設部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本指針

- 1 対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- 2 土砂・竹木等住家に流入した障害物は原則として自力で行う。ただし、生活困難者を対象として、災害救助法に基づき市（府知事の事務委任による）又は府が行う。
- 3 住宅の被害程度に関し被災建築物応急・被災宅地危険度判定を最優先で実施する。判定結果の如何に関わらず補修により安全性を確保できるものについては、「がれき発生量と処理費用の抑制」という観点から可能な限り補修するよう所有者等に協力を求める。また補修促進体制を確立し現住宅の居住継続の方途を追及する。
- 4 修復困難なため解体するものについては、「がれき処分」計画との整合性をふまえ段階的かつ必要最小限の範囲内で行うよう所有者・関係機関・団体等の協力を求める。
- 5 仮設住宅建設、公営住宅空家の確保とあわせて民間賃貸住宅の供給を促し、迅速かつ相応量の住宅供給の確保に努める。
- 6 各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、住民の自主性及び民間活力の発揮に支障のない範囲で最大限の支援を行う。
- 7 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
指定避難所開設期間 (～28日目)	<input type="checkbox"/> 建築物・宅地の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 建築物・宅地の応急危険度判定の実施及び危険防止措置 <input type="checkbox"/> 土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去（実施する場合） <input type="checkbox"/> 被災建物・宅地の補強又は災害救助法に基づく応急修理の実施、補修支援 <input type="checkbox"/> 公費負担による全壊家屋の解体（実施する場合） <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅の建設 <input type="checkbox"/> 公営空家住宅の確保 <input type="checkbox"/> 被災者向け相談業務
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅及び公営空家住宅の供給 <input type="checkbox"/> 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む） <input type="checkbox"/> 余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施 <input type="checkbox"/> 被災者向け相談業務

第4 市・関係機関・協力団体等の役割分担

名称区分	役割のあらまし
市	<input type="checkbox"/> 建築物・宅地被害状況に関する調査及び集計 <input type="checkbox"/> 応急危険度判定の実施及び結果に基づき必要となる措置の実施 <input type="checkbox"/> 土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去（実施する場合） <input type="checkbox"/> 建物解体に関するガイドライン等の周知徹底 <input type="checkbox"/> 被災住宅の応急修理 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅設営用地の確保・建設 <input type="checkbox"/> 総合相談窓口の設置・運営、その他市民との対応 <input type="checkbox"/> 融資制度その他行政等支援メニューの説明
府	<input type="checkbox"/> 応急危険度判定実施のための応援要員の確保、作業基準等の作成 <input type="checkbox"/> 建築物解体作業に関するガイドライン等の作成 <input type="checkbox"/> 市の要請に基づく土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去 <input type="checkbox"/> 市の要請に基づく被災住宅の応急修理 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅の建設（災害救助法適用時） <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅設営用地確保のための協力 <input type="checkbox"/> 市が行う被災者相談業務に関する協力 <input type="checkbox"/> その他市が行う災害時住宅対策への協力
国・防災関係機関等	<input type="checkbox"/> 応急危険度判定実施のための応援要員の確保、作業基準等の作成支援 <input type="checkbox"/> 建築物解体作業に関するガイドライン等の作成支援 <input type="checkbox"/> その他市が行う災害時住宅対策への協力
建築士会、建設業協会その他建築関係団体・事業所	<input type="checkbox"/> 応急危険度判定作業実施の協力 <input type="checkbox"/> 判定結果に基づき必要な措置実施への協力 <input type="checkbox"/> 市・府が行う住宅の応急修理・仮設住宅建設への協力 <input type="checkbox"/> 被災者からの住宅修繕等依頼への最大限対応 <input type="checkbox"/> 市が行う被災者相談業務に関する協力 <input type="checkbox"/> その他市が行う災害時住宅対策実施のための協力
区等	<input type="checkbox"/> 被災者の復興まちづくりに関する意見の集約 <input type="checkbox"/> 被災者住宅への調査時の立ち会い <input type="checkbox"/> 被災者からの住宅修繕等の受付・集計・通知 <input type="checkbox"/> 行政サービス各種申込書の配布 <input type="checkbox"/> その他災害時住宅対策に必要な措置 <input type="checkbox"/> 発生量抑制のためのがれき処分計画への協力 <input type="checkbox"/> 市・各防災機関・関係団体等との連絡・協議

第2節 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施

第1 とりまとめ責任担当部 （ 建設部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本指針

- 1 対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- 2 当面の応急措置として、余震があった場合にも生命の安全を確保できるか否かの判定に限り最優先で実施する。
- 3 各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道

府県・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速かつ混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。

4 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (指定避難所設置期間中)	<input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施本部の設置 <input type="checkbox"/> 公共施設・主要施設の安全点検の実施 <input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の実施 <input type="checkbox"/> 調査結果に基づき必要となる応急措置の実施 <input type="checkbox"/> 総合相談窓口における相談業務の実施 <input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関する情報の市民への提供 <input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施本部の運営
生活再建支援のための措置 (応急仮設住宅設置期間中)	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 <input type="checkbox"/> 「危険」及び「要注意」判定建築物所有者に対する被災度区分判定、補強実施の勧告 <input type="checkbox"/> 「調査済」判定建築物所有者を対象とした被災度区分判定実施の促進 <input type="checkbox"/> 余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施（必要と認める場合） <input type="checkbox"/> 被災者向け相談業務

第4 発災直後の緊急措置

1 初動措置

項目	手順その他必要な事項
市内建築関係団体等協力団体への連絡	<input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関する情報の提供 <input type="checkbox"/> 市内被害状況に関する情報の提供 <input type="checkbox"/> 市本部体制の現況に関する情報の提供
各総合相談窓口における担当者等の配置	<input type="checkbox"/> 各総合相談窓口担当職員の配置 <input type="checkbox"/> 市民からの調査及び判定結果に関する相談・異議・苦情等の受付
被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関する広報活動の実施	<input type="checkbox"/> 広報活動の要請 <input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定ボランティア協力の要請（→ 総務部を通じて）
市各部・府・国等への協力要請	<input type="checkbox"/> 府を通じた府内市町村、全国への判定士等の応援派遣要請 <input type="checkbox"/> 府を通じた全国への判定実施に係る資材・機材確保のための協力要請 <input type="checkbox"/> その他各部・関係機関への協力要請
報道機関対応 ※総務部を通じて	<input type="checkbox"/> ラジオ・テレビ各社、報道機関への「被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施」に関する放送わく、紙面提供協力要請
被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定対策チームの編成	<input type="checkbox"/> 建築士会等関係団体、市各部、防災関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 安全点検調査すべき市施設、重要施設の指定 <input type="checkbox"/> 被災建築物危険度判定、被災宅地危険度判定実施計画の作成 <input type="checkbox"/> 判定調査結果のとりまとめ及びデータの公表 <input type="checkbox"/> 市民対応

2 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施本部の設置

項目	手順その他必要な事項
被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施体制の確立	<input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施本部の設置（市網野本庁舎内） <input type="checkbox"/> 建築士会その他建築関係団体への協力要請 <input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施計画の作成、効率的かつ迅速な実施 <input type="checkbox"/> 判定士等、判定実施に係る資材・機材が不足する場合の、府への支援要請
判定士等、判定実施に係る資材・機材の受入れ・活用	<input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施計画に基づく判定士等の配置、判定実施に係る資材・機材の配備 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、食事の提供・宿泊施設の確保、提供 <input type="checkbox"/> その他判定士等判定実施に係る資材・機材に関する連絡・調整
判定実施後に必要な措置への協力	<input type="checkbox"/> 建築物所有者に対する危険防止のための被災度区分判定、補強実施に関する情報提供 <input type="checkbox"/> 宅地の所有者に対する危険防止のための立入禁止措置に関する実施協力、補強実施に関する情報提供 <input type="checkbox"/> その他必要な要員・資機材等の提供協力

3 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定作業の実施

- 応急危険度の判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会及び被災宅地危険度判定協議会の調査票等の定められた基準により行う。
- 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- 判定は、原則として、「目視」により行う。
- 建築物の判定は、外観調査による実施を原則とする。
- 積雪期においては、1階部分が周囲の積雪により外見上軽度な被害に見える場合があるため、特にこの点について注意を喚起する。

4 判定実施後にとるべき措置

- 主な措置は、建築物・宅地所有者に対する危険防止のための応急的補強措置・シート保護、立入り禁止措置、建築物の被災度区分判定の実施促進、融雪期直前の再度対策実施の促進とする。
 - 判定結果の通知を受けた建築物・宅地所有者が自己の責任において、建築構造等技術者へ依頼して行うよう促進する。
- なお、生活困難者に対する支援措置について、検討しその実施に努める。

第3節 応急仮設住宅の建設等

第1 とりまとめ責任担当部 （ 建設部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本指針

- 1 市及び府においては、平常においてあらかじめ二次災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備しておくものとする。
- 2 公営住宅空き家の一時使用等により緊急に提供可能な既存住宅を最大限かつ迅速に確保する。
- 3 仮設住宅の建設は、一般災害については、市長が建設し、災害救助法を適用した災害については、知

事が建設する。

- 4 高齢者や障がい者が居住する上でも、必要なユニバーサルデザイン仕様・規格・付帯設備等を備えた住宅を設定するとともに、その他対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- 5 応急仮設住宅の管理運営については、男女双方の視点に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じ犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討する。
- 6 各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速かつ混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。
- 7 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
指定避難所開設期間 (～28日目)	<input type="checkbox"/> 市営住宅の被害状況の確認・提供可能空家数把握 <input type="checkbox"/> 市内外提供可能府営住宅空家数の把握 <input type="checkbox"/> その他公共住宅空家の提供可能数の把握 <input type="checkbox"/> 暫時提供可能な民間保養所・社宅数及びホテル・旅館客室数の把握 (指定避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」として確保) <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅等入居希望状況の把握 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅建設用地の確保 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅建設業者・資機材等の確保 (レンタル・外国企業をも含む) <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅建設計画の決定及び建設開始 <input type="checkbox"/> 罹災都市借地借家法に基づく地区指定 <input type="checkbox"/> 災害都市復興基本方針に基づく地区指定等の措置 <input type="checkbox"/> 民間賃貸住宅供給促進のために必要な措置 <input type="checkbox"/> 各総合相談窓口内における被災者の要望の把握、相談受付 <input type="checkbox"/> 住宅対策に関する情報の市民への提供
指定避難所閉鎖以降 (29日目～2年)	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅の提供 <input type="checkbox"/> 被災者への一時入居住宅の提供 <input type="checkbox"/> 民間賃貸住宅のあっせん <input type="checkbox"/> 指定避難所閉鎖後の入居待機者用施設(待機所)の確保及び提供 <input type="checkbox"/> 災害公営住宅供給計画の検討及び建設 <input type="checkbox"/> 災害都市復興計画の策定及び事業の実施 <input type="checkbox"/> その他住宅供給促進のために必要な措置 <input type="checkbox"/> 各総合相談窓口内における被災者の要望の把握、相談受付 <input type="checkbox"/> 住宅対策に関する情報の市民への提供

第4 仮設住宅等被災者向け住宅の応急的確保のめやす

項目	手順その他必要な事項
仮設住宅等入居希望 状況の把握	<input type="checkbox"/> 指定避難所における調査 <input type="checkbox"/> 各総合相談窓口における調査 <input type="checkbox"/> 民生児童委員等による調査(高齢者・障がい者等)

項目	手順その他必要な事項
仮設住宅建設用地の確保	<input type="checkbox"/> 市所管公園の被災後の現況の把握 <input type="checkbox"/> その他市内未利用地の現況把握及び用地確保 (→ 各部・各支部・関係機関・その他管理者への協力要請)
一時入居住宅の確保	<input type="checkbox"/> 市営住宅空家の現況把握及び確保 <input type="checkbox"/> 市外公共住宅空家の確保 (→ 府建設交通部等への協力要請)
入居待機者用施設の確保	<input type="checkbox"/> 市内民間保養所・社宅・ホテル・旅館のうち提供可能なもの <input type="checkbox"/> 集会施設等市施設のうち転用可能なもの (→ 各部・各支部・関係機関・その他管理者への協力要請)
被災者向け住宅供給計画案の作成	<input type="checkbox"/> 総戸数及び募集区分別戸数案の作成 <input type="checkbox"/> 面積・仕様・規格・付帯設備等案の作成 <input type="checkbox"/> 供給実施計画案の作成
府・国等との協議並びに協力要請	<input type="checkbox"/> 仮設住宅用地(国・府有地等)の提供要請 (→ 近畿財務局・府財務部等) <input type="checkbox"/> 建設業者・資機材等メーカーの広域的確保協力の要請 (→ 府建設交通部・商工労働観光部・農林水産部等) <input type="checkbox"/> 供給計画案の協議並びに供給実施計画決定(→ 府建設交通部) <input type="checkbox"/> 一時入居住宅提供その他の協力要請(→ その他各部長・関係機関) <input type="checkbox"/> 罹災都市借地借家法その他関係法規に基づく地区指定 (→ 府建設交通部・関係機関)
建設業者その他協力団体等への協力要請	<input type="checkbox"/> 供給・あっせん等協力体制確立の要請 <input type="checkbox"/> 供給実施計画案の作成に関する協力要請 <input type="checkbox"/> 府・国との協議状況に関する情報の提供
総合相談窓口・支部・区等における申込受付等体制確立	<input type="checkbox"/> 相談窓口担当職員・区長等への必要事項の周知並びに各種申込用紙類の配置 <input type="checkbox"/> 市民からの入居申込・住宅提供申出等の受付 <input type="checkbox"/> 市民からの相談・苦情等の受付
被災者向け住宅供給に関する広報活動の実施	<input type="checkbox"/> 市による広報活動の実施 <input type="checkbox"/> 報道機関に対する情報の提供及び報道要請を総務部に指示
住宅救援担当チームの編成	<input type="checkbox"/> 被災者向け住宅供給実施計画に関する事務 <input type="checkbox"/> 各部、各支部、防災関係機関、協力団体との連絡調整 <input type="checkbox"/> 一時入居住宅、仮設住宅用地等の確保
応急仮設住宅の運営管理	<input type="checkbox"/> 男女共同参画による適切な運営管理 <input type="checkbox"/> 心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営 <input type="checkbox"/> 生活者の意見を反映できるよう配慮 <input type="checkbox"/> 男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保 <input type="checkbox"/> 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮

第4節 住宅の応急修理及び障害物除去

第1 とりまとめ責任担当部 (建設部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本指針

- 1 対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- 2 土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去は原則として自力で行う。ただし、生活困難者を対象として、災害救助法に基づき市（府知事の事務委任による）又は府が行う。
- 3 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の結果の如何に関わらず補修により安全性を確保できるものについては、「がれき発生量と処理費用の抑制」を図るため、可能な限り補修するよう協力を求める。
- 4 修復困難なため解体せざるを得ないものについては、がれき処分計画との整合性をふまえ段階的に行うよう、所有者・協力団体・業者等の協力を求める。
- 5 費用の法外な高騰や違法行為を行う業者の出現等によるトラブル防止のため、府・国・協力団体等と連携・協力し、補修業者の広域的確保と費用の適正化確保に努める。
- 6 各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速かつ混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。
- 7 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (指定避難所設置期間中)	<input type="checkbox"/> 土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去（実施する場合） <input type="checkbox"/> 応急危険度判定結果に基づく対象者リストの作成 <input type="checkbox"/> 建築物の応急修理実施体制の確立 （業者・資機材及び必要となる用地の確保） <input type="checkbox"/> 災害救助法に基づき市が行う応急修理作業実施計画の決定及び開始 <input type="checkbox"/> 被災者が行う補修に対する支援メニューの策定
生活再建支援のための措置 (応急仮設住宅設置期間中)	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 <input type="checkbox"/> 災害救助法に基づき市が行う応急修理作業の実施 <input type="checkbox"/> 被災者が行う補修に対する支援メニューの提供 <input type="checkbox"/> 建築物の応急修理に関する相談業務開始 <input type="checkbox"/> 被災者が行う補修の業者への依頼あつせん

第4 市各部及び支部の役割分担

名称区分	手順その他必要事項
建設部	<input type="checkbox"/> 土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去（実施する場合） <input type="checkbox"/> 応急修理の実施 <input type="checkbox"/> 市営住宅対策
総務部	<input type="checkbox"/> 応急修理対象住家の所有権確認に伴う協力 <input type="checkbox"/> 応急修理対策全般に関する広報 <input type="checkbox"/> 区長等の連絡・調整に関する協力（支部を通じて）
救護厚生部	<input type="checkbox"/> 生活困難者の認定に関する協力 <input type="checkbox"/> 災害救助法関係事務のとりまとめ
支部	<input type="checkbox"/> 各部が所管する業務への所管地区におけるとりまとめ、協力

第5 土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去

土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去は、府地域防災計画の定めるところにより行う。

対策種別	内容
自費除去	<input type="checkbox"/> 被災者が自力（自費）で除去する。
除去費等の融資	<input type="checkbox"/> 自力（自費）で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
災害救助法による除去	<input type="checkbox"/> 自己の資力では困難な世帯のために市が除去する。 <input type="checkbox"/> 選定にあたっては、民生児童委員等関係機関の意見を聞き、選定の上府支部を通じて府本部に報告する。

第6 被災住宅の応急修理

1 市又は府が行う被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された災害であり、被害状況等により必要があると認めた場合は府が行う。

なお、知事の通知に基づき市が行う場合の応急修理対策の実施手順等については、そのつど府と協議して決めるが、おおむね以下をめやすとする。

(1) 実施手順と主な措置

項目	手順その他必要な事項
市内建築関係団体等協力団体への連絡	<input type="checkbox"/> 市が行う応急修理作業への協力要請 <input type="checkbox"/> 被災者が行う補修依頼への最大限対応の要請 <input type="checkbox"/> 市内被害状況に関する情報の提供 <input type="checkbox"/> 市本部体制の現況に関する情報の提供
市が行う被災住宅の応急修理	<input type="checkbox"/> 応急修理実施希望の把握 <input type="checkbox"/> 応急修理実施計画案の策定
各総合相談窓口・区等における申込受付等体制確立	<input type="checkbox"/> 相談窓口担当職員・区長等への必要事項の周知並びに各種申込用紙類の配置 <input type="checkbox"/> 市民からの応急修理申込受付 <input type="checkbox"/> 市民からの応急修理全般に関する相談・異議・苦情等の受付
建築物応急修理対策チームの編成	<input type="checkbox"/> 国及び府建設交通部・市各部・関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 建設業協会等建築関係協力団体との連絡調整 <input type="checkbox"/> その他建物応急修理に関する連絡調整業務

(2) 対象となる物件のめやす

- 建物応急危険度判定「危険」もしくは「要注意」であるもの
- 被災度区分判定に基づく「補修可能」であるもの
- 住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理することができない者又は大規模な補修等を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者
- その他がれきの収集・処分計画の適正化を図る上で必要と認めたもの

2 被災者が行う補修に対する支援

(1) 区長等を通じた支援

融資制度等既存もしくは新規行政支援メニューの充実並びに資料・申込書の提供等。

(2) 協力団体等を通じた支援

被災者の依頼に対する最大限対応の要請、交通規制除外等各種緩和・優遇措置等

3 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合には、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

なお、府営住宅その他公営住宅については、それぞれ所管する府建設交通部、府住宅供給公社等が被害状況を緊急調査し迅速に応急修理する。

市営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。

市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。

市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第7章 文教応急対策計画

第1節 学校応急対策計画

第1 計画の方針

- 1 とりまとめ責任担当部 (**教育部**) ※ 災害対策本部設置時の部名称
- 2 大規模地震時における幼稚園・学校応急対策実施に関する基本指針
 - (1) 指定避難所開設直後1週間については、児童・生徒等の安全確保と、地域における救援活動上の拠点施設としての必要な協力を最優先で実施する。
 - (2) 市は学校教職員及び学校施設がその本来の役割である児童・生徒等のケア対策に専念し活用される状態に一刻も早く復するよう努める。
 - (3) 市は学校長と協議の上、発災後29日目開始を目標として、学校の再開及び応急教育体制を確保する。この場合「児童・生徒のこころのケア」を適切に行えるよう北丹医師会、府（福知山児童相談所）その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。
 - (4) 対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
 - (5) 各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・団体・関連業者・専門家・ボランティア・市民・事業所等並びに区・PTAに広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速かつ混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。
 - (6) 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。
- 3 大規模災害発生後における対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
災害発生初期の緊急措置 (～7日目)	<input type="checkbox"/> 教室を中心に被災者収容のための指定避難所開設準備等被災者の応急的受入れ措置に関する協力 <input type="checkbox"/> その他救援対策活動拠点としての施設の提供に関する協力 <input type="checkbox"/> 校内被災箇所・危険箇所の点検・調査並びに当面必要な安全措置の実施（立入禁止措置等） <input type="checkbox"/> 所属教職員の安否確認並びに動員の指示 <input type="checkbox"/> 安否不明の教職員リストの作成 <input type="checkbox"/> 児童・生徒の安否確認・所在の把握 <input type="checkbox"/> 安否不明の児童・生徒リストの作成 <input type="checkbox"/> 疎開児童・生徒リストの作成
指定避難所開設期間 (8日目～28日目)	<input type="checkbox"/> 指定避難所及び校区内在宅児童・生徒のこころのケア対策 <input type="checkbox"/> 安否不明の児童・生徒に関する再調査 <input type="checkbox"/> 疎開児童・生徒リストの作成 <input type="checkbox"/> 被災校舎の補修並びに仮設校舎の建設 <input type="checkbox"/> 学校再開及び応急教育計画の検討並びに実施体制の確立 ※教材類・要員等の確保 <input type="checkbox"/> 学校再開及び応急教育計画に関する広報活動並びに相談業務
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	<input type="checkbox"/> 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 <input type="checkbox"/> 応急教育対策の実施 ※児童・生徒のこころのケア対策、平常時教育体制への移行中心に行う。 <input type="checkbox"/> 疎開児童・生徒のアフターケア ※学校再開の連絡、その他必要な措置 <input type="checkbox"/> 被災校舎の建替もしくは耐震補強計画の検討並びに実施 <input type="checkbox"/> 応急教育体制に関する広報活動並びに相談業務

4 市・関係機関・PTAその他協力団体等の役割分担

名称区分	役割のあらまし
市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 応急教育実施のための市内学校間応援要員の確保並びに応急教育対策実施計画の作成 <input type="checkbox"/> 被災校舎の安全点検・危険度判定・被災状況調査の実施 <input type="checkbox"/> 調査結果に基づく必要な補修、補強その他必要な措置の実施 <input type="checkbox"/> 代替校舎確保、仮設校舎建設等応急教育実施のために必要な施設提供 <input type="checkbox"/> 教科書・学用品の調達・輸送並びに被災児童・生徒への配分 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害救助法が適用された場合、教科書、文房具及び通学用品は市長が調査して府教育部へ報告し、府教育部の調整のもと調達、配分を実施 <input type="checkbox"/> 災害救助法が適用されない場合、市教育委員会が被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて（一社）教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。文房具及び通学用品については、市教育委員会が直接調査、調達、配分を実施 <input type="checkbox"/> 就学奨励費（給食費等）の給付等の援助措置 <input type="checkbox"/> 被災学校ごとに定めた担当者による情報及び指令の伝達 <input type="checkbox"/> その他応急教育実施のために必要な措置 <input type="checkbox"/> 応急教育に関する広報活動並びに相談業務その他市民との対応
府	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 応急教育実施のための他市町村間応援要員並びに応急教育対策実施計画の作成に関する支援 <input type="checkbox"/> 被災校舎の安全点検・危険度判定、被災状況調査に関する支援 <input type="checkbox"/> 学校施設の応急的な復旧確保のために必要な支援 <input type="checkbox"/> 府立学校授業料の納付期間延長又は免除 <input type="checkbox"/> その他市が行う対策に関して必要な支援協力
国・防災関係機関・協力団体	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 応急教育実施のための応援要員、教材類の確保に関する支援 <input type="checkbox"/> その他応急教育実施のために必要な支援 <input type="checkbox"/> 学校施設の応急的な復旧確保のために必要な支援 <input type="checkbox"/> その他市が行う対策への協力
学校教職員	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童・生徒の安否確認並びに安全確保 <input type="checkbox"/> 発災直後の学校施設被災状況に関する報告 <input type="checkbox"/> 初期における指定避難所運営に関する協力 <input type="checkbox"/> 指定避難所及び校区における児童・生徒のこころのケア・教育的ケア対策 <input type="checkbox"/> 疎開先の児童・生徒への教育的ケア <input type="checkbox"/> 登・下校路の危険個所把握並びに必要な措置 <input type="checkbox"/> 応急教育計画案の検討並びに実施 <input type="checkbox"/> その他災害時における学校の役割に伴う必要な措置

名称区分	役割のあらまし
P T A、学校医その他学校関係団体等	<input type="checkbox"/> 児童・生徒の安否確認並びに安全確保に関する協力 <input type="checkbox"/> 指定避難所における応急教育実施への協力 <input type="checkbox"/> 指定避難所・校区における児童・生徒の健康維持、こころのケア対策に関する協力 <input type="checkbox"/> 登・下校の安全確保のために必要な協力 <input type="checkbox"/> 市が行う児童・生徒向け相談業務に関する協力 <input type="checkbox"/> その他市・府が行う対策への協力
区長等	<input type="checkbox"/> 地域における児童・生徒の安否確認並びに指定避難所の運営に関する協力 <input type="checkbox"/> 指定避難所における応急教育対策実施への協力 <input type="checkbox"/> その他市の行う対策に必要な協力

第2 災害警戒期にとるべき措置

1 災害のおそれがあるときの留意事項

学校行事、会議、出張を中止する。

児童・生徒の避難方法、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法を検討する。

市の教育委員会、警察署、消防本部（署）及び保護者への連絡網の確認を行う。

勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておく。

2 災害のおそれがあるときの役割

名称区分	役割のあらまし
教育委員会	<input type="checkbox"/> 地震発生時に備え、危険物等の保安その他必要な危険防止措置（浸水危険のある地域においては、浸水防御措置を含む）の実施、常設消火器・階段・出入口・非常口等の定期的な点検・整備、災害時の応急教育、指導の方法などにつき明確な計画を立てるよう、学校長に対して指導助言する。 <input type="checkbox"/> 災害が発生し又は発生するおそれがある場合、学校長に対し、気象及び災害に関する情報を迅速・的確に伝達する。また、児童・生徒の集団下校・休校等の必要な措置を指示する。
学校長（園長）	<input type="checkbox"/> 学校の立地条件などを考慮し、危険物等の保安その他大規模な災害時に危険と思われる箇所を点検し、常設消火器、階段、出入口、非常口等を定期的に点検・整備する。また、災害時の応急教育、指導の方法などにつき明確な計画を立てておく。 <input type="checkbox"/> 市等関係機関から津波及び地震に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達する。 <input type="checkbox"/> 津波浸水危険のある地域においては、あらかじめ定める計画に基づき浸水防御措置をとる。 <input type="checkbox"/> 自らラジオ、テレビ、インターネット等により気象情報、地域の被害状況等災害情報の収集に努める。また、災害により固定電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。 <input type="checkbox"/> 児童・生徒への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 状況に応じて児童・生徒の集団下校、休校等の適切な措置をとる。

名称区分	役割のあらまし
教職員	□常に津波・地震に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して災害防御のために必要な措置を行うとともに、応急教育体制に備える。

第3 災害発生初期の緊急措置

1 指定避難所設置に伴う学校としての協力のめやす

項目	手順その他必要な事項
指定避難所開設に関する協力	<p>□被災した地域等からの避難者があった場合は、速やかに体育館等大きなスペースのとれる場所に誘導し、被災後の精神的打撃が緩和されるよう努める。</p> <p>□その後ただちに教室等の安全点検を行い被災者が一時滞在するための避難室を確保する。</p> <p>□小・中学校及び高校においては、市支部にその旨連絡し、指定避難所運営担当職員の派遣を求める。</p>
指定避難所運営に関する協力	<p>□市の指定避難所運営担当職員もしくはその他の市職員が到着するまでの間、学校教職員を指定避難所運営に従事協力させる。</p> <p>□従事協力期間は災害発生後1週間をめやすとする。</p>
その他留意すべき事項	<p>□被災者に対する応対に際しては被災直後の精神的打撃や混乱状態にあることを念頭に置き接するよう努める。</p> <p>□高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児その他不自由な指定避難所生活に不適當な市民の所在を最優先で把握し、速やかに「スペース」の確保、専用避難所への移送その他必要な措置を講ずることができるよう努める。</p> <p>□指定避難所運営は、学校教職員・市職員だけでは困難であることを念頭に置き、あらゆる局面で区長、PTAその他被災した市民の協力を得ることとし、「被災者はお世話されるだけの人」、「市職員、学校教職員及びボランティアはお世話する人」といった関係を作らないよう努める。</p>

2 学校施設の被災状況の把握等

項目	手順その他必要な事項
学校教職員による校内被災箇所・危険箇所の点検等	<p>□災害発生によりその必要があると認めた場合は、ただちに学校施設の被災状況を調査し、校内被災箇所・危険箇所を把握する。</p> <p>□可能な範囲における応急修理、立入禁止措置その他必要な措置を講ずる。</p> <p>□設備の被害状況とあわせて、市支部に報告し修理・代替設備の供給その他必要な措置を講ずるよう要請する。</p>
市による安全点検の実施	<p>□市は、災害発生によりその必要があると認めた場合市内学校施設の安全点検、応急危険度判定等を実施する。</p> <p>□必要に応じて、府・国等関係機関、市建設業協会・建設業者・建築士会その他協力団体等と連携・協力して実施する。</p>

3 児童・生徒・教職員の安全確保もしくは安否の確認等

(1) 在校時間中に災害が発生した場合

項目	手順その他必要な事項
発災直後の措置	<p>□在籍の児童・生徒・教職員の安否を最優先で確認・把握する。</p> <p>□発災後1時間以内にその時点で把握した限りの情報として、支部又は市本部（教育部）に対し被害の有無等について連絡する。</p>

項目	手順その他必要な事項
状況確認後の措置	<input type="checkbox"/> P T A等保護者連絡網を通じて極力保護者への連絡に努める。 <input type="checkbox"/> 災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は校内にいったん保護する措置をとる。 <input type="checkbox"/> 支部又は市本部（教育部）に対し上記の措置をはじめその時点で講じた措置を報告する。 <input type="checkbox"/> 登下校路の安全と被災状況が軽微であると確認された場合は、支部又は市本部（教育部）と連絡の上、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとるとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

(2)夜間・休日等に災害が発生した場合

項目	手順その他必要な事項
発災直後の措置	<input type="checkbox"/> 原則として、直近登校予定日の休業措置をとる。 <input type="checkbox"/> 各教職員は自ら甚大な被害を受けておらず、かつ学校所在地域において大規模災害発生を知ったときは、自主的かつ速やかに所属の学校に参集する。 <input type="checkbox"/> 指定避難所の初期における運営協力並びに児童・生徒の教育的ケア、応急教育対策の実施に従事する。
安否及び所在の確認	<input type="checkbox"/> 学校（教職員）の調査に基づく報告による。 <input type="checkbox"/> 支部又は教育部特別調査班の現認に基づく報告による。 <input type="checkbox"/> P T A・区長その他による調査に基づく報告による。 <input type="checkbox"/> その他防災関係機関による調査に基づく報告による。
安否不明リストの作成	<input type="checkbox"/> 学校単位で作成する。 <input type="checkbox"/> 保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障がいの有無等必要となる対策の種別・規模を把握するために必要な状況項目別に作成する。

第4 指定避難所開設期間中にとるべき措置

1 指定避難所設置に伴う児童・生徒の応急的ケアのめやす

項目	手順その他必要な事項
指定避難所及び校区内在宅児童・生徒等の教育的ケア・こころのケア	<input type="checkbox"/> 校庭もしくは未使用の教室その他指定避難所内の適当なスペースを確保し「指定避難所内教室」として行う。 <input type="checkbox"/> 教材の有無、また屋外内にこだわることなく行う。 <input type="checkbox"/> 時間わくは、午前中もしくは午後の数時間とする。 <input type="checkbox"/> その他全体として、災害遭遇後の混乱した「児童・生徒及び教職員自身のこころのケア」と指定避難所として使用されるために混乱を余儀なくされた「学校における生活秩序」を徐々に回復し、学校再開後の応急教育体制にスムーズに移行させることにポイントをおく。
指定避難所入所者との「よい関係」づくり	<input type="checkbox"/> 「広報京丹後」紙面や各指定避難所作成の掲示・ビラ等による事前・事後の広報活動に加え「教室」実施予定スペース付近周辺の入所者や被災者との「よい相互関係を保つための活動」全般を行うよう努める。 <input type="checkbox"/> こころのケア対策に関する専門家のアドバイスを得ながら行うよう努める。
疎開児童・生徒リストの作成	<input type="checkbox"/> 保護者からの届出、学校教職員による地域訪問等により把握した限りにおける疎開児童・生徒リストを作成する。 <input type="checkbox"/> これにより疎開先に対する照会や児童・生徒への連絡を行う。 <input type="checkbox"/> 市は、必要に応じて学校長に対し疎開児童・生徒リストの作成並びに提出を求める。

2 学校再開及び応急教育計画の検討並びに準備

項目	手順その他必要な事項
施設の確保	<p><input type="checkbox"/>市は、学校施設の被害状況並びに指定避難所の現状等に関する調査を踏まえ学校長と連絡の上概ね以下のとおり応急教育実施のための場所を確保する。</p> <p><input type="checkbox"/>学校の校舎の一部が被害を受けた場合は、軽被害の教室、特別教室、和室、屋内体育館を使用する。</p> <p><input type="checkbox"/>学校の校舎の全部が被害を受けた場合は、近隣の集会施設等の公共施設一時利用、軽被害の近隣学校の校舎への併設、応急仮設校舎の設置による。</p> <p><input type="checkbox"/>施設の状況により短縮授業、二部授業、分散授業、複式授業による。</p>
応急教育対策実施要員の確保	<p><input type="checkbox"/>出勤可能な職員の人数に基づき、被災した教職員の補充もしくは交代要員の科目別必要数を算定し、市に必要な措置を講ずるよう要請する。</p> <p><input type="checkbox"/>市は、災害状況に対応して学校間における教職員の応援、府への協力要請、教職員の臨時採用、事務局勤務の教職員による協力、民間教育機関の協力支援、臨時の学級編成等の措置を講ずる。</p> <p><input type="checkbox"/>児童・生徒の安全登下校を確保するため必要に応じ臨時通学路を指定する。またPTA等の協力による安全指導要員を配置する。</p>
教科書・学用品の調達	<p><input type="checkbox"/>市は、府計画の規定に基づき、応急教育実施のために必要と認める児童・生徒に対して、教科書・学用品を調達し支給する。</p> <p><input type="checkbox"/>支給する学用品は、次に掲げる品目をめやすとして、現物をもって行う。</p> <p><input type="checkbox"/>教科書、学習用具（1セット）、鉛筆（1ダース）、ボールペン（2本）、消しゴム（1個）、ノート（10冊）、下敷（1枚）</p>
学校再開の連絡	<p><input type="checkbox"/>学校再開時期が確定した場合は、速やかに児童・生徒及び保護者に連絡する。あわせて応急教育が適切に行われるよう必要な協力を要請する。</p> <p><input type="checkbox"/>疎開児童・生徒及び保護者への連絡については学校長が行う。</p>
給食の措置	<p><input type="checkbox"/>給食は、府等と協議し可能な限り学校再開と同時に実施する。</p> <p><input type="checkbox"/>ただし、次のいずれかに該当する場合児童・生徒に対する給食は一時中止する。</p> <p><input type="checkbox"/>給食施設が被災し、給食実施が不可能な場合</p> <p><input type="checkbox"/>感染症まん延その他危険の発生が予想される場合</p> <p><input type="checkbox"/>その他給食の実施が適当でないと認められる場合</p>
その他の事項	<p><input type="checkbox"/>災害救助法が適用された場合府立学校の生徒・学生の被災の程度に応じて、授業料の納付期間の延長又は免除措置が講ぜられる。小・中学校等に関しては、給食費等相当額を就学奨励金として支給するよう措置する。</p> <p><input type="checkbox"/>児童・生徒の健康管理については、各学校長が学校医、北丹医師会その他の派遣医師等の協力を得て行う。</p>

3 指定避難所運営に関する協力

学校長は、指定避難所開設期間中において、市の要請があった場合は、学校運営に支障のない限りにおいて、指定避難所の運営に協力する。その他「第3 災害発生初期の緊急措置」を準用する。

第2節 保育所・認定こども園応急対策計画

第1 とりまとめ責任担当部 (教育部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 計画の方針・内容

第1節 学校応急対策計画を準用する。ただし、以下の章を踏まえ行うものとする。

※ 第3部第13章「市の施設及び観光施設等応急対策計画」

※ 同 第14章「社会福祉施設応急対策計画」

※ 第4部第2章「高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」